

# 令和3年第3回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	(3)
第1日(9月6日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
南 有隆君	6
林 敏治君	20
沖野一雄君	33
喜山康三君	48
林 隆壽君	62
大田英勝君	73
原 栄徳君	83
議案第41号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例	93
議案第42号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	95
議案第43号 令和3年度与論町一般会計補正予算(第5号)	96
議案第44号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	100
議案第45号 令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)	101
議案第46号 令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算(第2号)	102
議案第47号 令和2年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	103
認定第1号 令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	104
認定第2号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について	104
認定第3号 令和2年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	104
認定第4号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	104

認定第 5号	令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	104
認定第 6号	令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	104
認定第 7号	令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	104
	特別委員会設置及び委員の選任について	108
諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（元井勝彦）	108
諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（松山陽右）	109
散 会		111

## 第2日（9月14日）

議案第48号	令和3年度与論町一般会計補正予算（第6号）	117
認定第 1号	令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	120
認定第 2号	令和2年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	120
認定第 3号	令和2年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	120
認定第 4号	令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	120
認定第 5号	令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	120
認定第 6号	令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	120
認定第 7号	令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	120
陳情第 9号	島の宝・全児童生徒へ適切な学校給食を提供し、心身の健全育成に努めること	124
陳情第11号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（総務厚生文教常任委員長報告）	125
陳情第12号	飲食店及び酒類販売事業者への支援拡充について	127
発議第 3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）	127
	閉会中の継続審査・調査について	129
閉 会		129

令和3年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9月6日	月	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
9月7日	火	令和2年度事業個所調査 決算審査特別委員会
9月8日	水	決算審査特別委員会 常任委員会
9月9日	木	
9月10日	金	
9月11日	土	
9月12日	日	
9月13日	月	予備日(議事整理日)
9月14日	火	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 令和3年第3回与論町議会定例会

第 1 日

令和3年9月6日

令和3年第3回与論町議会定例会会議録

(4)

令和3年9月6日（月曜日）午前9時00分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第41号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第6 議案第42号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第7 議案第43号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第5号）

第8 議案第44号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第9 議案第45号 令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第10 議案第46号 令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）

第11 議案第47号 令和2年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第12 認定第1号 令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

第13 認定第2号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

第14 認定第3号 令和2年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

第15 認定第4号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第16 認定第5号 令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第17 認定第6号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第18 認定第7号 令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

第19 特別委員会設置及び委員の選任について

第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（元井勝彦）

第21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（松山陽右）

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真 奈 美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 朝 岡 芳 正 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産 業 振 興 課 長 山 下 秀 光 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 川 上 嘉 久 君
水 道 課 長 仁 和 男 君	茶花こども園長 富 千 加 代 君
児童発達支援センター長 龍 野 勝 志 君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-------------------	---------------

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和3年第3回与論町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番林敏治君、7番大田英勝君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの9日間に決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。

町長から令和2年度与論町健全化判断比率の報告、令和2年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出があり、町監査委員から令和3年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

下表を御覧ください。7月13日、正副議長研修会について、鹿児島市で行われ、議長、副議長、事務局長で出席しました。旅費の負担は町です。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第140号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） おはようございます。今年9月をもちましてようやく議員にならせていただきまして1年が経ちました。これからも与論島また町民の方、自分のレベルアップのためにまた頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、質問をさせていただきます。

##### 1 コロナ禍における教育振興について

- (1) コロナ禍になりGIGAスクール構想が推進され勉強方法が変わりつつあるが、今後どのような教育方針を考えているのか伺いたい。
- (2) ICT化が進むと家計への負担が増え勉強や進学、奨学金制度に影響が出ると思うがどのように考えるか。

##### 2 新型コロナワクチン接種について

- (1) 与論町における新型コロナワクチン接種の状況とコロナハラスメントやワクチンハラスメントが起きていないか伺いたい。
- (2) 今後の与論町の新型コロナワクチン接種は、どのように進めていくのか。希望者のワクチン接種が済めば終了となるのか伺いたい。

よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、コロナ禍における教育振興についてお答えいたします。

国が進めているGIGAスクール構想は、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを学校に一体的に整備することで、子供たちの資質・能力を一層確実に育成するためのICT環境を実現するものであり、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTを融合させることによって、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すものです。



本町においても、この2学期から、小・中学校における1人1台端末の本格的な活用が始まります。教育委員会としましては、これからの教育に大切な「主体的・対話的で深い学び」の授業改善が一層進むような効果的な学習方法の充実に努めてまいります。特に、調べ学習と協働学習の充実に図ります。

調べ学習では、「個別最適な学び」という視点で、子供自身が疑問に思うことを調べる学習や自らの学びの状況に応じて学習を進めるという学習の推進です。また「協働的な学び」の視点では、共通の課題等に役割分担で学習する方法や、同じ課題に対して多様な意見に触れたり、意見を交わしたりする学習です。オンラインによる学びも含まれます。変化の激しい社会に対応できる児童生徒の育成のために、教職員の研修の充実に図ってまいりたいと考えます。

2問目です。

国の施策の一環である教育のICT化を本町でも実施し、児童生徒の学びの幅を広げようと事業を実施しているところです。

ICT化への進展に伴う家計への負担については、さまざまな視点から見ていく必要があると思います。携帯電話等情報通信機器が1人1台所有となりつつある現在、情報機器の普及状況や通信環境の整備状況は、御家庭によって差があるため、ICT化によって家計の負担が増加するとは、一概には申し上げられません。

今後、さまざまな学習方法を身につけ、学習の機会をつくっていくことで児童生徒の学びの幅が広がり、勉強や進学への意欲が向上し、奨学金制度を利用しながら進学して学ぶ生徒も増えていくと考えます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、本町におけるコロナワクチン接種の状況とハラスメントについてお答え申し上げます。

新型コロナワクチンの接種状況は、8月30日時点で、65歳以上が1回目終了85.3%、2回目終了83.4%であり、12歳以上64歳以下が1回目終了77.5%、2回目終了58.7%です。全体で1回目終了80.9%、2回目終了69.3%となっています。

集団接種予約者が全員終了した場合（集団接種終了後9月中旬以降の病院での個別接種含みません）で、65歳以上が1回目終了85.4%、2回目終了85.3%、12歳以上64歳以下が1回目終了77.7%、2回目終了77.2%、全体で1回目終了81.1%、2回目終了80.8%の見込みとなっています。

昨年の新型コロナウイルス感染症が出始めた頃は、未知の病気に対する不安や警戒心から、確かに役場への電話問い合わせ等も多少ありましたが、ある程度感染症の実態がわかってきた最近においては、問い合わせ等も少なくなり、特に不当な差

別や誹謗中傷等はないものと理解しています。

また、ワクチン接種はあくまでも、本人の意思で希望する方に対して接種を行っており、ワクチンの接種・未接種による差別はあってはならないものであり、実際ワクチンハラスメントの報告は受けておりません。

なお、そのようなコロナに関するハラスメントが起きないように、随時防災無線による放送や週報等チラシを活用して、感染された方や医療従事者等に対する不当な差別や偏見は決して許されないことを周知啓発しています。

次に、今後のコロナワクチン接種についてです。

これまで、医療従事者を皮切りに高齢者・基礎疾患のある方、そして12歳以上の一般の接種希望者に対し、ワクチン集団接種を行ってまいりました。町としては、ひとまず9月18日で集団接種を終了する予定ですが、集団接種終了後は、与論徳洲会病院にて個別接種を継続していく予定です。

国の計画では、令和4年2月28日までとなっていますが、全国的な感染拡大への対策として8月17日の菅総理の記者会見では、10月から11月のできるだけ早い時期に、希望する全ての方への2回のワクチン接種の完了を目指すと言われて

います。

なお、新型コロナワクチンは、強制ではありません。接種を希望される方が、予防接種による効果と副反応のリスクを理解した上で、自らの意思で接種を受けるものです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、順を追って質問させていただきます。

まず、現在まだコロナの関係で、町も本当に僕からすれば良いタイミングで、ICT化を進めたのではないかなということは思っています。この学校における教科書導入について、デジタル化というのはやはりコロナ対策としては良いのかもしれませんが、実際子供たちの勉強をする環境、友達とのコミュニケーションをする環境については、ちょっとどうなのかなというのは本当に思っています。

なぜかと言うと、最近は本当に携帯で会話をするのも当たり前ですし、連絡するのも携帯です。そうなりますと、今ある紙の教科書と多分iPadを入れて、教科書代わりにして授業を進めていくと思うのですが、今後、この紙の教科書というのは本当に全部無くしてしまって、全教科ICT化にしてしまうのか。それとも残すのは残す、教科別に使って、例えば主要の国・数あとまた英語とかはiPadにして、あまりと言うのは変ですが、そんなに必要のない保健体育とか家庭科とか、そういったものは結局紙のままで残すのか。そういったことに対して、紙とiPad、電子機器に対してのバランスをどのようにしていくのか、お聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。今、デジタル教科書というようなことも今後導入していきますが、現在も導入はしています。危惧される面も当然ありますし、国も2022年までに、デジタル教科書へ移行しようという大きな計画はあるようです。全面的に全て紙を無くしてということについては、考えておりません。その紙と書くものも同じですが、教科書がまずありて、授業の中で同じ教科書を教材提示装置で映し出して勉強する。そして、個人個人のものにダウンロードして使う。その辺の効果的な活用については、今後の活用状況を踏まえながら、デジタル教科書移行は、予算との関係もあり、職員の研修状況、子供たちへの効果を見ながらまいりたいと思います。基本的に今、教科書を全部無くするという方向では考えていません。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） はい、わかりました。それでは、ちょっと中身の方についてもお聞きしたいのですが、現在、携帯の普及で、何でも調べるということに対して、よくみんなググると、グーグルではすぐできます。携帯でのネット検索ですぐです。ですが、僕たちが小学校の時代は、辞書を持ってきて1個ずつ調べて、言葉の意味を書いて覚えるというのが当たり前でした。ですけど、こうやってICT化が進むと、まず調べるということをしないとと思うのですよね。すぐにググると、検索すれば一発でヒットして出ると。その中から見て書くだけと。授業というよりただ単に書いて写している、そういう捉え方ができるのではないかと思います。

それと、よくあるのですが、漢字の変換では、ある言葉をどういう漢字だったかと、大体では書けますが、正確に長さとか点を打つ場所、そういうのは書けません。今では会話とかも全部携帯と言ったのは、全部携帯の文書変換してそれを送ると。自分の口で会話をするのではなくて携帯で会話をする。そうすれば漢字もちゃんと出る。昔は筆に墨汁を付けて紙に書いて、一言ずつ気持ちを込めて送ったというのがありますが、そうなると、本当に子供たちとのコミュニケーションというのが取れるのか、そのように思います。対話ができるのかということですね。対話するのも携帯でやるだろうし、本当に必要事項のことだけ話すのではないかと、こういうことにならないのかということを実際には心配しているのですが、それについてはどうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今後に向けて対話とか、調べる学習がどうあるかというのは、貴重な提言だと思っています。学校の研修の中でもそういったものを十分考えながら、例えば、漢字については、今、辞書が機械の中に全部入っていますので、当然

その中から丁寧に漢字の辞書を使っているという感覚で、子供たちは調べているという時代に入っていると思います。だから、調べることは同じです。辞書を引くかICTの中の辞書を引くか、問題はそれを自分のものに写しあげていくのが、タブレットで記録を取る場合と、それからノートにメモを取る場合、いろいろありますので、そのあたりはやはり、自分のものになるように調べるといったようなことが大事になります。

次、心配している対話、このこともICTを通じて、例えば、携帯で遠くにいる人と語るのを顔を見ながらできるようなZoom会議みたいな形で、子供たちも多様な会話を、それぞれの地域や国や立場を越えて会話をできるという形にこれからなりますので、より幅の広がった対話活動をしていく経験に入っていく時代になっているというように思います。その上で、南議員が心配している、人と人の心を、それから痛みを感じながら会話するということは、次のまた人と人との触れ合いという体験活動を大事にしていかないと育たない大事な部分なので、ここを学校社会の中では、いわゆる集団で一緒に学ぶ、一緒に体験するという活動を大事にしないと、今後の未来に人としての心を失う部分が出てくるだろうと、そういうのは十分検討しながら、ICTへの取り組みを多く活用し、デメリットはなるべく避けていくという研修が必要であるというように考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 私もデジタルが全て悪いということではないと思います。実際は、本当に使い方次第だと思っています。今言ったようにコミュニケーション、対話ができない、携帯でやるようになるのではないかと言いましたが、実際、先ほど教育長が言われたとおり、痛みという部分で、例えばデジタルを使って直接言いつらいことを学校の先生に言う、これは一つのいじめ対策にはなるのではないかなと思っています。直接は言えないが、そういうツールを使って、今では意見箱といって紙に書いて意見を入れていますが、そうではなくて、学校の中にシステムをつくって、1つのツールボックスみたいな場所を作って、そこに投稿すると。そうすれば先生と生徒が、誰にも知られずにこういった会話がある、誰々さんにこういうことを言われたとか、部活動でこういうことがあったとか、そういうことも気軽に投稿できる、そういうように使えるのではないかと思っています。実際これも、他県で使われているようで、いじめ対策に使えるということでやっています。

あとは、日本全国いろいろなところを調べてみたところ、一番ネックになるのが、宿題とかを出されたときに、全てネットからダウンロードして、コピー&ペーストするのではないかということのを頭に思って、先生たちもそういうことをされたらどうしようかなと。夏休みが終わって宿題提出しました。見たところ、100人が1

00人同じようなものを持ってくるというようなことがあったらどうしようかということを懸念しているところもありました。

おもしろいことに5、6年前から都会では、夏休みの子供の図画工作を商売にしているところもあります。小学生がこんなクオリティの高いものをつくれるのかと。ですけど、本人がつくったと言えれば先生としてはそれを信じるしかないので、ところが、その40人クラスの中の半分ぐらいがやはりその会社を使ったそうです、聞いてみたところですね。これはICTとは関係ないのですが、こういうようにネットを使って、やはりこういう宿題だとか図画工作をやってくるときに、これが悪いとか良いという判断はちょっとできないですが、それを結局先生たちはどう捉えるのか。ダウンロードOKなのか。似たようなものが、宿題で同じような答えが出て、それでもOKなのか。教育長としては、そこら辺はどうお考えになりますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） そういう意味で、いろいろなものを使って、例えば、これまで考えられないようなものを、上手につくるということができるようになってくるのは、社会の質の向上においては大事だと考えています。

さて、教師がそれをその子供が本当にできるようになったのかという、応用とか技能とか技術の獲得に汎用性があるかどうかということ、汎用性というのは応用が利くかという力が本人についていけば評価するだろうし、単なるコピペだったら、昔で言えばお父さんやお母さんが宿題を全部教えてくれて、答えは算数の答えはばっちり揃っていると、それを高く評価するかというのは、いつまでも続く評価の部分です。それで、今の新しい学習指導要領もそういった評価の観点を変えていくという取り組みになってきています。よって私自身は、そういう宿題の質、例えば、物の質が高まることは大事だが、それが安易にキットを使ってつくる場合と、そのキットから自分で応用してもう一つつくれるのかといったときには、この汎用性が、いわゆる表現力、本物のものがついているかは、別のもので考えていくというようにしないといけないということは出てくると思います。上手にできるものが子供の段階で与えられて、質の高いものは良い、しかしながら、本当に子供に身につけていくものであるかどうかは、見極めて評価をするということで考えたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） はい、わかりました。

最後に、奨学金制度なのですが、現在与論町において、奨学金制度を使用している方とか、返還率とか、回収とかはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） お答えいたします。

令和2年度の奨学金の実績で申し上げますと、短大生が1人、専門学校生1人、大学生15人、大学院生1人、計18人、額にして1152万円ほどです。償還については、手元に資料がございませんので御報告できません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 家計への負担ですが、デジタル化によって小・中の教科書費用は国が負担すると思うのですが、家庭においては、小・中・高生がいると思います。特に高校になりますと、奨学金が大学に行くのには必要だと思います。それに対して、今、卒業したら4万円の一時金を支給しています。その分聞いたところでは、修学旅行の費用が減らされるのではないかと心配をしている方もいらっしゃいます。

県内においては、勉強をしたいという意欲のある若者には、民間企業が独自の奨学金をつくって奨学金を支給しているところもあります。国公立大は5万1000円、私立は6万円としてあります。さらに条件として、教員になれば返金が免除になるという、そういう制度もつくっているところもあります。ですから、本当に家庭の家計もそうなのですが、町としてもある程度その財源を確保して、社会教育とかこういう奨学金の財源を確保して、もっと充実を図ってほしいと思います。どうですか教育長、財源確保は大丈夫でしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 奨学金の見直しを私の時代に3万円から4万円にしたのも皆さんからのお声があったのと、ある程度の親からどの様な受給方法への希望があるのかを調査して、状況を見極めながらやっています。コロナ禍があって、やはり困窮をしていたり、この部分に奨学資金の手を厚くしなければならないという状況判断をしたときには、そういったものを検討するというようには考えています。結論として今、次の奨学資金のためにどれだけ確保しているかというのはしておりません。今の奨学資金の返還をもって人数を確認して、そして要望を取って、その要望を確認した上で、保護者の世帯の収入状況を確認し、検討をして奨学資金の決定をしていますので、万が一そのときに漏れた場合、次の年にまた申請をすることも可能なので、今のところはそういう形で検討をしまいたいというように思っています。

もう一回戻しますが、時期が来て、そういうことに奨学資金の額とか与え方を、奨学資金のあり方を変更せざるを得ない家族状況やら、与論町の子供たちの進学への道のりがあれば、状況に応じて変更、改善してまいりたいというように考えます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） はい、わかりました。

今あったようにコロナ禍の影響によって、仕事が減って収入が減っているのが現状だと思いますが、それに対して返還ができないという方もいらっしゃるのではないかと思います。そういう方に対しての救済措置とか、そういうのは何か考えているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 現時点で、この奨学資金の中で、その奨学資金を苦しくて返還できないということに対する処置の方法としては、特別なものは組んでいませんが、申出によって、規定の中での時期をずらしたり長くしたりというようなことはやっています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 新型コロナウイルスが日本で発生して、もう1年半、もうすぐ2年になります。それについて、当初は本当に未知のウイルスということで、みんな不安や警戒心から本当に何もしない、家に立てこもるといった時期が多かったのですが、今では、我々人類もワクチンという力強い武器を手に入れまして状況が変わってきています。

それで、与論町においても現在7割から8割の方がワクチン接種をしています。これについて、この数字、本当は100%というのが一番いいんだとは思いますが、7割とか8割、この数字で見て、現在これでも大丈夫かなど、集団免疫もできているから安心かなというように思われるのか、町長、一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほど申し上げましたように、第1回、第2回を終了すると8割程度になるというような予想ですが、あくまでもこれは本人の希望によってする、また、本人の体調もあるでしょうし、いろいろ副反応の怖さもあったりして希望しない方もいるかと思いますが、これは、あくまでも今集団接種の集計でございまして、病院等でまたするのは別です。

したがって、私が個人として思いますことは、できるだけたくさんの方々がしていただきたいということは希望することです。できるだけ9割、10割に近づいていければありがたいなと思うところですが、これはあくまでも個人の希望ですので、私たちがどうこうと言えるものでもないなと。ただ、できるだけ啓発をしてまいりたいというように思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 9月の中旬ぐらいで大体集団接種は終わるということで、あと

は個人接種となると思いますが、その個人接種になった場合、予約とか取るときには、個人で病院に予約するのか、それとも1回町を通してから予約するのか、そこら辺はどうなっているのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 病院でも毎日できるわけではなくて、ドクターの都合であったり、あるいはまた、せんだってのようなクラスターが出るとなかなかできない部分もございます。ですので、やはり病院との相談等になってくるというように考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今、本当にこの1年半、島にいて思ったことは、コロナワクチンが出てから、そのハラスメントという言葉が出てからどうなるのかと、経済とか本当にどうなっていくののだろうか心配もしていました。私が感じたところは、出始めの頃です。島にはまだクラスターが発生する去年7月、その前は何件かのお店で、島外の人、要するに旅んちゅは入店お断りという店が何件かありました。実際にいたときに、店主の方が、「すみません、島民の方だけです。」というようにお断りしているところもありました。

ところが、どうなのかと思うのですが、島で去年7月、あと11月にクラスターが起きた時には、逆に島民の方は入れないという、島民は入れないのと思いました。旅んちゅ、島外の方は入れるという、この判断は個人のお店の店主によるものだと思いますのですが、島んちゅを入れないというのもどうなのかなということは何もすごく感じました。

ワクチン接種が進んだ関係で、ワクチンを打っているよと言えば多分入れてくれますでしょうし、そうじゃないよと言われれば必ずマスクはすると。あとお店の対応としてアクリル板、仕切り板は必ず入れるというのは、今では通例になってきています。

今、町内の放送でもあるのが、与論町においては1人と、人数だけの放送になっています。ところが、ほかのネットとか鹿児島県のホームページを見ますと、人数と年代と、中には性別も出ています。昨日の新聞を見ますと、なぜか公務員だけは、公務員がかかれば公務員はどこ職場まで発表するという、そういうことになっています。ところが、与論町だけは発表しないと、人数だけだと上に書いてありました。私は個人的にはそれでいいと思います。職場までわざわざさらけ出す必要はないと思います。ほかの41市町村がどう判断するのか、多分町民の方、市民の方から、公務員なのだからちゃんと発表しろと言われたのか。公務員として全部情報開示するのは当たり前だろうと、そういうように言われて公表しているのかわかりま



せんが、私、その新聞を見たときに、本当に与論町だけ公表しないと見たときには、別にいいのではないのかと、そこまでやる必要ないだろうと、同じ人間なんだしと思いました。

しかし最近僕の耳に入ってくるのは、人数だけではなくて、できれば年代まで出してほしいんだけどなという声は聞きます。もちろんだこの職場で出たとか、クラスターは別ですが、職場とか名前は要らないと思います。人数と年代だけは出していきたいということがありましたが、それについてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

まず、与論町内で陽性者が発生した場合、そのときは徳之島保健所から人数の報告がありまして、それについてその日の夕方に情報を発信しています。その情報というのは、まず人数だけ来るのですが、翌日の県の発表の際に、その年代とか性別の発表があります。先に与論町がわかった時点で町民にお知らせしたいということで、年代とか、それから性別も含めて放送できないかということをお願いしてはいたのですが、県が発表するまでは人数だけでしかできないという内容でありました。ですので、県が発表した後に、何日前の、それから昨日のとか、そういったことでの発表は可能であると思いますので、そこはまた検討させていただきたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） よろしくお願ひいたします。

それでは、このワクチン接種率についてなのですが、なかなか日本全国、与論町だけではなくて、大体8割が頭打ちではないかというように今言われています。そのうちの2割の方が打たない、その理由というのはどうしてなのかと。よく出ている理由が、大体1年足らずでできた薬は信用できないと。普通ワクチンは3年から4年かけて治験をしてやっと出るものだと。それなのに1年もかけてないワクチンを打つのかという、そういう方もいらっしゃいます。それと副作用ですね、亡くなる方もいらっしゃいます。2回打ってブレイクスルー感染と言われて感染する方もいます。ですけど、それは確率から言えば本当に0.0何%です。100万人のうち何人いるかという具合ですが、テレビとか、やはりSNSの力がすごいのはここら辺でして、1人出るとあたかも100人、200人出たかのようにちょっと放送される、それを見ていて、こんなにすると多分ワクチン打つ人は減るなど。

僕も先週土曜日に、4日に2回目のワクチンは打ちました。それまでは、ワクチンどうしようかという考えは実際に僕にもありました。なぜかと言いますと、私、

生まれてこのかたインフルエンザのワクチンというのは1回も打ったことありません。インフルエンザにもかかったこともありません。ですから、私の周りに30代、40代、あと60代の知っている方がいるのですが、その方も1回もインフルエンザにかかったことがないのに、たまに子供が帰ってきた、孫が帰ってきた、そのときインフルエンザが流行ると、孫にうつしてどうするんだ、子供にうつしてどうするんだと、周りからのプレッシャーに負けて、インフルエンザのワクチンを打ったところ、打った年から毎年インフルエンザにかかるようになったそうです。御愁傷様ですとしか言いようがないです。

それを聞くと、コロナワクチンを打ったらコロナになるんじゃないかと、そういう、実際1回目打ってなった方もいますが、大体今まで日本で打った中では、その1人しか大体私は見ていません。ところが、打ちたくない人からすると格好の材料でして、1人出たから、「ほら見ろ、出ただろう」ということを言われると、いや、そうではなくて、打たないよりは打ったほうのリスクがまだいいよと、私も説明をします。やったほうがいいんだよと。ところが、テレビとかで本当にこうなると、出ると、いやいや、やはりやめとくというのが多いです。それが2割の数字に出ているのではないかと思います。

ですから、与論町においてもワクチン接種会場に行ったら、ワクチン1回打ったらどうだよと、2回目打っても人にうつすのですかという質問事項とか、週報にも出ていますが、ワクチン打ったほうがいいですよという情報を、もうちょっと細かく週報とかに、打たなければこれだけ重症化してこうなりますよと、打ったら重症化はしません。予防にもなります。ですけどかからないことはないです。ただ重症化しないですよということを、そういった文言を一言入れて週報とかに載せていただきたいと思います。

その週報に載せる際にも、できれば与論町の現状を、与論町で打った方でこういう副作用が出たとかいう方がいれば、そういう情報も載せていただきたいと思います。与論町において今まで感染した方で、多分重症化した方はいないのではないかなと思うのですが、私が聞いていないだけなのかもしれませんが、そういった与論町の情報も載せてほしいと思います。どうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 大変貴重な御意見ありがとうございます。一応また私どもの方でも、そのワクチン接種に対する情報とかを週報とかに載せて啓発はしているところではございますが、その考え方でいろいろな考え方をお持ちの方もいっぱいいらっしゃると思いますので、それはそれなりのいろいろな考え方あるんでしょうが、でもやはりこれだけの本当に大きな感染になってくると、全体的にみんなで接種率

を高めていかないと、最近は何か以前は7割あればいい、集団接種、集団抗体ができるというような話があったのですが、最近はもうちょっと上げないと駄目なんではないかという話も出てきていまして、本当はもうちょっと、できれば希望としては9割まで行ってほしいなあという希望があるのですが、今後もしれば理解しやすいような週報等についても努めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかる範囲でいいので、そういう情報開示もよろしくお願いたしたいと思います。

それと今後、夏が終わりお盆の時期も人流が激しくなり、そのおかげで徐々に感染者も増えていって、今はちょっと落ち着いてきていますが、今後旅行とかするとき、出張もそうですが、その接種2回したワクチン証明書、それとか事前にPCR検査しました、抗原検査しましたというそういう証明書を持っていかないと、なかなか旅行もしづらくなるのではないかなと思っています。

今、鹿児島県内においても、鹿児島中央駅とか、鹿児島空港で抗原検査、PCR検査をしています。1回2,000円でやっています。沖縄は那覇空港においても予約制ですが、鹿児島は予約は要らないそうです。実際現地に行って、県内で離島に行くとか県外に行くとかという、航空券とかを見せればそれは検査をしてくれます。次の日にメールで教えてくれます。

鹿児島においては、そのメール設定もiCloudといってiPhone関係でしかできません。そこは注意してください。沖縄の場合は、1人1個メールアドレスを持っていれば、それを事前に登録して、那覇空港で抗原検査かPCR検査は自分で選べます。PCR検査は1回5,000円でしたかね、抗原検査は2,000円です。それができます。そういうことを今、観光関係の方もやっています。

それでは、商工観光課長に聞きたいのですが、今後、与論においてもこういった証明書類、与論でPCR検査をするというのは厳しいと思いますので、それは無理だと思いますが、今後、本当にこういった陰性証明とか、ワクチン接種証明書というのを利用して、観光につなげていこうかどうか考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

沖縄の方の後で出ますけど、ブルーパワーリストバンドの検討も観光協会という意見を出し合っていてやっているとございまして、それも参考にしていければなというように今考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） なかなか本当に旅行も出張もしづらい世の中ですが、なるべくこういうのも落ち着いて、陰性証明も何も要らないように、今までどおりにできるのが本当に一番いいと思っています。

それと、逆にワクチンを打つ人の理由というのも一応述べさせてもらいます。基本的にワクチンを打つ効果を信じている方は必ず打ちます。感染予防に効果があると、そういう方、あとコロナになっても重症化しないと、あと社会的地位にいるからという方もあります。あとこの答弁を見てもやはり高齢者、年配の方がやはり受けるのは大きいです。

それに、今一番感染が高いのは家庭内感染です。家庭の中で感染するというのが一番の大きな今の原因になっています。しかもなぜかというと、今ワクチンは12歳以下は打たないと言っておりましたが、現在子供たちの感染がすごいです。幼稚園・保育園児が感染してそれを家に持って帰ると、そうすると親が感染すると、そうすると家庭内感染で全員感染してしまうと、そういうことが起きています。

感染すれば病院に行くなり治療するなりということはできますが、そこで問題なのは、親が重症化してしまった場合、子供の面倒は誰が見るんだと。与論の人であれば、おじいちゃん、おばあちゃんがいれば見てくれると思いますが、そういう方がいない場合、親が重症化して子供の面倒を見られなくなった場合、与論町ではまだないとは思いますが、実際もしそういうことが起きたら、与論町においては何か今後あると仮定して、そういう対策について副町長、何か考えはありますでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今一番の問題点が、そこにあるのではないかなというように私は認識をしています。というのは、報道等でいろいろな事例も出ていますが、実際に与論の場合も核家族が非常に進んでいる中で、お母さんがかかり、小さな要するに乳幼児がかかったときの対策を今後どうするかというのが、一番当面の問題だろうと。以前は、ちょうどこの役場の裏の方にも伝染病棟というのがあって、そういった皆さん方を保護したり、療養する施設というのがあったわけなのですが、いかんせん、総合病院という中に伝染病室を含めて対策をしているというのが今現状ですので、特に医療体制が脆弱な離島、与論は特に離島中の離島ですので、何とか県、国にも働き掛けて、そういった対策が必要ではないか。

結局、島内で一部の発生をしているときには、本土に搬送という手段もこれまでも何回も取って対応させていただきましたが、いざ本土で多くの患者さんも発生をし、収容し、あるいは病院で対応ができないという状況が続いている中では、その島々で、その島々の持てる療養体制でしか島民を守っていくことはできませんの

で、今後何とか働き掛けて、確保に向かって進めていければというようには考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） この質問をしたのは、実際僕の知っている二組、島外から来て与論で商売をされていまして、去年の11月に島から出たのですが、本当にコロナに感染したら、親が感染したら子供は誰が見るんだろうと、そういう心配があって、近くに知り合いがいないと。お友達はあるのですが、かかった子供、自分たちでかかってじゃあ子供を見てくれるかという、ちょっとうーんと考えるところはあったらしいです。そうなるが一番頼れるのは身内、親類しか頼れないなということで、鹿児島に引き上げたという経歴があります。

やはりそれを見たときに、今はコロナウイルスですが、今後もまた訳のわからないウイルスがいつ出るかというのはわかりません。ですから、今、副町長が言われたように、本当に与論は離島の離島です。何かすぐあったときに対処できるかといったら、本当にパナウル診療所も無くなりまして与論病院1つです。与論病院で感染者がもし出たり、与論病院でクラスターがもし起きた場合に、じゃあ与論病院が閉鎖されました、じゃあどうするのですかと、もうすぐ島外に搬送しかありません。ですけど、鹿児島県の病床使用率も今80%程度いっています。沖縄なんかはもうパンク状態です。そうなるともう自宅療養となってしまいます。そうなる、やはり助かる命も助からないのではないかなとは思っています。

本当に今後、これからいろいろな病気が出てくるのではないかと思っています。個人的に言うと、本当にまさかこんな時代に生きているとは思いませんでした。人間同士が本当に何かするのではなくて、人間対コロナの本当に闘いだと思っています。ですが下を向くことはないと思います。我々がやれることはやって、それから、ワクチンに対しても強い気持ちで、まず、自分の健康を維持しながら、何かあれば病院に行くと、あと薬に頼るということが第一ではないかと思っています。

それで、最後に町長にお聞きしたいのですが、今後、与論町は本当にゼロコロナ、コロナが収束、無くなるまでそうするのか、それともwithコロナ、今後コロナは続くものだ。今、言われているのが本当に季節性のインフルエンザと同じレベルまで下がれば、特効薬が開発されれば、本当にインフルエンザと一緒に、病院へ行って、コロナですよ、はい、お薬飲んでください、はい、一週間休んでくださいで済むまでやるのか。それもう本当withコロナですよ。もうコロナは無くないという考えでいくのか。与論町としての今後の方向性をお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変難しい御質問をいただきました。与論がどう考えるかとい

うのではもうないのではないかなというように思うのですが、本当にこのコロナという問題は全社会的な問題で、これから考えていくのはwithコロナ、ほかの伝染病に対しても今後あり得るといような考えのもとにやっていかないと、無くなることはないのではないかなというように思うところです。できるだけこれに打ち勝つように耐えていけるように、そういう抵抗力をつけ、その折にでもワクチン接種とか、そういうような予防対策をしっかりとしながら、どういう病気にでも対応していけるような、そういう今までの人間、人類の歴史と同じように、この数々のウイルスに対して打ち勝ってきた我々人類ですので、そういうのを信じてやっていくしかないのではないかなと思います。コロナが怖いので島を封鎖するとか、ロックダウンするとかということ、今のところは考えておりません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。本当に今こうやってまさかコロナという病気のせいで、こんなに経済が落ちていくということは私も予想できませんでした。しかもこんなに長く続くということも考えておりませんでした。1964年の東京オリンピックのときには、1年前にはスペイン風邪が流行っておりました。そのときにも多数の死者が出ています。ですけど1年で落ち着いています。ですからコロナウイルスも1年で落ち着くものだと思っておりましたが、コロナもなかなかしぶといもので、手を変え品を変え、形を変えて今でもはびこっています。最近ではミュー株といいまして、2回目接種して3週間経った方でも感染して亡くなっているという死亡例が全世界で出ています。まだまだ日本全国、今、感染者が減ってきていますが、それに対して気を抜くことなく、ちょっとでも何か1人出たとかなれば、すぐさま対応して広げないことが大事ではないかと思っています。そのためにもそういう情報を流していただければ、すぐ私たちも協力して、コロナ感染を封鎖して閉じ込めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君の一般質問を終わります。

次は、3番、林敏治君の発言を許します。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、先に通告しました一般質問を行います。

1 交流人口拡大の対策について

- (1) 先般、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録された。本町においては、国立公園に指定されているが、同じ離島でもさまざまな点で異なることから、観光立島として取り残されていかないか懸念されるが、今後、関係機関となお一層の地域連携を強化して、交流人口

の拡大を図るため誘客促進を積極的に取り組んでいく考えはないか。

## 2 出産、子育て医療体制の充実について

- (1) 近年、人口減少、少子化が進行する中、本町においては医療機関に産婦人科、小児科医師を常駐させて、安心して子供を産み育てることができるよう環境整備が必要であると考えている。将来、若者たちが「産んで大丈夫」という社会基盤を構築することが大切であり、安心して島に帰って子育てをするための産業興しが必要であると痛感するが、今後、医療体制の充実を図るため関係する医療機関等に強く要請する考えはないか。

## 3 火葬場の運営体制について

- (1) 現在、火葬場の運営体制については、事実上1人での業務運営となっており過度な負担がかかっているように思われる。旅行や緊急事態などが生じた場合、補助員を確保することが喫緊の課題であると考えているが、今後安定的運営をするためにも、担当課職員での対応を含め、業務体制の充実を図り、早急に対策を講じる考えはないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず初めに、交流人口の拡大を図るため、誘客促進をということです。お答え申し上げます。

本町では、これまで奄美・沖縄地域の世界自然遺産登録を絶好の誘客機会と捉え、世界遺産登録を見据えた当該地域からの誘客を図るため、世界自然遺産エリアの国頭村と連携した観光物産イベント実施や、世界自然遺産エリアである本部港、奄美・徳之島から本町へ来島される旅行者に対して島内で使える地域商品券を配布してまいりました。また、徳之島、沖永良部島とも連携し、南3島の観光物産展を沖縄本島で開催するなど、世界自然遺産エリアとの広域観光ルートの構築を目的としたPRを図ってまいりました。新型コロナウイルスの影響もあり、現在のところ観光プロモーション活動について難しい部分がありますが、今後は「世界自然遺産奄美トレイル」コースを活用した奄美群島の島伝い観光の推進や、来年の「祖国復帰50周年記念事業」これは沖縄ですが、と関連づけた沖縄北部からの誘客にも取り組んでまいりたいと思っています。

次に、出産、子育て医療体制の充実についてです。

本町の出産数は平成24年の51件を境に、それ以降50件を下回る出生数となり、近年は30件前後となっています。

小児科医師については、島外から特別外来診療に来られる方が1人いらっしゃる他、幸いにしまして、結婚して移住された方が、与論徳洲会病院に小児科医として

勤務されており、大変心強い状況となっています。産婦人科診療については、2週間に1回ずつ、2人の医師が交代で来島され、午後から翌日の午前中まで、妊婦検診（特別外来診療）を行っています。

しかしながら、やはり出産等には、非常に早い段階から島外で待機して出産を迎えるという不便を強いられている状況であり、町としては、島外での妊婦検診に係る旅費や出産前の長期にわたる待機旅費等の補助を行っています。

産婦人科医師の常駐につきましては、分娩専用病棟が無いことや分娩を行うとなると専門医師の二人体制が必要であり、そもそも産婦人科を目指す医師が少ないことから、医師不足を来しており、ハードルが高い状況です。

今後も医療機関と連携しながら、妊産婦及び子供たちの医療サービス向上に努めてまいりたいと考えています。

続きまして、火葬場の運営体制についてです。

御指摘のとおり、現在業務を受託されている方は、ほぼ一人で業務をされており、過重な負担がかかっていると推察されます。本人が旅行等をされる場合は、自ら別の方に火葬業務をお願いされてから旅行に行かれています。

緊急時等の際は、役場職員が対応することとしていますが、職員の中でも火葬業務のできる職員は限られており、交代要員がおりません。非常に憂慮されることであることから、以前から、何度も補助的な臨時職員を募集いたしましたが、応募がございません。

喫緊の課題として、今後業務委託のあり方も含め対策を講じてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、世界自然遺産登録に伴う交流人口拡大対策について、追加質問をしてみたいと思います。

全国各地で新型コロナウイルスのデルタ株が猛威を振るう中、奄美・沖縄の世界自然遺産登録はされましたが、奄美・沖縄では7市町村が協力し、自然環境の保護活動に充てるためにふるさと納税を利用した寄附金を集めています。世界自然遺産を活かした施策立て直しを強力に進めていくようです。

また、7月26日を奄美・沖縄世界自然遺産の日に条例制定を目指すことにしているようです。

こうした中、本町においては、奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録は、観光振興にとっては最大のチャンスと考えていますが、これまでにありますが、広域観光イベント等の実施や来島される旅行客を対象にした地域商品券の配布、観光動画などの配信など効果的に誘客にも取り組んでいると思います。



今後さらに沖縄と奄美大島の関係機関及び航空、船会社や旅行会社等の連携をさらに強化し、沖縄と奄美の両地域を結ぶ地点として本町の魅力を発信し、広域観光ルートの形成及び両地域からの誘客促進を強力に推進していかなければならないと考えていますが、町長、今後どう取り組んでいくかお伺いいたします。

また、観光客の増客を見越した受入体制を整備することが重要であり、宿泊施設及び観光施設等の整備にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。どう考えているか伺います。

以上、2点、町長に伺います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。本当に奄美・沖縄北部の自然遺産が登録をなされたわけですが、残念ながら沖永良部と与論島には、本当にその網の目から漏れてしましまして大変残念に思っていますが、しかし、沖永良部には沖永良部の良さ、与論には与論の良さがあると考えています。ですので、この自然遺産を目指して来られる方々をそのまま素通りさせるのではなくて、本当に島伝い観光と言うんでしょうかね、奄美トレイル等もございますので、そういうところを考えながら、たくさんの誘客をしていかなきゃならないというように思っているところです。そのために、いろいろPRの方法も今後検討してまいりたいと思いますし、本当に沖縄北部・国頭村とは、今度復帰50周年という機会を使いまして、もっともっと連携をしてまいりたいというように思っています。

また、宿泊施設につきましても、今、助成金を使いながらリニューアルを図っていただいたり、いろいろなことで手を尽くしていますが、できるだけたくさんの方々が泊まれるような、あるいは、高級、非常に客単価の高いような方々が泊まれるような、そういうところもあればいいなあと考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） なぜこういう質問をしたかと言いますと、やはり、世界自然遺産ということで、先ほど町長が言われました与論と沖永良部は取り残されてはいないか。また、観光客の増員に関しては、どのような流れで奄美大島から沖縄にすぐ流れていかないかという心配があります。

そこでどうしたらこの与論にそういうお客様を誘致できるか。また、積極的に接客、いろいろな誘客できないかという、そういうことがこれまで以上に私は努力しないと、この与論島にはお客様は来ないのではないかという、私は非常に心配しているのですよ。確かに世界自然になったら、これは千載一遇の絶好のチャンスです。だからこそ、そういった流れをどうしたらこの与論にパイプを大きくして、誘客して、この観光のこの島、観光立島をどうしたら今後立て直しができるかということ

を考えたときには、やはりそこを今まで以上に商工観光課長、努力しないといけないと私はそう思いますが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでまた与論町も2年ほど前から、世界遺産を考えて行動してまいりました。実際また地域商品券の配布しておりましたが、本部から地域商品券を利用したお客様が、9割ほど本部の方からのお客様が多いということで、逆に沖縄の方からのお客様がすごく多いみたいで、また窓口でも、2時間半でこんなに沖縄から与論近いものだったというのがまた驚いた方もおられて、何回かまた来られている方もおられるみたいです。そういう方々をまたもっと取り込んでいければなというように考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私も沖縄の本部港にはよく行って見ているのですが、向こうは別に商品券を置かなくても与論には来るのです、近いもんだから。しかしながら、この与論の経済活性化のためにこれは置いているだけなのですよね。だから、もう少しね、それだけじゃ駄目なのですよ。何らかの形でもう少し誘客をいかにして、アイデアを出して、もう少しぐらいは努力していただきたい。またこれまで以上に、今までのようにやればよいという問題ではありません。週報によりますと約2万人ぐらいでしょう、まだ、今年になって与論に来島されているお客様は2万人ぐらいですよね。だから、そういうことを考えるときに、もう少し危機感を持って、もうちょっと何かできないものかというそういう気持ちがないと、私はこれは大変なことになるのではないかと、そう思っています。いかがですか、商工観光課長。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） どうにかしないといけないなというのはごもっともです。是非また議員さんの方々からも、こういうようにしたらいいかとまた御指導とかあれば、実践していければなというように考えているところです。よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 先日の新聞を見ますと、2022年に国土交通省は、奄美群島振興開発事業関係予算は、公共、非公共あわせて207億4000万円、公共事業は同4%増の178億4000万円、非公共事業は奄美群島振興交付金が20%増の28億5500万円となり、調査費をあわせて28億6400万円を計上した。新型コロナウイルス感染症の影響により、減少した観光客の回復を図り、世界自然遺産登録を契機とした観光復興などを行うための誘客周遊促進事業等などに支援す

るということです。

こういうことで、やはり国もこの世界自然遺産に大きく予算を投資しているわけです。我々沖永良部、与論、果たしてこの奄振事業の予算がどれだけ来るか、ちょっと私、心配なのですよ。いかがですかね町長、どう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今、その予算の配分については、ちょっと私、つかんでおりませんが、できるだけみんなと協力しながら、自然遺産登録をされた島だけの予算ではなくて、各島々に恩恵がめぐるように努めてまいりたいというように思っています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ちょっと総務企画課長にお聞きしたいのですが、現在、今まで奄美群島広域事務組合というのがありまして、それに負担金を毎年納めていると。今年の予算が大体487万円ぐらいだと思うのですが、これは本町にとってどういうメリットがあって、どういう事業に使われているかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 広域事務組合への負担金ということは、一言でこれについてというのは、数多くありますので後で資料等での報告になるかと思いますが、やはり、奄美群島でやる共通する課題解決のための広域でやる事業、特に個別にそれぞれの市町村でやる事業ももちろんありますが、この広域の組合でやる、広域が主体となる事業主体となっている事業への負担と思えますけど、各市町村の12市町村の共通課題に対する事業への負担というように考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ですから、こういった負担金のメリットというか、負担金を出しているわけですから、だから、そういう事業の内容をやはり把握しておかないと、ただの負担金だけ払えばいいと、ましてや世界自然遺産に遺産関係でほとんど使われはしないかと思ったりしたわけです。

しかし今後、やはりこの世界自然遺産というのは、近隣の我々にとっても大変ありがたい、またお祝いすべきことだと思っていますが、是非、世界自然遺産も大事ですが、世界自然文化遺産というのも目指す必要がこの与論島にはあるのではないかというように考えます。だから、この文化遺産というのも、できれば何とか世界に認めていただいて、お客様をこの与論に誘客できればなというように考えているわけです。今は与論献奉はできませんが、その与論献奉とか。それから、あそこの今、発掘調査をやっていますよね、向こうで、琴平神社でですね。いろいろやっていますから、その自然遺産というのも大事、それからまた文化遺産というのも大事

だと私は認識しています。町長、いかがですか。これに対して何かお考えはありますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に良いところに目をつけていただいたと思います。与論の文化は、本当に奄美の文化と琉球文化の入り交じった非常に貴重な文化が大変あるのではないかなど。言葉にしろそうだと思いますし、あるいはいろいろなまつりごと、十五夜のお祭り、それからシニグ祭りとか、いろいろな文化も特徴的なものがあるのではないかなどと思います。

おまけに、今発掘を始めています与論城址のことも琉球の城の北限ではないかと、非常に大規模なすばらしい城ではないかというようなことで、教育委員会を中心に県の文化財に指定できないかというようなことで動いているところですので、こういうのを活用していけるような、そういうような我々の取り組みもまた今後していかなければならないのではないかなどというように思います。せっかく自然遺産で来られる方々、本当に自然を愛し、そういうようなネイチャーを大事にするような方々が見えるわけですから、それを少しでも与論にも呼び込めるように努力してまいりたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今までのような観光客の誘客、あるいはいろいろなことを考えたときに、どうしたらこれから増客を見込めるのか。商工観光課長どうですか、わからないではなくて、いろいろな将来にかけていろいろなビジョンはあるでしょうけど、どういう計画をされているか。商工観光課長よろしく。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問なのですが、今、観光協会ではいろいろな部門とかを分けて、今いろいろな考え方をもちよって、やっぴいこうというように、考えているところです。それをまた一つずつ形にして実行していければ、お客様も増えていくのではないかなどというように考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今まで観光関連等にもものすごく予算を突っ込んでいますよね。どこよりも緊急対策なんかいろいろやっていますが、是非、費用対効果といいますか、やはりこれからの観光としてどれだけの発展が目指せるのか、目指すのか、ひとつ頑張っていたきたい、そう思います。

それでは、次にいきます。出産、子育て医療体制の充実についてです。

これは、私がなぜ質問したかと言いますと、まさにここの答弁の中にありますように、幸いにしまして、結婚して移住された方が与論徳洲会病院に小児科医として

勤務されるということなのですね。こういうことを考えてみた場合、せっかく与論にこういう小児科の医師がいらっしゃいますのでね、できればこれをきっかけにといいますか、これを契機に産婦人科というそういったこともできないのかと。沖永良部、喜界島、あちこちの島々にちょっと確認してみますと、やはり与論だけが産婦人科がないということなのですね。そういうことで、私はさっき観光のことも触れましたが、その観光の移住・定住にも関わる問題で、安心して子供が産めるようなこの与論の環境でなければならない。できれば若い人たちが帰ってこられる観光、ただ住めばいいとか、ただ与論に住みたいとかだけではなく、連携して全体的な考え方として、与論では安心して子供が産めるというような、そういったことも発信していければ、ものすごくこの与論に移住・定住するのではないかと。また、若者がUターンしてくるのではないかと思いつつながら、これは将来を私は考えて一般質問をしたわけです。

今まで何も、もちろんこれはできなかったわけなのですが、前回から要望している事項ですが、どうですか町長、昔は診療所で今までの我々の子供たちは全部出産しましたね。また皆さんもそうでしょう、みんな与論で生まれたでしょう。ほとんど今、島外ですから。「どこで生まれたのですか。」なんてことを言うと、与論島と言う人はいません、残念ながら。みんな島外で産まれて帰ってきているのです。ところが、生まれ故郷というのはどこですかと言うと、「与論です。」ということですよ。これは当たり前なのです。産まれて育っているわけだから。

これは教育長、与論で生まれ与論で育ち、与論から旅立っていくというね、そういうことをいつも言われるのですが、どう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 林議員がおっしゃるとおりで、本当は産まれて死ぬまで、ゆりかごから墓場までという社会保障の言葉の中にもありますが、やはり、できれば島で完結できるのが最も嬉しいことだし、また、産み育てる母親にとっても、島に結婚してくるときに、島で出産できればなというのは大きな願いだと思います。また、（タビ）から嫁いでくる人にとっては、親元でまた出産するというのももちろんあるでしょうが、奥さんとして島に帰ってきて、安心して働いている旦那さんを見ながら島で出産できることは、今後のまた島の将来にとっても大事なことだと、そこについては私も思いは同じです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） これは大変難しい問題ということばかりで終わらないで、これから将来若者たちがUターンしてきて、安心して子供を産めるというその体制づくりをしないと、環境づくり。だから、徳洲会病院にもお願いして、あそこの今、

何かパナウル診療所なんか何をしているか今はわかりませんが、ああいうところでも産婦人科をつくって、本当に素晴らしい与論島だと、将来やっていけないかなということを私は考えるのですよ。いかがですか副町長、笑っていらっしゃるけど、副町長どうですか。

○町長（山 元宗君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） こういうときにいつも振っていただきましてありがとうございます。まず、与論の子育ての状況、あるいは介護の状況とかというのを今ずっと考えておりました。戦後与論が、与論の島で介護の面あるいは子育ての面が充実していたのは何だろうと考えましたら、家内工業が充実していたからです。要するに紬産業がある程度のそれぞれの家庭を支えていたから、お母さんが、あるいはじいちゃん、ばあちゃんが子供たちの面倒を見ながら、うまくローテーションまわっていたのではないかと。それが戦後、やはり昭和の前のオリンピックの年ぐらいまで、東京オリンピックの年ぐらいまでがそういった時代だった。その後、高度成長によって、やはり一極集中の形を取られていく中で、だんだんだんだん離島というのは過疎化が進んでいったと考えているのですが、やはり、いい時代を再現するというのは非常に難しいところもあります。ただ、婦人科のドクターを与論に常駐されること自体が、子育ての優しい島なのかということばかりも言えないと思いますので、やはり若者の意見、何が必要なんだというのをなかなか拾い上げて聞く機会もありませんでしたので、そういったまた機会を捉えて、いろいろな検討会も進めてまいりたいなと思います。

ただ、子育て子育て、仕事が無い、お金が無いというのばかりが究極に今言われていますが、私はそうじゃないと考えています。それだけ生活がきついのであれば、何でわざわざ世帯分離までして家賃を払って、仕事が無いとは言いながらやっていくような生活の道を選ぶのかということも、やはり考えていかななくてはいけない。住環境というのをもっともっと整備をしていって、2世代、3世代の家族が住めるような雰囲気をつくっていくことが最も必要ではないかな。ふるさとというのは、帰ってくる家があって、そこに知り合いがおって、祖先のお墓があって、それがふるさとだと私は思っています。その崇拜をする気持ちもだんだんだんだん自分の親がいるときには、ふるさとというよりも、帰ってきて住もうとか親の面倒をみようとかとなりますが、2代目、3代目になると、自分の親父、お袋が生まれた故郷に行って、こういうふうにやってみようとかという考えはだんだんだんだん薄れていくなあと。そういったのをやはり島独特に固有の島、言い方はカッコいいのですが、やはり与論の良さというのをもう一回見つめ直して、子育てのできる環境、高齢者は高齢者なりに住める環境、自宅でもたこれまでも看取られて亡くなったという島

の良さ、そういった一連の流れの中で、本当に考えていく必要があるなど思っ、大きな問題ですので、またそれぞれの担当課を中心に、解決策はなかなか難しいとは思いますが、あり方、やり方を検討してみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 第5次与論町総合振興計画総括評価報告書の中で、子宝プロジェクト子育て環境の充実の中で、妊娠、健診や出産に係る経済負担の軽減として、島外出産支援事業及び島外出産支援特別対策安心クワナシ支援事業や母親学級、赤ちゃん講座、教室の開催、また、特定不妊治療に係る一部助成については、不妊治療としていわゆる助成を行っていますが、第6次振興計画に向けましては、医療機関の助産師等、関係機関等と連携を図り密にし、安心して出産できる体制づくりに努めるとなっています。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、全ての妊婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、相談支援体制の充実を図るという目標に掲げていますが、こういう第6次振興計画に向けた目標をどう思われますか。担当課長、どう思われますか。その第6次総合振興計画について、お伺いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 子育て事業につきまして、これまでもいろいろと取り組んできているところではございますが、特にその産婦人科医師の件につきまして申し上げますと、向こうの病院の方ともお話ししている中で、分娩専用病棟が無いこともあり、昔でしたら助産師が携わった形でできていた時代もあったと思うのですが、やはり今の時代はちゃんとした専用的なそういった病棟であり、またドクターであり、そうでないと安心して産めないというところもあり、いろいろ最近はまだお産につきましても結構ハードルが高いようなものございまして、与論病院として、今後将来的に新しい病院を建てる計画もスタートし始めていますので、そういった中で、分娩専用病棟も考えていたり、また、今のこういったコロナのような感染症に対応するような病院のあり方であったり、そういったことを模索していかなければいけないというまた御意見等もございます。

ですので、長期的なことになりますが、それも含めまして、また、先ほどもおっしゃいました第6次の中での子育てにつきましても、ちょっと今、コロナの時代でなかなか家庭訪問ができなかったりとか、そういったことで子育て世代包括支援センターもなかなか思うようにできていない部分はあるのですが、本当にできるだけこのコロナを克服して、そういったいろいろな新しい事業が進めていけるようになっていければなど思っています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、出産から子育てまでは、今後の実践事項として是非皆さん方に今後検討をしていただいて、与論病院は病院機関等にそういった機材がやはり必要ですので、その機材等も含めて検討していただければ大変ありがたいと思いますので、是非今後皆さん方に期待をしています。

それでは、次に、火葬場の運営体制についてです。火葬場の運営は1人で頑張っていますが、病気や旅行に行くときには、誰かがカバーしなくてはいけないということです。今までにいろいろなこともあったようですが、現在、担当課を含めた補助員、その補助員というのをやはり担当課から、今現在としては補助員を考えていかなきゃいけない。もし万が一のことを考えた場合には、与論町の責任ですからね、やはり担当課を中心として、町長、副町長、総務企画課長、万が一この火葬場が運営できなくなった場合には、もう大変なことに陥るということで、町民も心配をしているところです。そういうことで、私はこの質問をさせていただきましたが、どうですか、その補助員というのを今まで募集をしたりしていると思うのですが、私はこの募集の仕方がまずいのではないかと思いますね。募集のやり方をもうちょっと工夫してやれば、誰かが、あっ、私はこの報酬であれば、これだけもらえるのであれば、よし、やってみようという、そういう人も出てくるのではないかと思います。また、できれば担当課で職員を育てていくということも大事ではないかと思います。その点について、町長の見解を伺います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当にこの問題につきましては、何とかしなければならんということで、今までもいろいろと当たってきたわけですが、なかなか思うように解決できないということです。職員の中にも1人できる人をつくったりしたわけですが、また職場の異動でなかなかできないというようなどころに行ったようですので、今後また本当に職員からもできないのか、あるいは業務委託のあり方も何とか考えなければならぬのではないかなというように思っているところです。今のところは本人がずっとしてまいりたいとおっしゃるようですので、その付近とも絡みながら、今後本当に安心してこの火葬場の運営ができるように、何とかならぬかなというように思っているところです。部内でもいろいろと話をしていることですが、なかなか思うように進まなくて、大変皆さん方には御迷惑をかけている、御心配をかけていると思っておりますが、また今後検討してまいりたいというように思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） その火葬場の火葬業務委託料は、現在約456万円ぐらいですね。この金額はどうですかね、適当であるのかないのか。あるいは、また補助員を再度募集していったら、その補助員にも報酬を上げていくという考え方、そういった



募集の仕方、あるいはまた業務委託料をさらに上げていくという、そういう考え方はないでしょうか、町長、今のままでいいのですかね。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） その委託料の件ですが、勤務時間等々も考えながらいろいろ決めてきたわけですが、今後どうしてもこれを上げることによって、あるいはまた補助員を募集することによって、金額の問題で集まるということになればまた話は別でございます、今後その件については、いろいろなところと検討してまいりたいと思います。いろいろなところの資料をもらって、ほかの自治体の火葬業務に対する報酬等も参考にしているわけですが、決して与論町が特段安いということでもないと思っておりますが、それでも1人では不安ですので、何とかしなければならないと思うわけです。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それから担当課長にお聞きします。施設の管理、火葬場の周辺環境整備というその業務があると思うのですが、その管理体制はどうなっていますか。それと、なんか聞くところによりますと、火葬場の炉は2基ありますよね、これは円滑に運用されているのかどうか。そしてまた、いろいろな備品、洗濯機が壊れてなかなか直してもらえない。それからまた集骨の場所のクーラーが壊れている。エアコンが効かないとか聞くのですよ。それはどうなっていますかね、そういった整備関係は。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） この管理につきましては、現在受託されている方が、大変真剣にまじめに頑張っておられておりまして、いろいろな草刈りであったりほかにもいろいろやっておられています。大変ありがたいと思っております。ただ、確かにその施設自体がいろいろなところの老朽化が進んできておりまして、あちこち壊れてくるところがあるのですが、そういった設備につきましては、壊れた時点で予算化していくものですから、どうしてもそこでタイムラグができてしまって、すぐすぐできるというところがなくて、予算が通った後にということになってくるものですから、若干遅れがちになってしまうところは確かにあると思っております。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） できれば早めにももちろん予算化もですが、その対応をもう少しスピーディーにやっていただきたい。委託業務をされている人も困っているのですよね。ですから、少しはそこまで気を配りながら、やはり管理運営、その担当課の職員、誰が担当か知りませんが、少しはそこまで目が届くようにしていかないと、これは大変なことになりますので、是非これを早急ということなのですが、早め

に対策を考えていただいて、やはり、なかなか町民に対して執行部の態度といいですか、そういったことが非常に今後いろいろな業務において見定めていくのではないかとそう思っていますので、是非対応の仕方をもう少しスピーディーにやっていただきたい。これは何に関してもですが、是非、できれば補助員を、やはり補助員というのを何とか考えていただかなきゃいけないと思いますので、これは今までどおり募集しても補助員がなかなか集まらないということになれば、これは大変なことになります。どうしたらその補助員を獲得できるかということをやはり考えていかない。

総務企画課長が一番心配していることだと私は考えていますが、どうですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） そうですね、私も2日前ちょっと火葬場に行きましたが、クレーンが効いてないなというところで、また相談しないといけないなというのを感じています。先ほどからのこの問題につきましては、課長からいろいろ相談を受けていますが、今されているのが、島内に向けての募集だったのかなというように考えたりするのですが、例えば、島外に限らずに全国から募集する。また、今、住宅の問題とかいろいろありますが、その辺まで確保した上で、そういったことも考えないといけないのかなというように思います。皆さん、みんながお世話になるところですので、ひとつこれはまた真剣に考えて、また体制を図っていく必要があると考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） やはり人間は産まれてから死ぬまで、やはり一番重要なこの出産から土に還るまで、やはりこういった一連の流れを考えながら今日は一般質問をいたしました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） ちょっと注文ですが、もっとと行政の方も明解に議員の質問に答えられるように配慮をお願いしたいと思います。

それでは、ここで3番、林敏治君の一般質問を終わりたいと思います。

ここで10分間の休憩をはさみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、沖野一雄君の発言を許します。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 一般質問の前に、世界最大のスポーツ、平和の祭典、東京オリ・パラについて少しお話をさせてください。厳しい環境の中で開催されました東京オリンピックに続いて、パラリンピックも昨日9月5日に閉幕いたしました。その中で、パラリンピックの開会式イベントにおいて、「WE HAVE WINGS（我々には翼がある）」のコンセプトで、先天性の上肢下肢機能障がいを負いながらも主役を演じた13歳の和合由依さんのすばらしい演技、また、パラリンピック競技、水泳女子背泳ぎ50メートルと100メートルに出場した、わずか14歳の山田美幸選手、生まれつき両腕がなく、長さも違うバランスの悪い両足でのキックを頼りにみごと2つの金メダルを獲得、その競技後のインタビューにおいて、日本選手団最年少のメダリストとなった山田選手は、自身の座右の銘「無欲は怠惰の基である」と話され、大きな欲を持つ、欲と目標に向かう努力の大切さを強調されていました。さらに、今後は当面将来の大きな夢である外交官を目指して受験勉強に専念したいとのことでありました。

パラリンピックで大活躍をしたこの若い2人をはじめとする、重いハンディキャップを背負いながらも、アスリートとしてのたゆまぬ努力と心意気、周囲への感謝の言葉などに触れて、大きな感動と学びを得た思いでした。もとより、健常者として両の翼を持つ私たちも、怠惰な無欲ではなく大きな欲、大きな夢を持ちながら、それぞれの立ち位置で共に努力を続けてまいりたいものです。

それでは一般質問に入ります。

#### 1 国立公園における開発行為等について

(1) 自然の風景地に恵まれた本町は、平成29年3月に「奄美群島国立公園」区域に指定されている。最近、重要な景勝地の一つである船倉海岸沿いに開発造成中と思われる事例が見受けられるが、自然保護のための法的規制とこの開発行為等とのバランス、地域住民の意向等を含めて、今後の対応等に係る基本的な考え方について伺いたい。

#### 2 新型コロナウイルス感染症に係る新たな予防対策及び寄附金活用策について

(1) 町内における新型コロナワクチン接種については、比較的順調に進捗していると聞いているが、未だに散発的な感染者の発症が続いている。従来の感染予防対策に加えて、新たな重点対策が求められていると考えるが、町長の認識と新たな施策等について伺いたい。

(2) 本町における最初のクラスター発生以来、島内外から相当額の寄附金が寄せられているが、ほぼ全額が基金に積み立てられたままとなっている。寄附された方々の思いに応えるためにも、その効果的な活用を急ぐ必要が

あると考えるが、町長の現状認識と今後の具体的活用策について伺いたい。  
以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず、国立公園の開発行為についてです。

与論島は、島の東側、北側の海岸端を中心に海岸線の3分の2ほどが「奄美群島国立公園」区域に指定されています。

区域内は、「我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地」ということで環境大臣が指定し、国が管理することとなっていて、地区内の行為等については、自然公園法で規制がかけられています。

御質問にありますように、開発中と思われる事例がありますが、本町としましては、島の自然を保護すると同時に、観光資源としての公園の利用増進も図っていかねばならないと思っています。そのためには、町民に国立公園についてもっと知っていただくことが大事だと思います。国・県と連携を取りながら公報等を通して、公園区域や公園内での各種行為についての規制、開発の手続きの進め方等も含めて町民に周知をしてまいりたいと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る新たな予防対策です。

本町における新型コロナウイルスワクチン接種の状況につきましては、町民の皆様の御理解と医療関係者並びに関係各位の御協力により、8月30日時点で、1回目終了80.9%、2回目終了69.3%となっています。

感染予防及び重症化予防に対する最も効果的な方策として、ワクチン接種の推進が必要と思われますので、今後もワクチン接種を進めてまいりたいと考えます。

しかしながら、全国的に感染拡大が止まらず、本町においても散発的に感染者が確認され、鹿児島県においても感染拡大が続く中で、島外搬送もままならない状況となるなど、医療体制の逼迫度合いが増しています。

これまでも、随時、防災無線による感染予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、週報等による生活スタイルの見直しなど、意識の啓発を行ってきていますが、特に冠婚葬祭を含めた会食の自粛並びに家族の中で島外からの帰島者がいる場合、1週間程度の健康観察を行い、家庭内においてもマスクの着用・密接な接触を避けるなど、感染防止対策の徹底を呼び掛けてまいりたいと考えます。

また、病院の収容限度を超えた場合、本町における宿泊療養施設の確保が非常に厳しい中において、最低限の施設確保に努めており、前回のクラスターの際も百合ヶ浜キャンプ場・コテージを宿泊療養施設として活用いたしました。

今後、島外搬送も厳しい状況が想定されますので、必要となった場合は6棟（1棟当たり2人収容可能）あるコテージを活用する予定です。

さらに、宿泊療養施設においても収容しきれなくなった場合、自宅待機も想定されますが、現在、県の方からパルスオキシメーターが20個と酸素濃縮器を1台、町に対し貸出しされていますので、それらを活用しながら、県と連携して自宅待機者への支援を行ってまいりたいと考えます。

その他、感染拡大地域においては、テレワークや時間差出勤・時間差登校及び学校の休校・学年閉鎖等の取り組みもありますが、まだ与論町はそのレベルではないと思っています。

次、コロナ感染症に対する寄附金の活用についてです。

本町において昨年7月から今年3月まで開設した「与論町新型コロナウイルス感染症対策寄附金」については、先の臨時議会において全国各地から賜った1539万6667円の寄附金を基金に積み立てる予算を御承認いただいたところです。

本町における感染症対応のための各種施策については、現在、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫補助事業を主に活用し実施しています。寄附金の活用につきましては、現時点において島外出産待機に係るコロナ追加支援及び感染者島外搬送実施時の帰島旅費助成、感染隔離施設の運用に伴う二次感染対策などについて寄附金の活用を検討しています。

本町としましては、これらの事業以外においても今後のコロナ禍の情勢を注視し島内の医療機関や民間事業者のニーズを把握しつつ、国・県の支援制度とあわせて効果ある事業を展開するべく、全国から賜った寄附金を大切に活用してまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは、順を追って少し深入りしてみたいと思います。

まず1番目の国立公園の開発行為についてですが、先ほど林敏治議員からも、国立公園をしっかりと活用してほしいという質問がありました。まさにそのとおりだと思います。重なるところも若干ありますが、私は基本的な考え方をしっかりと確認をしながら進めて、質してまいりたいと思います。

今、船倉で現場を見ていただいた方はおわかりになるかと思いますが、重機を使って造成が途中までなされています。ちなみに、今、手をつけているところ、あるいは今後手をつける予定であろうと思われるような場所も含めて、面積的にはどのくらいになるのか確認をしたいのですが、情報をお持ちの課長あたり、お答えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） 今、船倉の方である所有者の方の、島外の方なのですが、大きな土地が開発されていますが、具体的な面積は何筆かにわたっておりまして出

ておりませんが、サッカーコート1面ぐらいを考えていただければいいかと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 面積の大きさによって、また規制の法律が変わったりするのですが、かなり大きな面積であることは間違いないし、恐らく今後もまた拡大する可能性もあるわけですよ。そういう意味ではしっかり行政として注視をしていただきたいし、必要であれば必要な規制をしっかりとやっていただく。また、その開発行為が与論の経済振興にとってプラスになるという考え方であれば、そのような形でまた進めていただきたいし、私はこれに反対したり、あるいは進めてほしいとかいう意見は控えたいと思いますが、しっかりとリーダーの皆様が考えていただいて、しっかりしたビジョンのもとに進めていただきたいということで質問させていただいています。

ちなみに、町長のお答えの中では、自然法、公園法で規制がかけられていますということでしたが、ほかにも例えば森林法とか、木竹等の伐採を制限したりするような森林法というのもありますし、また、面積によっては、鹿児島県の土地利用対策要綱、これは総務課の管轄ですが、これにもかかってくるかなと見ていますが、とりあえず確認したいことは、答弁の中にはなかった森林法ではどうなっていくのか、許認可関係、また考え方も含めて、所管課長は産業振興課長になるのですかね、環境課でよろしいのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。

林務サイドからいたしまして、今、御質問がありましたとおり、本町において森林計画というのがなされています。今ございましたとおり森林法ということで、知事が全国森林計画に則し、5年ごとに立てる10年計画ということで、奄美大島森林計画の中の民有林についても定めておりまして、計画期間が平成29年度から平成39年度までの10年間を1期としまして、本町においても森林計画を整備しているところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 森林法でどんな制限があるというのは、具体的な答えがなかったのですが、ちょっと調べてみたら、令和元年度の鹿児島県の林業統計というのが行われていて、それを見ますと、与論の場合は、林野面積が84ヘクタール、島全体の面積の4%、かなり小さいのですがそれでも84ヘクタールという面積があると、林野面積がですね。そのうち公有林、保安林とか公有林が22ヘクタール、私有林62ヘクタール、島の林野全体の74%を占めているのですが、

こういったかなり大きな面積が、特に海沿いとか景色のきれいなところに残されているということで、これはやはり大事にしていかなくちゃいけないし、町に対してもまた森林環境譲与税でしたか、ああいった国からもまた剰余金もありますし、しっかりビジョンを持って運用、規制、あるいは進めていただきたいと思うわけです。

船倉海岸の開発の件は、今回たまたま例を挙げて質問するのですが、今後もここだけではなくて、恐らくどこかにあちこちやはり今の時代の流れ、国立公園に指定されたこと、あるいは世界自然遺産の周りの島々が指定されたこと、あるいは、与論がしっかり世界的にも観光PR動画を打ち出していますので、それによって今後コロナが収まれば、観光客もかなり増えてくるのではないかなと楽観的な観測ができるのですが、同時にこういった開発の問題というのも、非常に重要な選択を迫られるケースがかなり出てくると思うのですよね。

その過去の与論の観光政策の1つの負の遺産として今残っている、いろいろなリゾート開発とかのホテルとか、そういったのをそのまま現場に負の遺産となって、廃墟としてそのまま何十年も放置される、そういったことがあってはならないわけですね、景観上も政策上もですね。そういったことが心配されるのですが、心配ばかりしてもまたしょうがありませんが、要はしっかりと町としてその開発行為に対しては、町長の意見書も付けなくちゃいけません。与論町としては、この開発行為に対してはこういうふうに考えます。よって、しっかりと規制すべきだということになるのか。あるいはまた、これは与論町の経済振興にとって非常にプラスになると、未来に希望が持てるような計画であるので、しっかりと町も後押しをしてサポートしてまいりたいという意見を付けるのか、そういった重要な選択があるわけですね。そういう意味では非常に大事な問題だと考えなくちゃいけないし、開発行為は、失敗はリスクはゼロだということではなかなかないとは思いますが、やはりリスクを踏まえながらしっかりとマネジメントができる業者なのか、そのあたりもしっかり見ながら、町との連携もしっかり取れるような会社なのか、そういうところを見ながらやっていただきたいなと思います。

さはさりながら、本格的な少子高齢化、人口減少社会を日本全体が迎える中で、また与論でもやはり人口減少という大きな課題を抱える中で、観光政策というのは、国が言っているように地方創生の切り札でもあり、成長戦略の柱という位置付けになっています。今さらですが政府は、平成28年3月に、「明日の日本を支える観光ビジョン」という名において、国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化していく方向性を示した「国立公園満喫プロジェクト」というのを進めています。商工観光課長は一番、環境課長も御存じだと思いますけど。ところが、や

はり残念ながら昨年当初から始まった新型コロナウイルス感染症の影響で、国内外の旅行者数は激減し、回復にはしばらく時間がかかると。しばらくというのは、後でコロナのときに申し上げますけど、しばらく時間がかかるというよりもかなり時間がかかると私は見ているのですが、このような状況の中で、自然や健康等への関心の高まりによって、国立公園の価値が今、改めて見直されています。

今、例えば、自然の中でアクティビティと呼ばれる体験学習とか、アウトドアスポーツとかいろいろな種類がありますが、こういったのに触れる。あるいは観光地でテレワーク等によって、働きながら休暇を楽しむワーケーションなどが今注目をされています。そういうことで、先ほど林敏治議員からも、国立公園をしっかりと活用しましょうよという提案があったのですが、私も全く同感で、しっかりとその島内外の業者が開発行為をするときにはしっかりとコントロールをしながら、与論のしっかりしたビジョンのもとで、共に与論の経済発展のために頑張っていただきたいという気持ちです。

御案内のように、周りにはもう世界遺産になりました。与論と沖永良部、喜界島は入っていませんが、与論の観光PR動画などが、商工観光課長、関係者の努力によって、世界的に大きなインパクトを発信している現在、まさに将来、未来を見据えた開発行為等の規制と観光経済に連動する開発との両立、調整の考え方は極めて重要です。町民の理解、同意をもとにした明解なビジョンが求められています。

町長いかがでしょう、町長の考え方、また明解なビジョンの策定についてどう考えていらっしゃるのか、お答えを求めます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。船倉の開発については、私も見に行きまして大変びっくりしているところです。今、御質問がありましたように、奄美は世界自然遺産にも組み込まれましたので、本当に自然を大事にするという機運がますます高まってきているのではないかなと思っています。今、世の中は、2015年のサミットの時に生まれたSDGsという考えが、非常に世界の目標になっておりまして、その中で、陸の豊かさを守ろうとかという目標も出てきているようです。そういうことから考えても、やはり自然を大事にしなきゃならないなと思うことです。

そういう点で、先ほどからありますように、森林法の10条の8項目の中で、所在地、そのいろいろな立ち木の伐採等をする場合には、所在地とか、あるいは面積とか、それから方法とか、そういう伐採法の導入についてとかということで、町長に届けるようになっていきますので、そういうのが出てきたときには、またみんなで本当に考えてまいりたいなと思っておりますが、基本的な私の考えとしましては、その点



からいきますと、与論にふさわしい観光とはどういう観光なのかなと思うと、やはり自然遺産と連動した観光ではないかなと思います。

先ほど沖野議員が言われましたように、本当に与論島特有のアイデアを活かしながら、発地型の観光ではなくて着地型の観光、与論が創造するような、与論で計画した与論の風土にあったような、そういう観光開発をしていかないと、また観光のあり方でなければいけないということを考えています。今後、観光協会あるいは観光業者とも話し合いをしながら、そういう自然を大事にした観光ということで、方向を進められればと思っていますところ。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私が、今、町長がお考えになっているようなことが実現するためには、やはり与論には1つの課として独立している立派な環境課、これはなかなか独立してある課は、小さな役場の中で独立してあるところは少ないと私は見ているのですが、観光課もそうです、こんな小さな市町村で観光課というのが独立してある、商工観光課ですけど、観光に特化したような課というのはなかなかないのですよね。

そういう意味で今町長は、具体的なビジョンについては、もう少し欲しいなというところはありましたけど、やはり商工観光課と環境課の連携というのは、私、非常に重要だと思っていますのです。それをももちろん調整するのがリーダーの役目であるし、例えば第6次総合振興計画、その中にしっかり連携を盛り込んで、リーダーと心を一つにして、しっかり与論の未来を見ながらビジョンをつくっていただきたい。またそれを具体的に積極的に進めていただきたい。与論がこの厳しい時代の中で生き残るためには、後でコロナのところで申し上げたいと思いますが、やはり経済活動、観光を中心とした経済活動をしっかりとやって、外貨を稼いでいかないと子育てができないのです、現実としてですね。そういう意味で、与論町のリーダーの方々には、やはり時の流れの中で、座して日和見をするということではなくて、やはり座っていて日和見をするだけでは島の未来は見えきませんので、しっかり具体的に役場の中で言えば、商工観光課と環境課としっかり連携を取りながら、町のビジョンをしっかりと定めて、積極的に活動していただきたいなというのを希望するものです。

そういう意味で、町長に今一度、この項目の確認をしたいと思いますが、しっかりと町の総合振興計画の中のビジョンに盛り込みながら、商工観光課、環境課の連携、そしてこの開発規制、あるいはしっかりした町の観光のビジョンと行動、そこをしっかりと進めていただきたいと。そこをしっかりと確認して、私の1番目の質問は次に移りたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に与論らしい観光、与論の観光とはどういうものかということ、役場としても、あるいは行政とも十分に意見をすり合わせながら、6次計画には盛り込んでまいりたいと思いますし、本当に先ほどから申し上げますように、せっかく祖先が残してくれた自然ですので、本当に大事にしたいと思っています。でありながら、やはり観光業もまた守っていかなければならないということを考えています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは、2番目の新型コロナウイルス感染症の関連についてお尋ねをします。

新型コロナウイルス感染症については、先ほどトップバッターの南有隆議員が、なかなか細かいところをよく突っ込んで質問されておられました。私も非常に参考になりました。良い質疑の内容だったと思います。ただ、もう少し具体的にできなかつたところ、基本的なところを私確認しながらしたいと思います。私の質問の後にまた林隆壽議員、大田英勝議員もコロナの質問があるようですので、そのあたりでまた足りないところは補っていただければと思います。

先ほど南議員のときに、コロナのワクチン接種の進捗率について紹介がありました。私の答弁の中でも、現時点で、8月30日時点で約70%弱という報告でした。これ確認したいのですが、これからまた南有隆議員に対する答弁の中でも、9月18日で集団接種が終了すると。そして、そのときに全体で80.8%になる予定だという答弁がありました。この分母なのですが、あくまでも分母はあれですかね、このパーセンテージというのは、現在対象となっている12歳以上のワクチン接種の対象となっている全町民という意味で、全町民というか、全町民ではなくて12歳以上の町民という分母になるのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは担当しています保健センターに出してもらった数字なのですが、そこは詳しく聞いてなかったもので、すみません。12歳以上と私は把握しているつもりです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 担当課長はしっかりお願いしますよ。基本的なところは非常に重要です。データの数値というのは、分母の数によって、今、世界のいろいろな情報の中でも、非常に、例えば、具体的なことは申し上げられませんが、独裁国家のようなところは、分母はどのようにでも数値を改ざんしているようなのです。改ざんというか、分母の調整によってはいくらかでもパーセンテージが違ってくるわけで

すよね。そういうことで、行政の皆さんは、このパーセンテージというか、数字は非常に重要ですので、この意味の一つ一つを理解しないと、正しい選択はできませんので、しっかりとやっていただきたいなと思います。

基本的にはワクチン接種をしっかりと進めていただくというのが基本ですね。それと町長の答弁でも南有隆議員に対してもありましたように、しっかりと基本的な事項、町民が進めて、独裁国家ではありませんので、ロックダウンであるとか、いろいろな強制的なことはできませんが、その中で、民主主義国家を進めている中で、どのような政策が進められるかというのが重要であるし、町民の理解ができないとその対策はできないわけですよ。そういう意味でずっと当初から、コロナ対策を国のやり方、町のまた進め方、そういったのをいろいろ見てくる中で、私は総括的には、今の山町長を中心としたこのコロナ対策の進め方については、それなりに成果を上げて、ほかの市町村に比べてもそれなりに私は先を走っているのではないかなと、立派にされているという評価をしています。なのですが、残念ながら国の政策をいろいろ自分なりに情報を集めて整理したりして考えてみると、どうも国・県任せにしても、果たしてどうなのかなというのが非常に心配されるわけですよ。

この前の南海日日新聞にも商工会関係の方々が新聞に載っていましたね、飲食店組合ですかこれ。9月3日の与論町飲食店組合が、しっかりお互いの店舗の見回りとか、感染防止を再啓発して、時短の徹底などを呼び掛けたということが南海日日新聞に大きく載っていましたけど。この飲食店組合の見回りの中で、こういったコメントがあります。「各店を回ってみて、思った以上に客が入っていないのがわかった。あと10日間耐えられるのか。あるいは、県の要請が延長となると耐えられない状況まで追い込まれそうな気がする。12日までに再度見回りの機会を設け、組合員の声を聞きながら何らかの対策を模索していきたい」と話しているということで、非常に切迫した状況が伝わってくるわけですよ。

そういう中で、どうも国の政府の分科会というのがありますよね、よくマスコミに出てくる尾身先生のコメントがよく見られますが、東京オリンピックの前あたりでもかなりありましたし、かなり過激な発言もありました。そういうので、私、政府の分科会なるものがどうなのかよくわかりませんが、分科会でこういうことを言っています。これは最新の9月3日夜の9時46分に出ているニュースというか、NHKの発信ニュースですが、この中に、私ショッキングなことがちょっとあるのです。ショッキングというのはいくつもあるのだけど、こういうことを言ってますよ、これ政府の分科会ですよ。「希望者の全員がワクチンを接種したとしても、感染を制御して社会全体を守ることができる集団免疫の状態になるのは、当面無理だというのが我々のコンセンサスだ。シミュレーションでは、接種が進んでもある程

度感染対策を持続しないといけないということを示された。後段についてはそうでしょう。だけどこの感染を制御して社会全体を守ることができる、集団免疫の状態になるのは当面無理だと言っているのですね。こんな大事な政府の分科会が。何か初めの頃に言っていたのとは全く違って、最初の頃は、しっかり集団免疫を獲得するためにも、町民福祉課長が南議員のお答えの中でも言っていましたけど、最初は町民の6割、7割が接種すればそれなりの効果が出てくる。ところが今は8割、9割に上げるべきだという意見も出てきて、この分科会が言っているのは、完全に集団免疫の状態になるのは無理だと言っているのですね。とんでもない発言で私もうびっくりして、信用できないなと思って、なるほど菅総理も自分の行動力に自信が無くなったんでしょね、私はそう見ているのですけど。

申し上げたいことは、さっき南有隆議員が非常に鋭い質問をされていました。要するに、そのゼロコロナ政策を進めるのか、これから山町長は、withコロナの作戦を進めていくのかということをと質問されました。でも町長は、そこに対して明解な答えはされませんでした。当然といえば当然なのですが、国・県の指導する指導のあり方、政策の進め方とちょっと外れたことをしたり、反発するようなことはできないという立場にあるわけですよ。

しかしながら、この世の中の流れを見ていると、非常に心配することがこのコロナについては非常にあって、またほかにも紹介しますが、例えば、こういうことを言っているのですよ、ノーベル医学生理学賞をもらっている山中教授、山中伸弥、京都大学のですね。この方はやはり同じようなことを言われていて、アメリカでは、アメリカはいつも日本の先を走っているわけですよ。そして大谷翔平の出てくる大リーグを見ても観客はいっぱいいるのにマスクもしてない。しているのはほんの数人、withコロナなのですねアメリカの政策は。そして、アメリカの医師会誌の論文を見てみると、この山中教授の話ですよ、ワクチン接種と自然感染によって成人の約80%が新型コロナウイルスに対する抗体を有していると推定されている。成人の約80%がその新型コロナウイルスに対する抗体を持っているんだが、それでも感染者数はマスコミで報告されている数の2倍と推定しているとなっているのですね。

言いたいことは、今、デルタ株が出て、またミュー株とか、何でしたっけ、そういう次々に変異株が出てきているのだが、それとの鬼ごっこになっているのですが、一筋縄ではいかないというようなことを言われています。山中教授はですね。そしてアメリカでは、そういうことで全くwithコロナでやっていると。ゼロコロナというのはなかなか難しいということを示しているわけですよ。

そして、今度最近オーストラリアで、外国の話で申しわけないのだけど、オース

トラリアでも首相が、これまで例えば都市部をロックダウンしたりしてゼロコロナを目指していたのだが、これはとてもらちがあかないと、このままではキリがないということで、ゼロコロナというのを諦めてwithコロナという政策に転換しています。これも最新の8月23日のある参議院議員のある国会議員の公表しているあれに載っていますが、そのオーストラリアの首相はこういう政策だそうです。ワクチン接種率が70%から80%になったら、ロックダウンをできるだけしないで、州と州の閉鎖も行わないという連邦政府の提案に対して、何度も話し合いをして、結局はそういうゼロコロナという政策はもう進めずに、withコロナで経済政策をしっかりと進めていくということに転換しています、方針をですね。ということは、恐らく日本も分科会が最初に言っていたゼロコロナという政策は、初期の頃だったらいいのだそうです、何とか効果はあるのだそうですが、今みたいに日本全国まん延してしまうと、そんなことをしてももう間に合いませんよということですよ。

ですから、私はちょっとこの分科会の会長に対して非常にいろいろ調べてみると、批判的な学者とかも結構いらっしゃいます。なるほどと思われることもおっしゃっているし、残念ながら今の分科会ではあまりいい提言がなされていないし、これからはあまり期待できないなというのがショックを受けています。いっぱい紹介したいコメントとかそういうのはいっぱいあるのですが、基本的には、我々はもちろん集団免疫を確保できるように、できるだけ多くの方にワクチン接種をしていただいて、さっき南議員は、インフルエンザの予防接種を打ったことないよということだったが、周りが全部ワクチンを打てば幾人かは打たなくてもそれは当然ウイルスにはかからないわけですよ。しかし、日本にはどうしても、民主的國家においては、2割程度とか、その程度はやはり接種しない人は必ず予想されるわけですよ。ですから、結局こういったいろいろな学者の話とか、分科会のコメントとかを見ると、これはもう新型コロナウイルスを収束させていくのは、とてもこの短い近未来ではなかなか難しいという結論を出さざるを得ないわけですよ。恐らく10年単位じゃないですかね。私は学者じゃありませんからわかりませんが、少なくとも5年とか、そういうような数年かかるという位置付けだと思うのですよね。いろいろ裏もあるようですが、そういう意味で、長い勝負になりますよということで、与論町としては国・県の言うとおりでなくてはなくて、自己財源を使ってでもいいから、やはり経済対策を行いながら、与論が沈まないように、与論の経済がまわっていくように、しっかりと政策を打っていただきたいというのが私の気持ちなのです。

それでいろいろ情報を取ってみましたが、情報を取れば取るほど今やっている国

の政策とか、都道府県は国の政策に従っているわけですので、あまり、ちょっと残念だなというのが非常に見えてきて、これからの次の総理に期待するのですが、この諸外国と違って日本はなかなか死亡率も低いし、患者数はそこそこいるのですが、欧米に比べても圧倒的に死亡者が少ないし、近い将来、普通のインフルエンザ並みの扱いになってくると思うのですが、今のままでずるずると時間ばかりが過ぎて、経済政策をしっかりと打っていかないと、与論の例えば具体的には飲食店であるとか、旅館、ホテル、あるいは水産業、魚の値段とか、要するに島外に出しているようなお金を出さないと買えないようなもの、そういったものはなかなかお金の結びつかないというような事態が、今後もしばらく続く、当面続くというように考えざるを得ないわけですよ。そういう意味で、具体的な政策は、細かいところはいっぱいこれまでも基本的な事項を含めて、今、頑張っていらっしゃるのですが、それに対しては敬意を表しますが、基本的なところで、リーダーの山町長に私、お願いしたいのは、しっかりこれからは経済対策に目を向けていただいて、与論の人たちが、例えば自殺者が出たり、小さな業者が潰れたりすることはこれから予想されるのです。実際、日本全体でもそういうように予想されます。そういう意味で、厳しい時代がこれからも当面続くと考えた方がいいようですので、そこをしっかりとカバーしていただきたい、リードしていただきたいというのが私の気持ちです。

どうですか町長、私、今、支離滅裂に感情的に申し上げましたけど、時間の制限もありますのでこういうことを申し上げましたが、しっかりと計画を持って対策を進めて、経済対策を特に進めていただきたいというのが私のお聞きしたいところですので、お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。先ほど御指摘をいただきました本当に与論の町民の皆さんが、自主的にそのコロナに対抗して、コロナを何とかしようというようなことで努力されていることに対して大変嬉しく思います。特に私、感激したものですから、新聞記事を読みながら、どういう方々がやっっていらっしゃるのかなとメモってみました。その店舗の見回りは、飲食店組合とか観光協会、商工会それから商工観光課の皆さん方が、夜、店舗見回りをしたというようなことで、本当にありがたいなと思いますし、また一方では、同じ日にコロナの収束祈願ということで、商工会の女性部とかJ Aの女性部とか、生活改善研究グループとか女性団体の代表とか、地主神社に行って祈願をしたということで、町民が本当にこのコロナに対して、自分たちでも一生懸命頑張っていくんだと、コロナに対してみんなだまどまどっていくんだというような機運ができていて、本当に与論の方々がそういう機運を持っていることに対して、大変嬉しく思いますしありがたく思いま

す。

先ほど後段の方ですが、いろいろな団体から町長室に今の現状を訴えられて、いろいろな町としても支援をしてくれないかというようなことで来られています。これからもまた予約を受けていますが、しっかり対応して、その方々と本当に島の産業が成り立っていくように対応してまいりたいと思っています。具体的にどうこうするとは申し上げられませんが、その方々の御意見も聞きながら、私たちの与論の懐具合でできること、あるいは、県にお願いすること、国にお願いすることというようなことで、しっかり対応していけるように努力をしていきます。よろしく願いします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の基金の活用について、確認というかお尋ねなのですが、基金が全国から1500万円いただいたということで、今、その活用が少し始まっているのですが、今度の補正予算にも具体的に出ていましたが、見てみますと、補正予算で具体的に見えたのは400万円ぐらいだったですかね、400万円ちょっとでしたね。保健衛生関係の緊急経済対策費、島外出産時の待機費用の支援ということで、数字として私が見えたのは400万円ちょっとあるのですが、ほかにも財源構成とかかされているとは思いますが、一応目に見えているのはまだ少ないということで、まだ具体的にあと1000万円程度は今まだ眠っていて、今後の状況を見ながら活用されるという方向性なんだろうと思いますが、方向としては、答弁の中にありますように、島内の医療機関、民間事業者のニーズ、そういったのをしっかり把握しながら、国・県の支援とあわせて相乗効果を得るような、そういう使い方をしたいという答弁でしたので、そのとおりにやっていただければよろしいかと思います。

ただ、やはりどうしても気になるのは、当面こういったコロナの状況というのは、私は続くと見ざるを得ませんので、やはり寄附金をいただいた以上は、この寄附をいただいた方々、あるいは町民の方々にもしっかり広報することも大事だし、やはり、誰から聞かれても自信を持ってコロナ対策に使いましたと、このような成果がありましたというようなお答えができるように使っていただきたいなと思います。低所得者層であるとか、先ほどから申し上げているようないろいろな飲食店を中心とした、本当に生活を追い込まれているような方々が結構いらっしゃるかと思うのですね。

そういう意味で、町長が今さっき紹介のありました、9月3日の南海日日新聞のもう一つのところで、1面のところに、コロナ収束を祈願した祈願祭を、副町長を中心にしたという記事が載っていました。これはこれで立派なことですし、神頼

みも必要であるし、同時に、神頼みをするためには、いろいろな団体の方々が、関係者の方々が集まりますので、そういう方々としっかり連携を取っていく、頑張りましょうねということで確認をする、そういう意味では非常に意義のあることだなと私は評価しています。

そういう意味で、是非全力を挙げて感染を防ぐための具体的な予防接種、それをしっかりともっと徹底してやっていく方法、あるいは、ちょっとそこに工夫をしていただきたいのですが、自治体の中で、そういったほかのところと違った取り組みをしているところは、ネットとかで見えますと、例えば東京あたりでは、ワクチン接種促進キャンペーン事業というのを進めていて、接種記録をアプリに登録して、買い物などに利用できるポイントの付与とか、割引特典が得られる制度を20代、30代の若い人を対象にやっていると。どうしても若い人の接種率が低くなりますので、そういった方々を対象にポイントとか割引とかを、商品の買い物の割引とかをそういう制度をやっているということ。

例えば群馬県では、接種を完了した20代、30代の県民に対して、自動車とかあるいは旅行券を抽選でプレゼントしたり、そういうあの手この手を使って接種率を高める努力をしています。

先に、ちょうどこのときだったですかね、日本商工会議所のトップの方が、接種者にはイベント参加を可能にしたり、感染対策が確実に行われている飲食店に対しては、営業時間の延長とか酒類の提供とかを認めていくという方向が必要ではないかと申されていますね。当然だと思います。

ですから今鹿児島県では、例えば、まん延防止対策をしっかりやりましょうという宣言がなされて、今その期間に入っているのですが、しっかり、いや与論は今出ていませんから、しっかり押さえ込んでいますから、ここはこうしましょうというようにしっかり町長がリーダーシップを取っていただいて、やっていただきたいというのがあります。

また、町独自の方策もやっていただきたいし、そういう意味でこの質問をしたのですが、時間的につい追われてしまってあれなのですが、さっきの分科会の話 ちょっと時間がありますのでさせてください。分科会の中で、目新しいことを言われています。こういうことを言っていますね。60代以上でワクチン接種が90%、40代から50代で80%、20代から30代で75%が接種した場合は、マスクの着用、三密を避けるなどの基本的な対策をすることで、緊急事態宣言を出す必要がなくなる可能性があるとなりましたということなんだけど、これ日本でかなりの都市部とか、与論ではもしかすると可能かもしれませんが、果たしてできるのかなという、この目標が高すぎてですね。そうしながら集団免疫は確保はとても無理です



よというようなことを言っている。ちょっと矛盾した言い方もしながら、非常に疑問がわくのですが、その中で、おお、なかなか良いことも言っているなというように気がついたのは、海外ではワクチンパスポートという言葉を使っていますよね。ワクチン接種を受けた人とか、接種を受けた証明とか、あるいはPCR検査とか抗原検査で陰性である場合は、その証明を出してもらって、それによってパスポートとしていろいろなことに使っていくというのが、今、世界では特に欧米を中心にやっているようですが、この分科会が言っているのは、ワクチンパスポートという言葉はまずいので、まずいというか、非常に使うべきではないということで、ワクチン検査パッケージという言葉を使っていますね。ワクチン検査パッケージというものをつくってルール化していく。そしてワクチンを打った方々、検査で陰性の方々に、ある程度優先的な措置がなされていくような、そういう方向に進めていくべきだということも言っていますね、この分科会で。それはなるほどですし、与論でもしっかり場合によっては、そこまで踏み込む必要があるかどうかはまたケースバイケースだと思うのですが、しっかりそういったこともあわせて、しっかりワクチンを接種するためのインセンティブ、誘引になるような政策を進めていただきたいという気持ちです。

それは、ワクチンを接種した人が全員、ほぼ100%に近ければそれが理想なのですが、そこまではかなり、難しいというのが現実じゃないでしょうかというのは感じるのですが、時間も迫ってまいりましたので、しっかりと町長、副町長を中心にワクチン接種の普及、それから、引き続き町民の意識の高揚、啓発、そういったのを進めていただきたいと思います。みんなの気持ちが一つにならないと、国の政策、県の政策にも私自身も情報を取ると非常に不安がわいてくるのですが、町は町で独自の経済対策を打ちながら生き残り策を考えていかないと、ただ流れに任せていたのでは沈んでいくと思います。そういう意味で、あえて町長は先ほどお聞きしましたので、副町長から取り組みの覚悟についてお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） あまりにも質問が長かったものですから、どのポイントのかなというのを考えているのですが、今、コロナから町民を守ることが一番我々行政に課せられた課題です。与論は本当に限られた医療機関の中で、よくぞ持ちこたえたなと思っているのですが、島外からこのコロナの菌を持ち込みさえしなければ、絶対流行らないんだという自負もしています。与論独自で与論に入っている航空会社、与論の現状はこうですということで、タラップから降りられる前にもう一度機内放送もお願いもしています。

船舶につきましても与論の現状を、乗船のときにはもちろん全体の方々をお願い

をしますが、下船のときに与論の現状ももう一度確認の意味で放送をお願いしますということで、両運送店を通じて、鹿児島の本社にもそういったお願いもしながら、対策を講じているつもりです。

一番コロナの感染を防ぐためには、絶対に人に会わないことです。結論はわかっているわけです。しかし、それが3回のクラスターから緩みというのが出てきて、やはり、どうしても人間ですので同じようなことを何回も何回も繰り返して、注意を促していく方法しかないのかなと思ってはいます。でも、新しい情報も次々に出ています、そういったことも対策に入れながら、何とか与論独自のコロナ対策というのは、これはつくり上げることは不可能だと思いますが、町民全員が同じ目標、やはり危機感を感じて対策をしていくことが最大の防御にもなりますので、みんなでまた取り組んでまいりたいなと思います。答えになりませんでした、すみません。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） はい。時間がまいりました。ありがとうございました。是非頑張ってください。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩を入れたいと思います。昼は13時30分から会議を再開したいと思いますので、定刻までに御参集をお願いいたしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 少し定刻より早いですが、全員お揃いですので、引き続きまして一般質問をお願いいたしたいと思います。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 一般質問をします。皆さん、今日の昼御飯の勝負御飯は何でしたか。私はウナギを食ってきました。ばっちり頑張りたいと思いますのでよろしくをお願いします。早速、一般質問に入ります。

1 与論町の海浜事業の進め方と自然保護について

(1) 与論町南海岸防災基本計画は、1、与論港供利地区、2、マンマ・ハキビナ地区、3、前浜海岸・麦屋地区の三地区で進められている。事業着手前に地元や関係者に事業内容についてどのような説明を行ったか。

また、海浜事業は干潟や周辺海浜の形成に大きな影響を与えることは経

験的にも港湾工学上からも指摘されているが、供利マンマ海岸、ハキビナリーフ、前浜リーフに消波ブロック設置計画がある。貴重な景観破壊だけでなく別の災害誘発原因にならないかなど地域住民や関係機関等と十分に検討、調査を行い進めているか伺いたい。

(2) 百合ヶ浜減少問題について、どのような取り組みを行ってきたか、今後どのような対策等を行っていくつもりか。

## 2 町道、農道及び県道の整備・舗装について

(1) 町道、農道及び県道をはじめ道路整備舗装において路面の凸凹が激しいところや、波打っている所や窪んでいる所もある。消火栓、水道施設のマンホール蓋や道路横断排水溝と路面に段差が大きい所もある。交通安全や救急車走行に悪影響がある。計画に即して施工等は進められているか、完成引き渡し、維持管理のあり方はどのようになっているか。

(2) 朝戸から東区十字路までの県道路の現状は道路としての体をなしていないと考える。特に、東区十字路周辺は交通安全からも危惧されることから早急な対策事業が必要と考える。見解を伺いたい。

(3) 空港トンネルの道路面の凹凸が激しく冠水後には水たまりができ、観光客の徒歩、バイク、自転車通行に支障が出ている。改善に取り組むつもりはないか。

## 3 新学習指導要領への取り組みについて

(3) 平成29年度に告知された新学習指導要領は戦後教育において空前の大改訂と言われ、与論高校では取り組みを始めているとの報道がある。幼児教育から始まり、義務教育、高校、特別支援学校が一貫して新学習指導要領に取り組むことが求められている。新学習指導要領への取り組みについて伺いたい。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、まず最初の質問、海浜事業の進め方と自然保護についてお答え申し上げます。なお、その前に新しくお配りいたしました、後の方に3行ほど喜山議員の質問に答えるために付け加えてございますので、よろしくお願いいたします。

では、お答えいたします。

本町においては、これまでたび重なる台風等の自然災害により島の南海岸線の至るところで、高波による家屋、墓地への被害や、農地の浸食、道路の崩壊など甚大な被害を受けています。このようなことから地元地権者や海岸線関係者などで防災

対策に向けてワーキング委員会を開催し、平成25年度末に与論町南海岸防災基本計画を策定し、優先的に整備する必要があるハキビナ地区及び前浜地区について、護岸のかさ上げ工事等を行い、荒廃地の保全整備を進めているところです。

前浜地区は、事業着手前の地元説明会は行っておりませんが、ハキビナ地区については、県が事業主体となり事業に着手しており、平成26年6月と平成28年12月に地元説明会を開催し、事業内容の説明のもと整備を進めています。

与論町南海岸防災基本計画の策定においては、ワーキング委員会や策定委員会においてさまざまな御意見をいただき、施工方法についても専門家を交えた検討を行っています。最終的に基本計画には、離岸堤の設置が明記されていますが、委員会の中で施工方法は、各事業の実施段階で再検討することが説明されています。事業実施計画に当たっては、地元から特に要望が強かった墓地や財産の保全及び緊急性を優先事項とし、関係機関と施工方法や経済性等を検討した事業計画としています。

なお、御指摘にあります供利マンマ海岸、ハキビナリーフ、前原リーフでの消波ブロック設置につきましては、現段階において設置の計画はございません。以上です。

次、百合ヶ浜の減少問題について。

百合ヶ浜は、町誌にも載っているとおり大金久海岸のリーフの内側に干潮時に浮かび上がる砂浜で、潮流や季節風、台風等の影響を受け、年間を通して形も大きさも場所も変化しています。

御質問の対策等についてですが、この地区は国立公園内の海域公園地区に入っていて基本的に海中、砂浜に人工的に手は加えられません。今後とも、環境省等専門的な機関とも連携しながら、潮流や台風等の影響により百合ヶ浜の形状にどのような変化があるのか、ドローンなどの機器も活用し数年かけて調査してまいりたいと考えています。

次、路面の凸凹についてです。道路整備につきましては、道路の機能効果や維持を保持しながら修繕、改良を行うほか、道路を適切に管理するため占用許可などの業務を行っており、県土木工事共通仕様書及び県土木工事施工管理基準に準じて維持管理を行っています。

これまで整備された多くの道路が老朽化の時期を迎え、修繕等が計画に対して追いつかない状況です。このことから、消防署など関係機関等から聞き取りを行い優先度の高い路線箇所から順次修繕を行っています。また、主要道路において老朽化した路線については、交付金事業等を活用しながら舗装の改修を行ってまいりたいと考えています。

次に、朝戸から東区十字路周辺にかけての対策です。

本路線は、児童生徒の通学路であり周辺には葬儀場や観光施設等が整備され、店舗などへの交通量も多く重要な路線となっています。昨今、全国の通学路等で登下校中の列に自動車が突っ込む痛ましい事故が相次いでおり、これにより安全対策等が図られるよう通学路の危険箇所について、毎年合同点検を行うこととなっています。

本地区は、町における通学路緊急合同点検でも危険箇所として挙げられ、交通安全の面からも早期に安全対策の整備が求められているところであり、これまで本路線の道路拡張整備について地権者からの同意書を添え、県に対して要望活動を行ってまいりました。しかしながら事業費に対する用地補償費率が高く、事業着手が困難な状況にあることから、現在路線の延長や路線変更など県と協議を進めており、早期の事業着手に向けて取り組んでいるところです。

次に、空港トンネルの道路面の凹凸の改善についてです。空港トンネル内の道路面の補修につきましては、これまで部分的に補修を行ってまいりましたが、御指摘のとおり救急搬送や通行車両等に支障を来している状況にあります。

本路線のボックスカルバートにつきましては県の施設であることから、これまで改修方法について県と協議を進めてきたところです。御指摘の路線は重要不可欠な路線であることから、早期改修に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、新学習指導要領の取り組みについてです。

2030年の社会と子供たちの未来を見据え、平成29年から平成31年に改訂された学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施され、高等学校では令和4年度から年次進行で実施されます。

そして、新しい学習指導要領において、これからの学校には、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

そのために、各学校は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」の確立を図りながら、「社会に開かれた教育課程」を目指していくことになっていますが、与論町の学校では、特に、地域と連携・協働する海洋教育を各学校で一層充実することで「社会に開かれた教育課程」を実現していきます。また、今年度配備された1人1台端末も効果的に用いながら、各教室において個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進してまいります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 質問で、ちょっとマンマの場所を勘違いしまして、私が以前、南海岸防災計画についての図面の中で、今の旧供利港、今は通称（ギョコウ）と言われるところですね。そこの北側にいわゆるテトラポットとか消波ブロックを置く計画と、ハキビナ及び前浜にある消波ブロックの設置図面を見たことがありまして、そのことについて確認を取りたいのですが、当初から計画はなかったのか。でも計画はあったけどそれはもう無しにしたのか。そして、計画はあってもそれはしないということか、その辺きちんと確認をお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） ありがとうございます。ただいまの御質問ですが、平成16年、そしてまた平成19年度と大きな台風が与論町に襲来しまして、南海岸一帯が被害を受けていたところ。さらに、それに輪をかけて平成24年、平成25年度と連続でまた大きな台風が来まして、特にハキビナ地区につきましては、想定を上回るような大きな高波が起きまして、勾配地の墓地とか、また前浜の墓地に大変な被害が起きた状況です。

その中で、これは大変ということで、平成24年度からまた再度与論町の南海岸一帯の防災基本計画を策定しないといけないということで、各地区の地元からたくさんの方々が参集いただいて、ワーキング委員会を開催し、与論町南海岸防災基本計画というのを策定しています。その中で、いろいろなワーキング委員会の中で、離岸堤、そして消波ブロック等を設置してほしいという要望もいろいろたくさんありました。ございましたが、その中でも、どうしても早く農地の保全とか、墓地の保全、道路の保全をなるべく早くしてほしいということでございましたので、この防災基本計画の中には、離岸堤とかの設置、また消波ブロック等は書いてございませんが、意見の中では設置をしてほしいといういろいろな声や要望がありました。基本計画の中にはそういうように一応設置要件とするということで掲げられています。

ただ、ハキビナ地区につきましては、県の事業主体でございまして、先ほども述べましたように2回ほど開催してございますが、そこの中では、消波ブロックの設置検討というのは、一応検討はなされていないようです。そういうことから、ハキビナに関しましては、護岸のかさ上げと後ろの農地の防災のための林務の整備とかというようなことになっています。

前浜地につきましては、一応リーフの沖に消波ブロックとか離岸堤を設置するというような感じで、いろいろな委員会の中ではそこもありましたが、早めに荒廃地の後ろの墓地をと、道路を守るためには早急な事業が実施できるような護岸のか

さ上げ、また道路のかさ上げをしてほしいという要望がありましたので、そこを優先的に整備しております。また町としては、一応消波ブロックの設置につきましては、景観、あるいはまた環境面からいろいろな影響が及ぶのではないかとということで、現段階においてはそういう設置の検討はしてございません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私が当初見た図面においては、その離岸堤あるいは消波ブロックの設置図面があったので、その確認を取りたかったのですが、課長がそうおっしゃって、これの計画は明記されているが現在はやらないし、やる計画もないということでよろしいですか、課長、御確認。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） おっしゃるとおり、現段階におきましては、消波ブロックの設置については検討しておりません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 議長、これに関する資料を議会に提出していただきますよう、図面、計画図面をお願いしたいのですが、よろしくお願ひします。

それから、ハキビナでも前浜でも確かに被害を受けているのですが、これ必ずしも台風だけのせいなのか。その被害を誘発するようなやり方はやっていませんか。前浜はリーフを掘削して、なおかつ沖の方に向かって船上げ場をつくって、波が入ってくればどうぞ中に入ってくださいみたいなね、そういう設計になっていますよね。それは以前からずっとこれはおかしいと、何らかの対策をすべきだということで要求していたわけで、必ずしも護岸堤や離岸堤をつくることだけでなく、それをそういう災害を誘発するような事業をね、いろいろな形で今までやってきているのではないかと。それを是正するなり、何らかの形で軽減するようなそういう事業も検討してしかるべきではないかと思ひますが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘をいただきましたが、前のことすし、今後本当に自然に対する驚異というのでしょうかね、自然に対する考え方といたしまして、私は、とにかく慎重にしなきゃならないというように思ひます。こうだったからすぐまたこう手を打つ、こうだったから次はこうするということではなくて、よくよく考えていかなきゃならないと、そのためには地域の方々の御意見も伺いながら、そして、私の政治信条です全部の町民の英知を集めてというようなことすので、何とかその付近はそういうように、皆さん方の御意見を参考にしながら、ゆっくり慎重に慎重に対応してまいりたいというように思ひます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 本当にありがとうございます。是非、もちろん私は事業をやるなど言っているわけではないですよ。それに今、町長が言われたように慎重に、またいろいろな面から多面的な形でその問題点を捉えて事業を行うべきだと。また、今まで反省すべき事業箇所もあったのではないかと。皆田海岸の防波堤、あれも何十年ほったらかしていますか。あの状況も今まで誰も指摘していませんよね。

それで私が言うのは、やりっ放し、その事業の後どうなったかということもやはり検証した形で、そういう検証する事業も必要だし、それを是正する事業も必要だと、それを是非御検討いただきたい。

先ほどの午前中の一般質問の中で、沖野議員や林議員からの中でも、やはり、もちろん南議員の質問の中で、そこで一貫して串刺しして考えると、やはり与論島が持続性のある発展をどうするのが一番いいかと。持続性ある発展のためには、やはり守るべきものは守ろうではないかと、そういう考えで私、言われたと思うのですよ。これもね、先般の南海日日新聞です。これは見られましたか。町長、これ持続可能な観光へ連携とありますよね、これについて町長もいろいろ考えられていると思うのですよ。こういうことを是非実践するためにも、私たちが今大事にすべきものは何か、もう少し配慮をお願いしたいと思えますけど、これについて副町長、お考えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） はい、全くそのとおりだと思います。ただ、台風のとくに私は地元ということで前浜に行きますが、向こうの漁港の口を割ったおかげさまで、向こうの上の方の溜まった雨水が前浜全体に流れるのではなくて、その口の方からまた一気に流れて、赤土が流れていきます。ほかへの陸からの影響を考えたら、あれもまたたまには良いところがあるんだなというように見るときもあります。ただ、向こうの口を割ったがために利用できない、潮干狩りとかいろいろ連鎖してできないところもあるのですが、最近はまだウインドサーフィンという、若者が結構ここを利用しています。ここのリーフをもとの形につないで、向こうで高波が出るような形ができれば、また新たな観光資源というのがまたできるのかなと。どちらがいいのかなというのは、今後やはりそれぞれの関係者ともまた協議をしながら、向こうの場合は陸も近いし、ちょうど利用しやすい場所でもありますので、いろいろな方向からまた検討もしてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。

では次に進みますね。百合ヶ浜の減少問題ですが、百合ヶ浜というのは、海の中の潮の流れの中の砂のことですので、海の中の話をしているのではなくて、海浜に



防波堤つくったり防潮堤つくったり、テトラを置いたりすることによって、潮流変化によって、そこの海浜も海中の中の砂の漂砂も全然変化が起きてくるわけです。この辺についても総合的な配慮の中において、この海浜土木工事も、海浜では、一見海浜に見えますけど、これの影響がそういう百合ヶ浜の形成にも大きな影響を及ぼしていると。今までの公共工事の影響があれだけあったら、今の百合ヶ浜にも大きな影響が出始めていると。客観的に大体わかります時間軸で考えれば、そういう意味で、この辺についても配慮した形で是非お願いします。

次、移ります。町道のことについてですが、これにいろいろ御苦勞はわかりますが、年次年次の工事の舗装でね、がたがた舗装もあればきれいに舗装しているところもあってね、一体あれ誰が検査しているのですかと。あれ検査しているのは誰が通しているのかと逆に言いたくなるわけ。もちろん言葉ではどうでも言いますがね、道を歩いたらわかる、今の役場の前を通ってください、でこぼこでしょう。それで穴掘った後に山盛りをつくって、だんご山をつくって、あれがまともなら本当の形の道路の補修の仕方ですか。いずれすぐに壊して舗装するから適当にやっつけやという感じに見えるのですが。だから、いいかげんだと言っているのですよ。これは指導機関である課長ね、担当課がきちんと業者を指導してね、事業をさせていないのではないかと。業者でなくて、行政に対して不信感が出てくるわけですよ。これについてはどうですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） まさしく今おっしゃっているそのとおりです。ありがとうございます。そのとおりでございまして、私ども与論町の道路整備につきましては、町道につきましては、現在214路線、そして総延長144キロほどを管理してございまして、何ぶんとくさんの路線がございまして。その中で新しい道路もあれば古い道路もありまして、劣化してでこぼこになっている道路もございまして。その中でまたいろいろな道路占用許可とかいうような基準をもとに整備してございまして、その中で、地下埋設水道とか畑かん、いろいろな電線溝も入れたり、また横断側溝も入れたりございまして。その一応共通仕様書に基づいて、いろいろな指導工表に基づいて、道路の舗装もちゃんとして復旧工事を行ってくださいということで、一応指導しているところですが、なかなか現状においての整備が、おっしゃるとおりいろいろな形ででこぼこになったりしてございまして、こちらの面につきましては、気をつけて指導してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 課長ね、あんたばかりにがが言ってるすまんと思っているんだけど、やはりあんたがやった道路じゃないけど、ひとつもう少しね、やはり

ある程度はきちんと納得できる範囲の中だったらあれですけど、あまりにもそれが多すぎるから指摘しているのですが。

それから、路面表示ですよ、例えば、車道外側線、あの白い線、今まで町道を全部見ているほとんど消えかかっているわけですよ。やはり交通安全対策からも、これはかなり重要視されていますよね。あれがないばかりに、そのまま突っ込んでいったとかね、そういう話もたまに聞くんですけど、特に夜間の場合ね。この特に車道外側線、中央線はともかくとして、これは交通安全施設という位置付けとなっていますね。だから、是非予算の都合とかいろいろあると思いますけど、与論町の場合が町道も県道も似たようなものですね。少ししっかりした表示をやっていたらいいと。県にも強く要望してください。これ私は沖永良部にも行っても、沖永良部も似たような感じなのです。国や県の予算の付け方の問題かなという感じはするんですけど、是非その辺も留意してお願いします。

それから、2番の朝戸東区十字路の件は、これ何うにかけては、結局その建物の補償費が高すぎてやれないという話ですよ、端的な話が。だったら逆にいつになってもこれができなくなるということで、この建物が崩れて無くなったときしか、この事業はできないという話にもなりかねないですよ。これについて一番新しいので、地権者とかその関係者と話し合ったのはいつですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） ただいま東区十字路につきましては、ずっと前から危険箇所ということで安全対策を求められてございます。現状のままでは、そこだけの東区十字路付近の整備につきましては、たくさん建物がございまして、どうしても安全を確保するためには歩道整備と拡張整備をしないといけないということがございますので、用地補償とかをしなければならぬということで、事業費よりも用地補償が高く、そこだけの周辺の拡張整備は難しいということで県から承っております。それではなかなか次に整備が進めないということで、現在その延長、そこも含めて先にまた葬儀場もできていますので、もっと先の方まで道路拡張整備をして事業費を上げるとか。

それからまた現在、中学校から野口石油までは、まだ歩道の整備がしてございません。そういった観点から、通学路の観点から歩道整備を要望して行いまして、そこも含めて絡めて、百合ヶ浜入り口まで一帯整備事業をあげて、何とか東区十字路の交差点改良事業はできないかということで、今、県とも相談、協議をしながらしています。それで今現在、その延伸の、延長の地権者の方々とも今お話をしながら大体の方の同意をいただいていますので、中には島外にいたりとかしてございますので、約8割、9割の方とは同意をもらっていますので、今後またいろいろ進めて、

早期事業に向けて今頑張っているところです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 建設課長が一番御苦労されているなどよくわかっていますので、是非忍耐強く交渉して、早く実現するように地元は望んでいますので、よろしくお願い致します。

それから、空港トンネルの件ですが、これは6年、7年位前から今まで課長は何回代わったかわかりませんが、その都度口頭で全部お願いしていたのですが、それでもなかなかちががあかないために、一応一般質問で取り上げたのですが、ひとつよろしくお願ひします。町本課長なら大丈夫だろう。是非お願ひします。

それでは、新学習指導要領についてお聞きしたいと思います。

学校では成績が悪かった私が、こういう教育のことを質問するのもちょっとおこがましいのですが、門外漢の者が教育のことに質問するのは気が引けますが、少し前回の6月議会で給食関係の問題等がありまして、それとまた7月に与論高校の中間試験とか期末試験はなくなるという報道があったために、これは私たちが中学校や高校に行っていた時代とは、とんでもない変わった時代に入り始めたなど。ある意味私みたいな不真面目な者にとってはいい時代だなど思っていたのですが、この新学習指導要領は、大体質問にしたように、どういう考え方に基づいて行っているか。そして、与論の教育長がこれについてどのような取り組みをしているのだろうかという、少し不安とは言いませんけど、お聞きしたいなど思っていたのですが、ひとつ教育長のお考えをお願ひいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。学習指導要領について皆さんにお伝えできるというのも、私としてもありがたいと思っています。おっしゃられるように、どういう考え方について、まずこの新しい学習指導要領がやってきたかということですが、あまり細かくてわかりにくいので、少し私なりに簡潔にしたつもりでお話を申し上げます。

これからの時代が、先ほど言ったようにとにかくICTなんかが開発されてきます。簡単に言うとSociety（ソサエティ）5.0というのはお聞きになったことがありますでしょうか。社会が5段階目に今入りますよという、基本的な2030年度を目指した社会を想定して、どういう教育をすればいいかということなのです。

こういうことは、今まで社会が狩猟社会、農耕社会、工業社会というように進んできて、これから情報社会がやってきて、そのときに情報、いわゆる架空と現実との間を結んで、今、テレビで宣伝をしているようなものですね。現実の社会の中に

描かれた社会の2つの映像でつくっていくという社会にやってくると。非常に変化が激しく、こういう社会が今から到来してくるときに、じゃあその時代の変化に対応して、粘り強く生きていくためにどんな子供たちを育成していけばよいかということから、この学習指導要領がつくられたという意味ですね。学習指導要領は10年に1回ずつ基本的に改訂されていきます。それで、生きる力をということで前の指導要領がいったのですが、今度の新しい学習指導要領の中では、新しい時代に必要となる資質能力の育成と学習評価、さっき高校が変わってきたという、学習評価を変えていく。学びを社会や人生に活かそうとする学びに向かう人間性を育てていかなければならない。そのために生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成、何ができるようになるか、こういったものを新しく子供たちに求めていかなければいけない時代だ。

じゃあ、そういう子供たちを育てるにはと続くのですが、一旦ここで切りましょうね、多いですので、いいですか。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私も今回この与論高校の記事、これの中で非常に、いわゆる与論高、知識偏重の評価脱却よということで、結局これは簡単な話が、答えは1つのものさえ覚えりゃいいという話だったわけですけど、今からは1つの物ごとに対してたくさんの答えがありますよという、ある意味でマルチ人間みたいなのを求めているなという感じを受けたのですが、少し教育委員会に行きまして、委員会の会議録なんかも少しずっと目を通させていただいて、チェックさせてもらったのですが、これは教育委員会の仕事は大変な仕事だなと。学力のことはもちろん、学校の生徒の生活環境、社会環境、またそれぞれの面で多面にわたって難儀や考えることが多いなとつくづく思ったのですが、今回この新学習指導要領の中でいつも言われていたのが、主体的な学び、対話的な学び、深い学びですね。さっき南議員からもこのことは出てきましたが、結局、今のIT社会で対応できる人間をどう育てるかという形もあるかもしれませんが、必ずしも人間が成功するいい職場に就くことだけが成功じゃないよと。ある意味ではさまざまな答えがあるよというのがこの一貫した教えではないかな、こういうことを考えて進む事業の形態にしなくてはならないなという感じを受けたのですが。

町長は、校長もされたわけで一番詳しいかと思いますが、私も新学習指導要領がどんなものかということは、平成29年度から気になっていてちょこちょこは見ていたのですが、ユーチューブを見ると、独立行政法人教員支援機構とかというそういう方々の先生がね、学校の先生方向けのユーチューブがいっぱいあるわけですよ。私もそれを2、3個全部目を通しました。

私が教育長にお願いしたいのは、お聞きしたいのは、中高一貫教育と言いながら、高校だけが先んじてこういう知識偏重とは脱却した形でのそういう教育の形に入ったわけですね、今回。これに対して小学校、中学校は、教育長はそれに対してどういう対応をされたのか。現場の学校の先生方に対して、これについてどういう対応とか、どういうものの指導とか、それを行ったのかそれをお聞きしたいですよ。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。今、途中まで話をしましたが、新しいその学習指導要領の先ほどの根底を言いました。もちろんICTだけじゃない、次のことに書かれてある海洋教育という例を申し上げると話しやすいかと思って述べたのですが、要はこれからもっともっと不確実な問題や社会が訪れるので、子供同士、先生ともですが、多様な情報を活用しながら、お互いが協力し合って社会を生き抜くために働くというようなことの事業改善をしていくために、先ほど申し上げました主体的で、対話的で、深い学びというのはそういう意味です。

まず1点は、身の回りにあるものをしっかりと疑問を自分で考えて、疑問に向かっている心をする心を授業の中でもつくりたいといけないと。次は、その問題に対して、共に学びながら、一緒に情報提供し合いながら、できればICTも活用しながら、共に協働して解決していこうとする子供たちをつくりたいといけないですよということです。さらに、そういったものを通して、より良い社会づくりのために深く学ぶ力をつけなきゃいかんということで、さあ教育長は何をしたのかということですが、そういう新しい学習の中にプログラミング教育、外国語教育も入ってきました。それから道徳の教育化も入りました。小学校では、このために英語科を、外国語を必修といたしました。というようにさまざまな形でその主体的、対話的で深い学びを構築するための授業、教科のあり方を、教職員がまず研修をするということ、校内でも研究授業をしたり、学校での地区の指定を受けた勉強になったりとか、そういう形を学校にはずっと指導要領が出る前からこういったことの取り組みを行っています。

例えば、外国語教育もそうですが、プログラミング教育についても講師を呼んだり、それから、最近では中央研修と言いますが、そこにこの新しい学習指導要領に対して、地域に開かれた教育課程とか、カリキュラム・マネジメントとありますが、これは地域とともに学校をどのような地域の課題に向かって、みんなで協力し合って学校をつくっていくかという考え方なのです。ですから、今後はますます地域と一体となって、地域の人材を学校と取り上げながらやっていく社会になります。そういうことを具体的に学校の職員が理解するような会合をなるべく出したり、学校

の中で検討するようというこで話をしています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私はね、教育長がいろいろなことを言われていますが、主体的な学びとは、子供が自身から学びたいという意識が出ない限りは、主体的な学びにはならないわけですね。だから、対話的な学びとか深い学びとかのときに、この中の3つの中に共通するというものは、その子供のいろいろなやる気、頑張りたい、やってみたいというその個々の資質のことですね。個々の資質をどう引き出してあげるか。その辺をちょっとどうなっているかなということが心配でお聞きしたのですが、令和元年度の第5回の会議録にもね、教育長からアクティブラーニングね、教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、児童・生徒が能動的な学習方法やダイヤモンドサイクル学習方法、これね、検索かけてもなかなか出てこなくて、やっと鹿児島大学の教授のものがヒットしたのですが、それとか、今言われたプログラミングのこととか出てきているのですが。やはり、今、門外漢の私の素人から見てね、大人がいくらどんな理屈をつけたとしても、やはり子供自身がやる気が出て頑張りたい、おもしろい、楽しいというものが無いと何もならないような感じがしてですよ。だったらそうするためには、子供が本当に自発的にこれを取り組むためにはね、何が必要なのかと。じゃあ一体何が欠けていたのかなということがあると思うのですよ。

そんなに時間もないので、私も考え方を述べさせてもらいますが、やはりね、三つ子の魂百までとありますがね、やはり小さい頃、幼児の頃るとき、あるいは小学校低学年の時代に、親から、周囲から、家族からね、愛されて育ってきた子供というのは、ある意味自発的に何でもやる子ではないかなと思うのですよ。虐待された子というものは大きくなっても人を虐待するとかとよく言われますよね。それと同じように、今、幼保教育がありますよね、幼保の中で与論の場合が、幼保連携というのは形になっているかわかりませんが、知名町を調べてみたら、やはり全部幼保連携の学校になっていまして、こども園になっていまして、全部町営が2カ所やっていますが、与論町もね、その辺の幼児教育についてもっと少し考えていくべきではないかと。ややもすると任せっきりになっちゃうのではないかなと、それをつくづく考えたのですが、ここにせっかくね、園長さんもいらしていますからね、一言だけ感想だけでいいですからお願いできればなと思いますけど、すみません。

○議長（高田豊繁君） 富茶花こども園長。

○茶花こども園長（富 千加代君） ありがとうございます。私から、ちょっと今その新しい教育要領、幼稚園指導要領について、感じていることやっていることを簡単

にお話しさせてください。

喜山議員さんがおっしゃったとおりで、やはり子供たちは、自分たちが楽しんでやらないと身についていかないというところが大きいです。私がときどき島から出て勉強会に参加させていただくと、明治大学、早稲田大学、あとは手元に今、国立教育政策研究所の西野真由美先生の資料が手元にあります。このような先生方のお話を聞かせていただくと、今の大学を卒業した者また大学生たちが机上で学んだことが、一步社会に出たときに現場でつながっていかない。あと人間同士がつながらない。楽しいことはわぁっと群れてできるのだが、いざちょっと難しい問題になると、そこに立ち向かってその場所にもいることさえも難しい子供たちが増えてきたと。

そのような結果を受けて、これからの人生を、先ほど教育長先生がおっしゃったように、いろいろな人たちと協働して、これまで学んできたものがつながるようにして行って、生きる力をつけて行ってほしいというところを、あちこちで先生方がおっしゃいます。

私たち園長職に対しては、これからの人たちがなかなか仕事場に定着しないと。その若い先生たちを育ててほしいと。そのようなことを学会の先生方がよくおっしゃいます。とにかく忍耐力もなくなり、そのようなところが育っていないという問題があって、学力的には高いお子さんでもいざ社会に出るとつながらない。学力というのは認知能力、そのつながるという力、それは非認知能力であると。その非認知能力の中には、ここにやり抜く力、自分を信じる力、自己肯定感、そして物ごとへの学習意欲、やる気、そして忍耐力、粘り強く頑張る力、そして自制心、自分のセルフコントロールをする力、精神力ですね、そしてメタ認知、客観的思考力・判断力・行動力、そして社会的能力、リーダーシップ協調性、思いやり、そして対応力、応用力、楽観性、失敗から学ぶ力、そしてクリエイティビティ、想像力、工夫をする力といった、このような非認知能力は、この幼児期から学童期に一番伸びるんだそうです。その時期に子供たちがいかに楽しんで、自分たちでいろいろなことを活動していくかということが、そういった力につながっていくと言われて、今、とにかく子供たちが自発的にいろいろなことを見つけて、わくわくするようなことを見つけられるようにと、職員と一緒に工夫をしているところです。

ただ、やはりまず第一段階としては声を出させる。声を出すことで、やはり恐怖心だったり恥ずかしさだったりなくなるような気がしているので、私はうちの園では、3つの子供たちとの約束をあげて実施しているところです。その新教育要領に向けての一番簡単な3つの方法として、元気な挨拶をしよう、そして、早寝早起き、朝御飯を守ろう。そして時間を守ろう、この3つの中の意味も子供たちにとっ

てわかりやすいように説明をしながら、そこを通してまた人と関わりながらやっていけたらなと思っているところです。まず、非認知能力を豊に育てることが、その学力も上がっていくというように言われていますので、そこを目指してまいりたいと思っています。以上です。また何かあったら、ドキドキしました。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） どうもありがとうございます。社会というか子供たちがね、もっといろいろな意味で社会の方と関わりする場とか、いろいろなチャンスが必要だなということをつくづく感じましたので、いろいろ議会にも提言してください。

私、今言われたことは、子供が生き抜く力とか、頑張る度、くじけない度というのは全てね、ある意味先般の週報にもありましたけどね、9月10日から16日は自殺予防週間です。3月は自殺対策強化月間です。やはり、こういう教育のあり方というのが、ある意味こういうものにも深い関わりがあるのではないかと、是非この辺も私たち自身が、ここにもありますけどね、当事者意識がないのではないかと。

ちょうどね、今日、朝来たら議会からこういう本が配られまして、その中にね、今あったので読ませていただきます。今、我が国社会は大きな岐路に立っている。デジタルトランスフォーメーション（DX）の時代にあっては、当事者意識なき縦割り自前主義の発想が、成長の致命的な桎梏（しっこく）となっている。桎梏（しっこく）という意味がわからなくてパソコンで調べたら、足かせだよ、足に絡みついて思うようにできないわけですけど、やはり、こういうここに学校教育においては、当事者意識を育むことはできるのかとなっているのですよ。やはりね、こういうことが積み重なって、現実に社会に起きているいろいろなさまざまな問題というのは噴出しているのではないかと。これは学校だけじゃなく家庭の問題、夫婦の問題とかいろいろあると思いますけど、是非この辺をもう一回改めて見直して、学校教育がどうあるべきかは、議会の皆さんもあまり関心はないと思いますけど、やはり私も今回これで認識を新たにしたのでですけど、是非、今後教育行政、もっと深くいろいろ勉強して頑張りたいと思いますので、また教育長もよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

続きまして、4番、林隆壽君の発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいまの喜山議員のすばらしい一般質問の後に、何か気の抜けたようなそういう質問をしてはいけないなと思って、私もしっかり良い質問してみたいと思います。



未だコロナ禍の収束の見通しが無い中、与論町では断続的に新規感染者、クラスターまで発生しており、感染拡大の長期化が懸念される状況が続いています。本町において医療体制及び物資等には限界があり、医療体制が逼迫し、今やレベル5に達していると聞き及んでいます。与論独自の緊急事態が懸念される中で、島外への不要不急の移動自粛や島外からの来島自粛の要請など、コロナ対策に対応されている職員の皆様方及び医療関係者に対し、深く感謝申し上げます。くれぐれも健康に留意され、対策に従事していただきますようお願いし、早期のコロナ禍の収束を祈念いたしまして、ただいまから一般質問を行います。

#### 1 コロナ禍における安心安全な町づくりについて

- (1) 現在、鹿児島県独自の緊急事態宣言がなされており、新たに、17日にはまん延防止等重点措置が適用されましたが、離島は対象としないとのことである。しかし、本町においては、クラスターや感染者が断続的に発生している現状にある。安心・安全な経済活動を継続するため島への入出の際、PCR検査済みやワクチン接種済みの証明書提示等の対策を講じることにより、沖縄県で実施されている「ブルーパワーリストバンド」活用のような、島民や来島者が共に安心して暮らし、観光が楽しめるシステムの構築を図ることはできないか。
- (2) 全町民対象のワクチン接種率は何%で、終了見込みはいつか。また、ニュースなどで騒がれているデルタ株に対するワクチン接種はあるのか。

#### 2 農業振興対策について

- (1) 敷料化ラブセンターの作業効率を向上し、有効活用の促進を図り、畜産農家へ十分な敷料の材料を提供することにより、健康管理並びに事故防止対策を講じ所得向上を図る考えはないか。
- (2) 現在、サトウキビと生産牛の耕畜連携実証グループによる実証活動が行われている。今後の与論農業の振興に必要な農業政策と思われるが、これらの活動に対し、どのように普及活動を展開し、どのように定着を図っていく考えか。

4つお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えを申し上げます。

まず最初に、コロナ禍における安心安全なまちづくりで、システム構築をどのようにしていくかというようなことです。

今回、鹿児島県独自の緊急事態宣言が発令され、まん延防止等重点措置区域が設置されましたが、離島は対象になりませんでした。

本町は医療体制が脆弱であることから、島外からの新型コロナウイルスの持ち込みを防ぐため、空港や港での検温などにより水際対策を実施しています。さらにリスク軽減を図る取り組みとして、沖縄で実施されている「ブルーパワーリストバンド」のようなシステムを導入できないか、観光協会とともに検討を行っているところです。

次に、ワクチン接種率はいくらか、そしてデルタ株に対するワクチン接種はどうなっているかというようなことです。

新型コロナワクチンの接種状況は8月30日時点で、65歳以上が1回目終了85.3%、2回目終了83.4%であり、12歳以上64歳以下が1回目終了77.5%、2回目終了58.7%であり、全体で1回目終了80.9%、2回目終了69.3%となっています。

集団接種予約者が全員終了した場合、9月中旬を予定していますが、その後は病院での個別接種がありますが、それは含みません。それで、65歳以上が1回目終了で85.4%、2回目終了が85.3%、12歳以上64歳以下が1回目終了77.7%、2回目終了77.2%、12歳以上の全体で1回目終了が81.1%、2回目終了が80.8%の見込みとなっています。

町としては、ひとまず9月18日で集団接種を終了する予定ですが、集団接種終了後は、与論徳洲会病院にて個別接種を継続していく予定です。ここまでは前の質問と同じです。

現在、全国的に従来のウイルスがほぼデルタ株に置き換わっていると思われ、急激な感染拡大により猛威を振るっています。このデルタ株は従来のウイルスに比べ、約2倍の感染力を持ち、死亡リスクが2.32倍であるとの研究発表もあります。

現在のところ、ファイザー製ワクチンの発症予防効果がアルファ株で93.7%、デルタ株で88%あると言われ、入院を予防する効果も96%あると言われており、2回接種でも予防効果があるものと理解しています。確かに外国では3回目のブースター接種が始まっているところもあり、菅総理の記者会見の中でも、来年3回目の接種分として必要なワクチンの確保もされていると話されていますが、今のところ、特に町に対して3回目の接種スケジュールの指示は来ておりません。

次に、ラブセンターについてです。

敷料活用の効果については、畜舎環境の改善とそれに伴う子牛の商品価値の向上等が期待されています。現在の敷料化ラブセンターにおける敷料の生産能力には限りがあり、農家の需要に対し十分な供給が行えていない状況であるため、敷料の生産性向上は喫緊の課題であると考えています。

現在、敷料生産強化を図るため、導入機器の選定等事業採択に向けた準備を行っ

ているところです。計画では、自走式破碎機やふるい機等を導入し、敷料生産速度の加速化や畜産農家のニーズに合った敷料の生産をすることにより、畜舎内の環境改善や事故防止対策等の効果が期待でき、農家の所得向上が図られると考えています。

次に、耕畜連携についてです。

現在、ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業を活用し、指導農業士や農業自営者クラブを中心に構成された与論町耕畜連携実証グループと実証業務委託契約を締結し、サトウキビ農家と畜産農家による耕畜連携の実証を進めているところです。

今回の実証では、労働力補完効果やコスト削減による生産性の向上等の効果が期待できると考えています。実証で得られた効果や成功事例については、各種研修会で紹介するなどして普及を図る具体的な取り組みを行い、定着を図ってまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。御回答はおおむね私の質問に少しお答えしていただいたということですが、少し切り込んでいってみたいと思います。

まず、コロナ禍における安心安全の1番目ですが、今、WHO世界保健機構の専門家によると、新型コロナウイルスの初期症状が現れる時期の前後にウイルスの感染力が最も強いことが示されており、感染拡大の抑制を困難にしている一因と指摘をしております。コロナ症状が発症する前後は、至るところでコロナウイルスをばらまき、危険な環境をつくっているということになるかと思います。空港や港において行っている体温計測は、厳密に言えば体温が37.5以上の現行犯だけをチェックするだけで、ウイルス保有者はスルーしており、見逃していることになり、現実にクラスターや断続的に発生する陽性者が続いている要因であると言えるのではないかなと思います。

今、来島される方々に対する与論島民が疑心暗鬼の状態で行っている、この現状を町長、副町長は御認識いただいていますでしょうか。お聞きいたしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、御指摘のとおりでございます。本当に症状が出ないという方々が入ってきたおかげで、与論で感染者が爆発的に出たというような、今までそういう事例でございましたが、本当にこれを防ぐにはどうするのかと、いろいろ考えて何とか対策できないかというようなことで、副町長を中心にして飛行機会社をお願いし、船舶会社をお願いをして、何とか食い止めたいというような放送を

していただいているわけですが、これ以上どうすればいいのか、本当に大変悩んでいるところです。

今、御指摘のように、私は2回接種したよ、私は大丈夫だよという証明書を発行していただいて、それがなければ入れないよというような強い姿勢が取ればいいのですが、なかなかそこまでもいかないなと思ったり、とにかくクラスターを発生させないというところに、全力を尽くして取り組んでいかなければならないのではないかなというような気持ちでいるところです。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 先ほどから何人かの方々にも御答弁をさせていただきましたが、やはり与論の医療体制を考えていたときに、今、町長からも御答弁ありましたが、クラスターをいかに防ぐかによって、確実に島内で治療ができるというような体制を取っていくというのが大事ではないかなというように考えています。

やはり、このコロナの問題は、だんだんだんだんその性質が明かされてきて、町内で検査ができる体制、あるいは予防接種がいつでも受けられる体制、そして希望者を隔離できる体制、あるいは、病院で適切な治療が受けられるような体制、こういったのを確実に整えながら、予防策というのをやっていく必要があるのではないかなというように考えます。これはクラスターさえ何とか防げれば、島内で1人なり2人なりの感染は、観光地としてはやむを得ないのではないかなというようにも私は考えています。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。これは大変難しいことですよね。与論町は観光立町でございまして、観光客に来るな、あるいはまた出張客にも来るな、お盆休みにも来るなと、なかなかまた強くは言えないところですが、であるならば、私たちの与論町で何とかその対策を講じなければいけないということで、今回私なりにひとつ御提案をさせていただきたいということで、御質問をいたしています。

と言いますのも、実は、このことについて60人余りからの私個人に陳情書が来っています。町長、議長にではなくて私になのです。これは、この私どもはコロナ禍を乗り切る抜本的方策として、ワクチン接種済みの方のみ来島者を受け入れる特典付き識別のためのリストバンド、今、沖縄でやっていますリストバンドの進呈等の与論島独自の条例制定に向け、議員各位の協議をお願い申し上げますと来ています。議員で協議するよりも、町長に直接言ったほうがいいのではないかなということで、今回、私は一般質問をしたわけです。

そこで、答弁書には、この私の質問に対して、観光協会とともに検討していくとございます。長期化が懸念される中で、早急に対策を講じなければならない問題で

あると考えていますので、これは何をさて置いても検討して、早く結論を出していただきたいなというように思います。

実際、町民の方から、宿泊客の状況、ワクチン接種者、PCR検査で陰性の方、そして何もされていない方等については、施設側はそこで受け入れますので、聞き取りはしますのでわかります。施設側ではわかるのですが、一般の町民からは、誰が陰性者かワクチン接種者かわからない状況です。そこで、誰が見てもわかるような対策を講じてくれというこの強い要望が来ておるわけです。

沖縄で行われているブルーパワーリストバンドというのは、お金もかかるし大々的に、あれは県全体ですので、与論町には向かないなというように思います。そこで、与論独自の簡単で、しかも安くてできるようなものはないかなということと考えたところが、皆さん方が首から掛けているその名刺入れ、それにワクチンを接種したワクチン証明書がございます。PCR検査で陰性になった方のは、今、スマホに取り込んでできるようになっていますので、それを宿泊施設の方々に申請をして、私は、これで大丈夫ですよというそういう証明書をつくってもらって、そこで各施設ごとに回ってこれを見せていくと、大変わかりやすく、お互いに安心するのではないかなということ、それを、昨日一昨日された方がおられまして、その感想として観光客も大変おどおどしないで入れた。また、受け入れる店側も安心している。いろいろ対応できたといういい返事が来ていますので、やはり、こういう与論島でもできるようなそういう対策を早急に考えていただいて、じゃあ自分たちでやればいいのではないかと、そういうことではなくして、これ町でこういうことをしましろうと、みんなと一緒にしましろうとということ、与論島民もいろいろなそういう店に行くときにでも、やはり私たちは大丈夫であるということは口では言えるが、証明するものがなければ疑われますので、やはり、そういうちょっとした心掛けで持っていて、私は検査を受けているよ、あるいはPCRをしたよという、そういう目で見えるその簡単な証明などもやっていければ一番いいのかなと思って、これは実際そういうお客様が来られたときに、どういう対応をすればいいのかということ、大変迷っているそうです。町民の方は65歳以上の人というのはみんなわかっていますから、ワクチンを打ったというのはわかっていますので安心するのですが、中には観光客や出張客や、いろいろなそういう用事で来られる方等がまたお土産屋に行ったり、あるいはいろいろなところで接客するところでは、やはり疑心暗鬼になるということだったのでございましたので、是非これは早期に検討していただいて、具現化していただきたいというように思います。

町長、それと商工観光課長にも一言お願い申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変すばらしい提案だと思いつながら聞いておりましたが、あとちょっと待てよと思うことがありましたので、一言申し上げます。

2回ワクチン接種をした方は、堂々とそれを付けて出歩くことができますが、都合によってワクチン接種をしなかった人、自分の身体が悪くてできなかった人たちは、その人はうちに引っ込めというようにも取れないかなというような気持ちがふと途中で湧いてきたわけです。

旅行者も2回接種した、あるいは検査が良かった人は堂々と歩けるが、できなかった人は、旅行に来たが何もできなかったというようなこともあるようですので、これについては、本当にもっと議論が必要かなと。できましたら議会でも共通理解を図っていただきたいというように思います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいま町長がおっしゃいましたとおり、観光協会とも相談をしましたらそういう意見がありまして、なかなか意見がまだまだまとまらない状況ですが、また林議員の提案とかも持って帰りながら、また相談してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 町長がおっしゃるのは差別化の問題ですよ。違うのですよ、これは差別化ではなくて区別をすることですよ。区別をして対応することですよ。そういうことをしないといつまでも何もできませんよ。やはりよく考えて対応しないと。これだから、反対があるから、これがいろいろなことを言われるから、じゃあいいよ、やめましょうねじゃ前に進みませんよ。これは差別化ではなくて区別です。区別をしてちゃんと対応ができるように、対応がしやすいようにという配慮をするという考えでやらないと、これはいつまでもできないと思いますので、是非お願いをいたしたいと思います。

続きまして、もういいです。そういう差別化じゃなく区別ということの認識においてやってください。あくまでも差別するんじゃないよということで。

それでは、続きまして、全町民対象のワクチンのことについてですが、このことについては、今、変異株やワクチン接種の有効性などに対し、さまざまな情報が錯綜しています。また、ワクチン接種が終わった人でも再感染のブレイクスルー感染が広がってきている。このような状況のときにこそ、些細な情報であろうと的確に情報伝達を町民に知らせて、少しでも安心できるように細やかな対応をお願いしたいということで、質問をさせていただいています。やはり、こういうテレビを観ても何を見ても言う人によって全然違うというそういう状況にありますので、やはり町の方で確実な情報を取っていただいて、やはり町民に流していただくというのが

一番確実ではないかなというように思います。

午前中の質問の中で、南有隆議員から、コロナハラスメントという問題が出てきていますが、このワクチンを接種する人しない人、それぞれ自己責任での対応であり、これはもう仕方がございませんので、ハラスメントが起こらないようにということで、心をくだいていただきたいというように思います。

また、ワクチンを接種された方々も引き続き3密、マスク、消毒の徹底はもちろんのこと、不要不急の外出も心掛けていくということで、決して油断をしないよう徹底していただくように御要望してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。これは、答弁は結構です。

続きまして、農業振興対策について。農業振興対策の敷料化ラブセンターについて、さかのぼっているいろいろなこのラブセンターの経緯というものを調べてみましたのでちょっと述べてみたいと思いますが、県の畜産技術技士のトウヤカオル先生という方が、2011年に与論島における肉用牛の飼料衛生環境改善への取り組みと題して実証試験を行い、県単独補助事業を導入し、今のラブセンターの整備をなされたというように認識しています。その報告書の考察とまとめの中で、乾燥している敷料の有効性が認められ、牛の身体に付着する糞が少なくなり、衛生であると認められ、起立時のスリップの減少や牛が座っている牛床というのですか、が衛生的に保たれ、下痢や肺炎、関節炎等が減少傾向にあり、子牛の育成に大きな貢献をしていると報告されています。

近年、飼養農家の減少に反して、飼養頭数が増えています。これは多頭飼育農家、1件が飼う頭数が増えているということでありまして、数字としては顕著です。子牛生産においては、子牛の出産率向上や健康管理並びに事故防止への対策による所得向上は、畜産内の十分な敷料確保によって可能となると考えます。これも常識となっていますが、したがって、敷料化ラブセンターの機能向上は必須条件であると考えますので、是非有効な対策を早急をお願いしたいということで、回答にも是非やりますということですので、大変期待をしています。

その中で、やはりそういう規模を大きくしたときに、今度はまた材料、その資材が足りなくなったらどうしようかということですので、やはり、現在のようにその材料の区分けをするのではなくて、ある程度は全部とって、みんなそれを敷料化にできるようなそういう技術確立をしていただきたい。そうしないと与論町は小さな島で、これが確立してきたときに今度は材料が足りなくなると、そういう問題が出てくるかと思いますが、是非これは私ども、私個人も結構周りの木を切ったりして持って行くのですが、これはいいのかな、これはいかんのかなと迷ったりして、なかなかそういう状況がありますので、やはり、全くこれは駄目ですよというそう

いう材質、あるいはそういう植物であれば別ですが、ある程度のものは全部受け入れてできるような、許容範囲の大きいそういうシステムをつくっていただきたいというように思います。いかがですか、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 同じような懸念を私もいたしまして、産業振興課長と話をしたところでございまして、その中で課長は、農作業の後の道端の草とか、その水土里サークルでやるその作業後の伐採したものとか、それから今おっしゃったように家庭でやる伐採したもの、それから工事の後の材料とか、そういうものの中から使えるものは何とか、何でもかんでもできるだけ運び込んでやってまいりたいという話をされましたので、ああなるほどなと思いながら納得をしたところです。とにかく作業効率が上がりますと、やはり原料が不足するのではないかなという懸念はありますので、そういうところはまたみんなで話し合いながら解決してまいりたいというように思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。

先ほど林議員からも申されましたとおりに、敷料の効果に関しましては、以前こちらにおられました先生がまとめて林議員が報告したとおりで、効果的ではございますが、現在、300頭近くぐらいの牛が与論で死んでいます。やはり畜舎内の環境がまず第一に考えられるのですが、死亡牛の大きな要因としましても、親牛は、牛舎の下がコンクリートということで、滑りやすくなっています。そこで、股さきとかそういった原因とか、あと子牛が湿地帯というか、環境が悪いせいで親牛から飲んだときの乳の量で、下痢とか風邪とか、そういったもので結構死んでいる関係上、こちら先ほど町長の答弁もありましたように、敷料に関しては喫緊の課題だと検討しています。

現在、担当とも話しているところですが、いくつかの機器があるということで、視察研修はその種類というか、機種検討を行うために予定はしておりましたが、このコロナ禍が終わり次第、落ち着き次第、機種に関しては早急に対応してまいりたいと、視察研修して機種選定に向けてまいりたいと思います。

また、先ほどから材料につきましても町長の御答弁にもありましたように、今、考えているのが今やっている個人宅、個人からの伐採木や、あと建設課サイドでいろいろ掃除されたときに、結構持ち込めなくて場所に山積みしていますので、こちら有効使用しないと環境への負荷も出てきますのでそういったもの、あとは県道から出る雑木とか、先ほどもありましたように農地水の活動、そういった集落から協力して出てくる雑木とか、そういったものを今まで負の材料だったものを、付加



価値を付けることによって畜舎に使って、資源リサイクル、循環型農業とか、そういったものに取り組んでまいりたいと思いますので、こちらの方は喫緊の課題ということですので、次年度以降、申し上げましたとおり計画をしているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。この敷料化ラブセンターの役目というのは大きいものがあるのですよ。これは大変効率的な運用をすれば、牛の死亡率も低くなるし、農家の所得も多くなるし税金も多く取れるということで、町の財政も少しは潤うと。それとまたいろいろな意味で、たくさん敷料をすることによって、し尿が外に出さなくてもいいという、そういう環境整備もできると私は思っています。全部それを吸ってですね。そして、外に出すときにはまとめて肥料として使うということであれば、地下水汚染についても大分役に立つという、大きな役目を持っているということですので、今の状況で言いますともったいない、確かにあの施設はもったいないです。もっとあれを金をかけて大きな能率を上げてやれば、島中に恩恵があるというように私は見えていますので、農業だけではなくていろいろ与論町民の役に立つということが、私は一番すばらしいラブセンターの役目であるというように思っていますので、是非お願いをしたいと思います。これは至急です。大至急お願いします。再来年、5、6年後といたら何の意味もないですからね。

それでは、続きまして、耕畜連携について、サトウキビと生産牛の耕畜連携実証が現在なされていることに対し、若い農業後継者の与論農業に対する前向きな考えに大変頼もしさを覚えているところです。以前にも、耕畜連携に対する取り組みがなされましたが、そのときは、取り組みが現状の必要性に合致しておらず、継続されずに尻すぼみになっていたと記憶をしています。与論の有効耕地面積である1,000町歩の狭い耕地面積での各種の農畜産物生産を営む上で、土壌条件に対し必ず無理がくると考えられます。それと労働力等々に大変有効であるかというように考えます。

今度は耕畜連携事業について、拡大定着が必ずできるように取り組みに万全を期していただいて、是非これが全農家が耕畜連携ができるような、そういうあくまでもサトウキビと畜産だけじゃなくて、サトウキビとほかの園芸、あるいは畜産と園芸、そういう形の耕畜連携に発展して行って、与論町のこの小さな島、耕地面積の狭いところでも永久に永遠に農業ができる、またすばらしい農業ができるようなそういう土壌をつくっていただきたいというように切に希望いたします。

最後にもう一回、また山下課長の意気込みをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） ありがとうございます。今、話がありました耕畜連携ですが、今現在9人の方々、サトウキビが4人、畜産が5人ということで、9人の方々によってやっているところです。そもそも耕畜連携の始まりと申しますと、生産牛の増加に伴い、家畜糞尿の余剰堆肥の有効活用や自給飼料の確保が課題になってきたということと、あとサトウキビについては、特に大規模経営農家の堆肥の施肥量が少なく、土づくりとか夏植えまでの間、特にハーベスタを乗られている方々が、次の春植えができませんので、夏植えまでどうしても置いておくということで、その期間畑が荒れ放題になって、なかなか作業労働力の確保ができないという、そもそもそういった形が出てきておまして、そういった形を解消しようということで、サトウキビへの新たな堆肥供給を構築し、より一層の堆肥活用に取り組むことで、余剰堆肥、先ほどから申しましたとおり、余剰堆肥があることによって、環境とかまだいろいろな問題がありますが、そういった余剰堆肥の体力確保とか、そういうことによって牛舎周辺の環境改善対策、堆肥の活用による土づくりで、サトウキビの生産向上というのですか、反収向上を取り組もうという計画、また、サトウキビにおいてもサトウキビ収穫後に飼料作物を作付けし、今まで遊休だったほ場を有効活用することによって、畜産農家におかれましても粗飼料確保ということで、作物間の競合もなくなりますし、軽減もされます労働力の確保もできるということで、そういった取り組みで、今のところは主にサトウキビ農家と畜産農家で始めているのですが、今後、林議員からの話もありましたように、こういったものをいろいろ実証とか、そういった中で取り組んで、いい事例として、ほかの農家さんにも広がっていきけるような感じで取り組んでいければなというように思っていますので、こういった優良事例をもとに、一段の定着とか紹介ができたらなというように思っているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。少子高齢化というその時代に、段々じゃない、もうすでに少子高齢化ですので、やはりこういう新しい取り組みということ率優先してやっていただきたいというように思います。

それから、最初に質問いたしましたこの差別化と区別、あれを、すみませんが舌足らずでなかなか納得しておられないようですので。そこで、この証明書を持って行って差別をしなさいということじゃないのですよ。直接お客様に触れるそういう職種、あるいはお客様と対話する職種というのは、やはりドキドキしながら対話しているのです。その中で、お客様が帰った後のその処理というのも全然違うのです。わからない方が帰っていった後は、徹底して掃除をしないといけないのです。消毒しないといけないのです。だけど証明を持ってきた人は、ただ汚れたところだけを

拭いて対応できる、そういう後の接客の差が出てくるのですね。特に宿泊施設なんかだったら膨大な差が出てくるのです。大きな差が出てくるのです。

宿泊施設では、何もわからないこの方という方については、トイレに行ったらトイレの後で追いかけて行って消毒をして掃除をして、その部屋から出ていかれたらそこを徹底して消毒をします。消毒をなささいというそういう国からの命令ですからね、そういうのも徹底しなければいけない。しかし、そういう証明があって私は安全ですよという方がおられたら、その方たちは普通の対応でできるわけですので、時間的にもコスト的にも大きな違いが出てくるのです。そういうことも兼ねあって、やはり差別化でなくて区別をして対応ができるような、そういうシステムを構築していったほうが、やはりクラスターの発生率も少ないのではないかなと、私は思ってしまったところですので、是非御理解をさせていただいて御検討いただきたいと思います。この60人余りの方の要望は、そういう切実な悩みで訴えられてきているわけですので、是非お願いをしたいと思います。

ちょっとさかのぼって、またして大変申しわけありませんでしたが、これで一応私の質問は終わります。

最後に、冒頭で申しましたように、一日も早いコロナ禍の収束に向けた皆様方の懸命なる対応並びに御努力に対し、厚く御礼申し上げ、質問をいたしました項目について、今後の取り組みに、絶大な取り組みに御期待を申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） これで4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。3時25分まで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午後3時11分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、大田英勝君の発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。ひととき比較的収まっているかのようなだった新型コロナウイルスの感染状況が、デルタ株の出現により状況が一変し、全国では1日の感染者が2万5000人を超える日まであり、4度目の緊急事態宣言が発出され、予断を許さない状況が続いています。鹿児島県でも鹿児島市、霧島市、始良市にまん延防止等重点措置が適用され、感染者が200人を超すような日が続くなど、逼迫した状況となっています。一方、本町においても7月に3度目のクラス

ターが発生して以来、散発的に感染者の発生が続き、緊迫した状況は変わっておりません。改めて町民一人一人に基本的な感染防止への取り組みが求められています。

それでは、令和3年第3回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 「生理の貧困」への対策について

- (1) 新型コロナウイルス禍等による経済的な困窮から、生理用品を買えない「生理の貧困」を訴える女性の声が全国的に広がっていると聞く。児童・生徒や学生に多い「生理の貧困」が本町においてはどのような状況なのか調査を行い、対策を講じる必要があると考えるが教育長の見解を伺いたい。

2 コロナウイルス感染対策としてのトイレの洋式化について

- (1) 本町の学校を含めた公共施設及び公衆トイレの便器の総数は何基か。また、そのうち洋式は何基となっているのか。洋式はふたを閉めて流せるので、和式より飛沫飛散のリスクが低いとされる。県も感染対策として、7つの文化施設及び体育施設のトイレの洋式化の予算を計上し、洋式の割合を47%から72%まで引き上げるといふ。本町でも感染対策及び高齢者対策として、学校や公共施設トイレの洋式化を推進する考えはないか。

3 防災無線の自局放送方法の改善について

- (1) 防災無線が新しくなり、防災への備えが強化されたことは誠に喜ばしいことである。しかしながら、以前は自治公民館内で自局放送ができたが現在のシステムでは外の拡張器の下でしか放送ができない仕組みとなっている。しかも、機器が3メートル程の高い位置にあるため、放送は脚立の上で行う必要があり、とても危険である。ついては、これまでのように自治公民館の中で放送ができるようシステムの改善を図る考えはないか伺いたい。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、生理の貧困の対策についてお答えいたします。

御指摘の「生理の貧困」については、現在社会問題となっていることは理解しています。内閣府共同参画局の第2回調査概要によりますと、鹿児島県の取り組み自治体は2%であり、低い状況です。与論町教育委員会においても、学校での児童生徒対象の調査は行っていません。また、学校においても、そのような件に関する相談等を受ける事例もないようです。この問題は、貧困問題も含め、ジェンダー平等の問題にも関わり、さらに、なかなか声には出づら問題であるとも思われます。

女性が生活しやすい社会づくりに関係する大切な問題だと認識していますので、

関係課・機関と連携し、この問題の啓発、相談窓口の設置、困っている方への支援を含め検討したいと考えます。

今後、まず学校においては、児童生徒の実態把握を検討してまいりたいと考えており、実態に基づいた対応策の検討を行いたいと考えます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、トイレの洋式化についてお答えいたします。

町内の学校を含めた公共施設及び公衆トイレの大便器の設置総数は365基あり、そのうち洋式便器は190基となっています。小中学校及び社会教育施設を除いた場合、大便器の設置総数は187基あり、そのうち洋式便器は123基となっており、洋便器率は66%となっています。

それぞれの施設において個別に検討する必要がありますが、町民が利用しやすいよう、トイレ環境の改善に向けた検討をしてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは続きまして、トイレの洋式化についてです。

教育施設で申しますと、小中学校全体の便器設置総数は114基あり、そのうちの26基が洋式便器で洋便器率は23%という状況です。

今後、順次整備を進めていく計画としており、茶花小学校については、このたびの9月補正でトイレの洋式化改修工事予算を計上しており、予算化され改修工事が実施されますと25基のうち13基が洋式便器となり、洋便器率54%となる予定です。また社会体育施設の便器設置総数は72基あり、うち45基が洋式便器で、洋式便器率63%の整備率となっています。

今後も、各施設のトイレ環境改善に向けたトイレの洋式化改修を計画的に進めてまいります。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 続きまして、防災無線の改善についてです。

令和元年度、令和2年度に整備いたしました新防災無線設備は、御指摘のとおり、拡声子局装置の位置が地盤面から2メートルから3メートル高い位置に設置されています。新防災無線設備の整備計画において、消防庁資料から「無線設備の停電・耐震対策のための指針」が発出されており、その中で基盤や蓄電池を含む拡声子局装置は、水没回避の対策として高所に設置するよう示されています。このことから、屋外拡声器鋼管柱の拡声子局装置の設置位置について設計を統一し、町内全36カ所について整備したところです。旧防災無線設備は、各自治公民館の中での放送を可能しておりましたが、新システムにおいては、携帯電話や固定電話の番号を事前登録することにより、町内外の各所からも放送可能としています。つきましては、

各自治公民館に対して、使用マニュアルなどを作成し、利用方法について周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 3月に放送されましたNHKの「おはよう日本」で、大学生の5人に1人が生理用品の入手が困難となっているなどと、日本でも生理の貧困が広がっているとの報道があり、その後「クローズアップ現代」でもこのことが取り上げられ、生理の貧困が全国的に広がっていることが浮き彫りになりました。私はこの2つの番組は見ておりませんが、8月11日の「生理の貧困救え」との南日本新聞の記事を見て、初めてこういう問題があるんだということを知り、これは何とかしなくてはならないと強く思いました。

今年2月から3月にかけて、大学生などが行ったインターネットでのアンケート調査によると、「過去1年間に経済的な理由で生理用品を買うのに苦労したことがある」と答えた人が20%、「買えなかったことがある」と答えた人が6%いました。「生理用品を交換する頻度を減らしたことがある」と答えた人は37%、トイレットペーパーなどで代用したことがある」と答えた人も27%に上っており、これは決して見過ごすことのできない問題だと思います。本町においてもこういう実態があるのかどうかはわかりませんが、あるかもしれないという前提で対策を講じていく必要があると思います。

ところで、内閣府男女共同参画局の調査によりますと、「生理の貧困に関わる取り組みを実施した」あるいは「実施を検討している」と回答した地方公共団体の数は、5月19日の時点での第1回調査では255団体でしたが、7月20日時点での第2回調査では、倍以上に増え581団体となっています。残念ながら先ほどの答弁にもあったとおり、鹿児島県は7月20日時点での取り組み状況は、全国で最下位となっており、その時点では43市町村中、霧島市だけが検討を進めており、7月下旬に生理用品の配布が始まりましたが、実施率はわずかに2%という結果でありました。そのほかにも各都道府県の場合ですが、10%に満たないところが6道県もありました。一方実施率が70%以上のところもあり、広島県の79%を筆頭に、東京都が76%、神奈川県が74%、埼玉県が72%、石川県が70%となっています。鹿児島県は実施率で最下位ではありましたが、その後日置市では、6月定例議会で支援のための補正予算を可決させ、県内自治体としてはいち早く、9月から学校や公共施設で生理用品の配布を行う予定となっています。

日置市では、国が5月に地方公共団体の取り組みを発表したことを受け、市内の小中高校に聞き取り調査を行い、一部の児童生徒から希望する声があったので予算化したとのことです。教育長がかつて勤務されたことのある日置市教育委員会です

が、さすがの対応の早さに頭が下がります。本町でもこのような形で進めていただければよろしいかと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。大田議員からの質問がありまして、早速学校と休みではございましたが語るどころでしたが、実際養護教諭の部会の中でも、まだこれは話題にも上らないということでしたので、この9月に入りまして学校長を含めてどのような実態把握がいいのかということを含めながら、いずれにしても今御指摘のあったように、必要な子供たちに届くような方向で検討してまいりたいと、また実態も把握したいというふうに思っています。なかなか言葉に出せない部分がありますので、これは学校のみでなく、女性の若い人たちの中にもそういう親に言えない、父子家庭であったり、家庭状況で旦那に相談できなくて、ほかのこれを削ってでもというような状況もあるということ、ネットの中で私も見まして、何らかの形で声を出さなくてもそういうところに温かい手が届くような形を養護部会等を中心に検討していこうと考えています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ただいまもありましたとおり、この問題は答弁の中にもありますが、貧困問題を含め、ジェンダー平等の問題にも関わり、さらに、なかなか声には出しづらい問題であると書かれています。まさにそのとおりだと思います。ですから、調査をしたからぱっと表に出てくるかどうかそれも含めて、もし調査してほとんどそういう困っているという状況が把握されなかった場合でも、ひょっとしたら表に出ていないだけで実際はあるのかもしれないというところまで配慮をいただいで、対応をやっていっていただきたい。その辺をひとつ強くお願いしたいと思いますが。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 申し上げましたとおり、女性を含む関係の問題がありますから、町民福祉課あるいは保健センター、そういった方々のところとも、正式な調査でなくても、やはり聞き取っていくという、声を聞くという形の方法も検討しながら、対応をしてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 長引く新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、経済的困窮から生理用品が買えない。生理の貧困というのが注目を集めるようになり、国や自治体も支援に乗り出すようになりました。そのきっかけになった事例を1つ紹介してみたいと思います。紹介の後に町長と教育長から感想を一言ずついただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

これは今年3月にあった愛知県東郷町の子ども議会での提案でした。「どこのトイレにもトイレットペーパーは常備されているのに、どうして生理用品はないの？生理用品を学校の個室に常備していただければお金もかからないし、こまめに交換できて、心も体も健康になると思います。」これは生理の貧困を知った当時小学6年の、3月に6年生ですから今は中学1年ということになりますが、女子児童の素朴な提案です。その後、この問いへの答えがさまざまな場所で聞こえてくるようになります。政府の方でも「生理の貧困にある女性や女子たちへの寄り添った相談支援の推進は、今まさに取り組むべき施策だ。」と加藤官房長官が発言し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で顕在化した生理の貧困の対策に向けて、具体的な調査を行うことが決まり、内閣府の地域女性活躍推進交付金が拡充され、使途に生理用品の無料配布を加えることを決め、地域子供の未来応援交付金も拡充されました。もちろんこれには国会における女性国会議員の後押しもありました。

先の女子児童のけなげな提案から、わずか1カ月半。地域の大人たちがその声に応えました。提案を知った東郷町の経済団体が、生理用品の購入費50万円を寄附し、中学校の保健室に段ボール箱2箱分の生理用品が届きました。担当の先生は「保健室に受け取りに行くのではなく、トイレの個室で自由に取れるようにした。」と言い、「本当に困っている子、声を挙げられない子もいると思うので、そういう子供たちにとっては本当にありがたいと思う。」と話しています。

このようにして、東郷町では町内全ての公立小学校・中学校のトイレに生理用品が設置されました。しかし、寄附金頼みでは長くは続けられません。そこで東郷町は新たな一步を踏み出しました。「トイレットペーパーは常備品として設置していますが、生理用品についても同様に常備品として設置していく。」と井俣憲治町長が宣言しました。そして、当たり前のものでして予算に組み込むことを決めました。井俣憲治町長は、「今後は、ふるさと納税で集まったお金の用途としても加えていく方針であり、経済的な不安を取り除く大切さを考えたときに、小さな一歩かもしれないが大きくこれが広がっていくと嬉しい。」と話したと言います。

この愛知県東郷町でのエピソードについて、先ほども申し上げましたが、町長と教育長から感想をいただきたいと思います。与論町でもそのようにしてまいりたいという、踏み込んだ感想がいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提言ありがとうございます。まず学校に対する取り組みは、女子便所、男子便所と違って変わっていますので、女子トイレに置けるというふうな良さがあるのではないかなというふうに思いました。そういうところから取り組みればありがたいなど、教育委員会とも話し合っていければと思っていますが、さ



て一般のトイレはどうだろうかということになりますと、どうなのかなと、そこはまた考えていかなければならないと思います。とにかく男子トイレ、女子トイレの区別があるところは、早急にできるのではないかなと思いますので、そのあたりについては教育委員会と話し合ったいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。一律全部常備するののかということも含めて、当然だと思いますが、公的に行うものが子供たちに、まずそういった本当に困っている人たちが、自由に受け取れるということがわかるような説明の段階も必要だろうということで考えますので、やはり困っている人に困ったことが行きわたるように、周りの子供たちの配慮もしながら、丁寧に進めてまいりたいというふうに思っています。そのために日頃からその生理の貧困という言葉の問題でも、学校で取り扱って自然と定着するような形に持っていきながら、配布も順次広げいく形にしていきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） できれば、公共トイレあたりの女子トイレの場合はいくらか備わっていれば大変、先ほども申し上げましたように、感覚的にはトイレットペーパーの感覚です。だけど男の場合はトイレットペーパーだけで事足りるのですが、女性の場合はまたもう一つできればあったほうが良いというような感覚で、自然な形で取り組んでいただければ、大変ありがたいと思います。

一方、海外に目を向けてみますと、イギリスのスコットランドでは、全ての人に生理用品を完全無償提供するという法案が、賛成112票、棄権1票、反対0票で成立しています。またニュージーランドやフランスでは、全ての学校で生理用品の無償提供をしており、アメリカのニューヨークでは、学校や避難所、刑務所で無償提供をしています。またイギリスでは、一部の生理用品に対する税金を撤廃しました。一方日本では、生理用品に消費税はもちろんかかっており、しかも軽減税率の対象からも外されています。やはり外国と比べると周回遅れの感は否めません。残念なことです。

ところで、先ほどの国が行った調査によりますと、生理用品の調達元としては、防災備蓄の活用が最も多く、次いで予備費を含む予算措置、そして企業や住民からの寄附となっています。そこで、本町の防災備蓄の中には生理用品は備蓄されているのか、いないのか。備蓄されているとしたらどれくらいの量なのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 本町における生理用品の備蓄については、現在のところはございません。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） もしもそれがあろうであれば、それを手始めに各学校の女子トイレとか公共施設の女子トイレにということで提案しようかなと思ったのですが、備蓄がなければ残念です。今後は災害とかであれしたときには、そういったのも備蓄の品として、全国的にもほとんど当たり前のように備蓄をされているようです。その配布の仕方についてもいろいろこれまでも問題があったり、男性の職員が配ってみたりとか、1個ずつしか配らないので何回も何回も手を出すのが出しづらかったとか、いろいろな問題もあるようですが、是非ともまた備蓄の方でも、その辺も検討をしていただければと思います。

国がした調査の中で、各都道府県の各市町村のこんな形で取り組みをしているというようなのがまとめられたのがあったのですが、残念ながら、やはり生理用品設置の取り組みを継続して続けているという自治体は意外と少なく、多くの自治体は生理用品を一旦一定量準備して、配布はするのですが無くなり次第終了というようなのが多いのが実態のようです。これでは問題の抜本的解決には程遠いと言わざるを得ません。生理の貧困の問題は、女性の尊厳にも関わる重大な問題です。誠の島とも謳われている我が与論町にふさわしい心のこもった優しい対処方法を今後模索していただきますよう、切に町長、教育長に要望したいと思います。よろしくお願いたします。もし、一声あれば。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変ありがたい提言でございました。トイレットペーパーと同じように考えて扱うべきだというふうなお話でございましたが、本当になるほどなというように改めて思うことでもございました。まずは、どういうふうに設置できるのかというようなことを、予算にもどうすればいいのかということの研究してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 次に移りたいと思います。

トイレの和式・洋式の率が先ほど答弁の中でありましたが、公共施設及び公衆トイレの大便器の設置総数が365、そしてその中で洋式が190、52.1%の洋式率となっています。できればこれを最低でも70%以上、できれば80%ぐらいを目指して目標に頑張っただけであれば大変ありがたいと思います。その中で、小中学校が非常に率が悪いですね。現在23%しか洋式率がないということで、茶花小が改善されても54%、その他の学校はもっと低いということで、何とか70%、80%を目指して頑張っただければと思います。今ですと、通常るときよりはコロナの関係もありますので、自分の手出し、持ち出しは比較的少ないので

はないかと予想されるのですが、このコロナ対策その他でもまた予算が浮いてくる可能性があるので、是非とも今の機会にそれを取り組んでいただきたいと思います。

これはコロナになる以前から高齢者への対策、障がいのある人への対策として、和式から洋式へという話は以前に私もしたことがありますし、そういう流れはありますので、是非ともこの機会に積極的に切り替えを頑張っていただきたいと思います。一声だけよろしいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この公共トイレの洋式化の問題ですが、大便器が1個あるところ、2個あるところあるいはそれ以上あるところを考えると、どうしても和式じゃなければという人も居ます。また洋式の方がしやすいというところで、だんだんだんだん洋式率を上げていって、できるだけ前に進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。小学校、中学校はまた3小のバランスも考えながら、学校の使用率を考えて、例えば和式ばかり並んでいるところは急いでそこの方からとか、老朽化の対応もありますので、なるべくそういうふうにして率を高めていくように要望を聞きながら、順次整備を進めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。そのように取り組んでいただきたいと思います。ところで1点だけ聞くのを忘れたのですが、総合グラウンドのトイレは、和式、洋式どういうバランスになっているのかわかりますでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 川上生涯学習課長。

○生涯学習課長（川上嘉久君） お答えいたします。

総合運動場のトイレは、和式が2つ、洋式が2つになっています。総合運動場の外のトイレですね。

○7番（大田英勝君） そうです。

○生涯学習課長（川上嘉久君） 外のトイレは今申し上げましたとおり、和式が男が1つ、女が1つ。洋式が男性用が1つ、女性用が1つになっています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 以前、総合グラウンドのトイレについても、何か洋式化ができないかというような要望をいただいたことがあって、もう膝が痛くてできないということで、そういう話を聞いたことがあったので、今思い出してでした。できるだけその辺のもうみんな次々私も含めて、やがてみんな膝が痛くなるような年代に入

りますので、ひとつ自分のためにするのではなくて、今のお年寄りのためにして、それを自分でも使うという気持ちでお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。この防災無線の自局放送についてですが、何かすごくすばらしい最新のような答えがあるのですが、これは具体的にはどのような形で放送をするのですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御質問の件は、例えば朝戸の公民館の何かをされるときに、今までは各公民館のところで放送ができたけど、今新しい方になったときに、高くなって危険であると、そういうことかと思いますが、今回もともと東日本大震災で津波があって、そこで防災無線が倒壊してほとんどが使えなかったというところから、消防庁の方からそういった自局放送とバッテリーの設置位置が決められています。当然与論町の南海トラフの津波想定からはみんな外れてはいますが、想定外ということもありますので、与論町としては高い位置の拡声器も全て下の方がですね、地盤から2メートルに設置しています。高くなりますけど、そういった今まで自治公民館で可能としていたのですが、今回は、例えば携帯電話も公民館長の携帯電話、それから自分の自宅の電話、それから基地局の方に電話がいて、その電話がその拡声器を通して各集落、全体、個別とか特定の場所とか全域とかも可能となっております、島内に限らず島外からも、例えば鹿児島出張した際でも、そこから登録さえしていれば放送は可能となっております。ですので、自治公民館に入っただけでやるということは、今のところはあまり必要ないのかなということで、それで対応いただけたらと思います。自治公民館長にもそういうふうな使い方ができるというお話をしてあったのですが、ただ具体的にどうすればできるかとか、登録とかはまだでしたので、その辺をまた自公連の方でまた説明もして進めてまいりたいと思います。

また、その館長だけではなくて、例えばその自主防災組織になっている担当の方とか、多分放送を想定される方とかも全部登録をしておけば、どこからでも放送が可能となりますので、そういうシステムになっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 何か夢のような話でびっくりしましたが、私なんかは昔の頭ですので従来のような感覚で、何とか公民館の中で放送させてくれということで、安全のためにもまた地域のコミュニティの活性化のためにも、いろいろな形で放送はすることが多いのですよね。地域活動が盛んになればなるほど、そういう放送の機会というものはあるわけですので。昔なんかは子ども会の朝読み夕読みですとかそういうのもありましたし、いろいろな団体からの自分の会員の皆さんへ、どんな

行事をするから集まってくださいとか、そういう放送が頻繁に従来はあったわけなのですけど、最近ちょっと減っているのかなと思ったりもしていたわけなのですが、実際私も、たまたま今度老人クラブの会長になったものですから、何度か放送をしたのですが、脚立持って来て脚立の上から2段目ぐらいの上に立って、鍵をこじ開けて、しかもボタンとかピンとか何か太いのはできないような、小さいボタンみたいのがあって、それを押したりしながら説明を前の会長から聞いて、やっどこさで放送した覚えがあるのですが。これは今のところ気をつけているから大丈夫だけど、ふっと慣れてきて落ちたりしないかなと思って、ちょっと心配だったものですからこういう質問をして、何とか公民館の中からできるような改善ができないかということをお願いをしたいということだったのですが、そういう一番最先端の機器であれば、またそういう具合に対応していくことができるのかなと、それはそれで結構なことだと思います。ひとつまたそれをできるだけ早く、その周知をしていただきまして、実際使ってみてうまくいった、これはすばらしいということであれば、それはそれで結構なことだと思いますが、どうも使い勝手が悪いという古い人間ばかりだったりすると、そのときはまた改めてお願いをしたいと思います。

そういうことで、以上で今日の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、2番、原栄徳君の発言を許します。

2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 最後です。通告した質問を行います。

1 与論町における介護保険サービスの利用状況と訪問介護への取り組みについて

(1) 平成12年度から介護保険制度が始まり、国民の義務として40歳以上は介護保険料を納めているが、与論町においての年間の納付金総額、現在の介護保険サービスの利用率、利用状況について伺いたい。

(2) 病気や障がいがあっても住み慣れた家で暮らしたい、人生の最後を自宅で迎えたいと望む方々が増えていると聞いている。訪問介護の充実が求められているが与論町としての取り組み及び考え方を伺いたい

(3) 進み行く高齢化社会への対応、障がいを抱える方々、訪問介護を望み必要としている方々への最高のサービスを提供するため、地域に開かれた独立した訪問介護ステーションの開設が急務だと思われるが、与論町として現在の状況をどう考え、今後どのように対応していくのか伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えいたします。

まず最初に、介護保険の納付総額それから介護保険サービスの利用状況についてです。

本町の介護保険料は、所得段階の第5段階（基準額）が月額6,800円で年額8万1600円に設定されており、令和2年度の本町の介護保険料現年度分については、1億1233万1980円の調定に対して、収納額が1億1152万8400円で、収納率99.28%となっています。

滞納繰越分が、923万7080円の調定に対して、59万6110円の収納で、6.45%の収納率です。

現年度と過年度の合計が、1億2156万9060円の調定に対し、1億1211万6950円の収納で、92.22%の収納率となっています。

また、65歳以上の第1号被保険者数が1,834人、要介護認定を受けている方が317人で、認定率17.28%となっています。

令和2年度のサービス別受給者数は居宅介護1,153人、地域密着211人、施設介護が1,661人となっており、その保険給付費として居宅介護6485万8000円、地域密着が5353万9000円、施設介護が3億9953万3000円となっています。いずれも令和2年度の実績です。

なお、直近のデータによるサービスの利用率につきましては、第1号被保険者数が1,846人、要介護認定者数が322人、そのうち何らかのサービスを利用されている方が251人で、内訳が居宅介護103人、地域密着型の介護が18人、施設の介護が130人となっています。これは令和3年7月の調査です。

次に2番目、訪問介護の充実についてです。

令和元年度事業で実施した日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査によると、将来希望する生活場所として現在の住居にずっと住み続けたいと思う人が、若年者で64.1%、一般高齢者で78.2%となっており、やはり、住み慣れた自宅に住み続けたい方が非常に多い結果となっています。

現在、訪問介護事業所としては、与論病院の1カ所のみであり、介護福祉士3人の従業員で利用者13人ほどの訪問介護を行っていますが、全てのニーズに応えきれていない状況です。

本町は、施設サービス利用者が多い現状にありますが、高齢者実態調査においては多くの方々が在宅介護を希望しており、通所系・訪問系サービスの充実が重要であると考えています。今後、町として、在宅での介護サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた家で、いつまでも元気で働き続けることができ、介護状態になった

場合にも住み慣れた家で家族と共に過ごせるような介護環境を整備できるよう、人材育成等も進めてまいります。

次に、介護ステーションの開設についてです。

本町の65歳以上高齢化率は36.4%に達しており、今後も右肩上がりが高齢化率が上昇する見込みです。

与論町にとって、在宅介護サービスが少ないことが大きな課題となっていることから、今年度より、将来的に訪問看護ステーション開設を見据えた在宅支援人材育成事業もスタートしています。

コロナの感染拡大で、思うような進捗が図られない部分もありますが、今後、さまざまな関係機関と連携して、訪問看護ステーションの立ち上げを支援してまいりますと考えます。

また、現在社会福祉協議会において、今年中の立ち上げを目標に障がい者及び高齢者向けの訪問介護事業所開設の準備を行っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。関連した質問を何点かしたいと思えます。

まず初めに、町長にお答えをいただきたいと思えます。この与論町は、町内の高齢者の方々にこの島でどういうふうに暮らしてほしいのか。どういうふうに生活していただきたいのか。そこをお答えいただきたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 自分も含めて考えてみますと、本当に自分が生まれたところで、気兼ねない老後を過ごせればと思えます。そのために、できれば子や孫に囲まれて過ごせればいいなと思うのですが、なかなかそういうこともできませんので、何とか最期まで夫婦で過ごせればいいなと思えますし、ほかのお年寄りの方々にも、本当にそういうふうに過ごしていただければと思えます。特に男性は1人で残りますと、本当にああ、大変だなと思うこともありますので、そういうことを考えますと、大いにグラウンドゴルフもゲートボールもしながら、元気で夫婦で過ごせればいいな。お年寄りの方にも、そういうふうに暮らしていければありがたいなというように思っているところです。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。40を過ぎると納付が始まるわけです。やはり今町長がおっしゃったように、本当に我々島に住んでいる高齢者は同じような気持ちだと思います。そこで、それに関連した質問をしてみたいと思えます。

まず初めに、月額6,800円を一人6,800円、死ぬまで払うわけですよ。夫婦だと2人払うわけ。そこで、この6,800円、40歳以上は支払いをしているから、ほとんどの方はわかりだと思えます。しかし、40歳以下は、どれぐらい払ってどういうサービスを受けているかということは御存じないと思えます。そこで、その6,800円、現在与論町では、第1号からは強制的に年金から天引きをして徴収していると。第2号の40歳以上64歳以下は、健康保険に加算して強制的に徴収をしていると。これは納める義務、与論町の収納率を見ると、ほぼ100%納めているという状況です。これは義務だから納めなければいけない。また、受ける側も受ける権利があるわけです。その辺についてもあわせて質問したいと思います。この6,800円、これは鹿児島県の現在の市町村、43ぐらいありますけど、その43市町村の中で、上から多く納めている順から、この与論町は何番目に当たるか。町民福祉課長お答えください。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） すみません、今日ちょっと資料を持ってきていなかったものですから、何番目ぐらいかというのはちょっとわからないのですが、高めの部分はあるかなとは思っているのですが、これは一応その運営委員会の中で、みんな意見交換いたしまして、実は何年前に有料老人ホームを建設するというところで、それに向けての保険料を計算した上で6,800円というのを立てたわけなのですが、実は、それがちょっといろいろと運営する会社の方の建設に向けての準備の段階でいろいろと支障が出まして、建築上のコストの問題であったとかいろいろありまして、それがずっと延びておまして、それで実際建設主が、その企業が今度変わらしまして、今度は徳洲会病院の本部の方で建設していただける運びとなっております、それをまた実際もうつくる準備をされています。そういったことで、結局、その点でちょっと高めに設定した金額の上で、ちょっと黒字で基金に大きく、現在は貯蓄されている状況ではあるのですが、運営委員会の中で、やはり将来的には非常に高齢化が伸びてくる、そしてまたその有料老人ホームも実際建設されるという予定であれば、一旦下げてからまた急に上げるのはちょっと大変ではないかという御意見が大勢を占めたものですから、それでやはりそのまま維持しようということで6,800円ということで維持してございます。ですので、まだはっきりした事は言えませんが、令和5年ぐらいからその新しい有料老人ホームがスタートできると思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） この6,800円というのは、上から5番目なのです。鹿児島県で一番多いところは南さつま市の7,400円、その次が鹿児島市と和泊町が



7,200円、その次が瀬戸内町で6,900円、その次の5番目の我が町は6,800円なのです。各市町村ごとその3年ごとの見直しかな、毎年見直ししているのかな、それで与論町は保留になっています。あとまた利用状況などによって加算されることもあるし、また今納めている金額より低くなっているところもあります。この先ほども有料施設ができるということで、6,800円は高いだろうが保留をいただいているということを知りましたが、じゃあその有料老人ホームができるときに、この6,800円というのは上がらないわけですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 新しくできても6,800円のままでいけると思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。そこで、介護サービスの体系として、在宅、居宅サービス、訪問サービスの部分と、あと地域密着型のサービス、それと施設型、今ここに3つのサービスがあるわけです。一番費用を必要としているのは、この施設型なのですよね。ここはもう4億円、あと地域密着型、グループホームゆんぬだとかケアホームヨロンとか、あとは秀和苑ですかね。そういう関係が5400万円。あとこの居宅介護、訪問介護とデイサービスですよね、今ほとんどお金を使っているのは。これが6500万円ぐらいという形になっています。この介護型がもう1件増えると、私は相当な負担がこれは出ると思うのです。どうですか、その辺は。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 今、秀和苑とかケアホームヨロンのお話が出たのですが、そちらは障害の方に入りますので、この介護の方には含まれておりません。有料老人ホームができることによって、確かに保険料が増えるであろうと見込まれた点から、この6,800円に以前の6,200円から上げたわけなのですが、これは一応9段階ございまして、その生活保護であったり住民税のかかっている非課税とか、または所得によって段階が違いますので、全部が全部同じではないのですが、確かに結構な負担であるという方も結構いらっしゃいますので、できれば保険料を納めたらまた自由にサービスが受けられるような体制にしていきたいと思いますのですが、ちょっとどうしても施設に入ろうとしてもやはり待機しなければいけなかったり、あるいはまた自宅の方にいらっしゃりながら、サービスを受けたくてもそれがなかなかできないという非常に厳しいところがあって、今後これを改善していかなければいけないなと思っていますところなんです。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） では、グループホームゆんぬだけが、今介護保険の対応になっているのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 地域密着型の5353万円についてはグループホームだけです。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） わかりました。そこで今課長から答弁もありましたが、その与論にずっと住み続けたいという人が若者でも64%いる。あと一般高齢者でも78%、80%、ほぼ入院をされているとかを除けば、ほとんどだろうと思います。そのためには、今有料ホームができたとしても、収容人数というのはもう限られてくるわけですよね。限られた人数で多額の介護報酬を払うわけですよ。一番、その島で欠けているのは、その答弁の中でも言うように、今人材育成もして介護ステーションも立ち上げる準備をしているということで、御回答はいただいたのですが、その辺ははっきり例えばいつ頃からこういった形でスタートできるとか、そういう目途は付いているのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 有料老人ホームについては29床なものですから、そして自己負担も結構高いと思っておりまして、どうしても年金が高い人じゃないとなかなか入れないような部分もあるのかなと思ってはいるのですが、そういったところで、できればその施設をつくる段階において、できればデイサービスができるような形にしてもらえるように、こちらとしてもお願いをしまいたいと思っています。

訪問看護ステーションとか訪問介護事業所の開設の準備の件ですが、社会福祉協議会の方で、現在特に障害者の方も家庭の方へ来て介護をしてもらいたいというニーズが結構高くなっておりまして、その面まずは社会福祉協議会の方で障がい者を中心にまず始めて、そして与論病院で今やっているホームヘルパーについても、全部が全部ニーズに答えきれていない部分がありますので、そちらもまた高齢者の受け入れができるような形で準備を今進めておりまして、今年中には何とか、社会福祉協議会としては以前もやっていた事業なのですが、改めましてまた県に指定認定を受けてからスタートしようということをやっています。

あとは看護ステーションにつきましては、まだ具体的なあれはできていないのですが、一応関係者についてお話をしながら進めておりまして、やりたいというふうな御意向のある方もいらっしゃると思いますので、これもまた再来年あたりにはできていくのではないかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。居宅サービスの方も介護の部分、これだけが非常に今サービスがほとんどできていない。与論病院においても、今12人はしていますよと言うのだが、与論病院に聞かれるともう人手不足だから全くできないと、ほとんどやっていない状況なのです。それで一番町民が望んでいるこの訪問介護支援、そういったことが一番与論町は欠如している。私たちは毎月6,800円払っているのですよ。それも市町村から前もっての金まで徴収されているのですよ、先ほどの回答だね。まだ施設もないのに、そういう施設ができるから高めに取っているよって、そういうのもおかしいんじゃないかと。できた時点でこうこうだから、現状はこう上げますよって。そしたら今サービスを受けられる環境でもない、そういう体制もないのに、お金だけ先取りしているのですか。それは今流行りの何とかグループの何とか集団みたいなもので、金だけ集めてサービスはできる状態じゃない。僕はその辺はちょっとおかしいと思いますが、どうですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） この保険料につきましては、3年に1度見直しをすることになっておりまして、それで第7期の見直しをする段階で、有料老人ホームができるということの情報が入りまして、そうした場合にはその3年の間にできる分を計算した上で、第7期の時に、一番第7期の一番最後の年にできるであろうということを見越して、その1年分を加算してその設定をしたわけなのですが、その計画がちょっと計画倒れになってしまって、結局延びてしまったということでありまして、大変残念な結果になってしまったのですが、その後、またその事業を引き継いでいただいたのが、与論徳洲会の本部ということで、今計画を進めているところです。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） またその居宅サービスの分に入りますが、今訪問介護、与論病院で今12人程度を受け入れてやっているということになっています。与論町も第8期介護保険事業計画、与論町のホームページに載っています。83ページにわたって、延々とすばらしいことを書き上げて、やっている、やっていないは別として載っていますが、そこの68ページ、ネットのある方はすぐ開いてみてください。そこに居宅サービス、その訪問介護の部分で、もう見込みとして令和3年15人、令和22年度も15人と、見込みですよ。これは何にもしないということではないのですか。令和3年から令和22年度まで同じようなことをするのですか。

それと次、訪問入浴介護、介護等予防訪問入浴介護。これは令和3年から令和22年度まで、これは20人と同じ年、同じサービスですよ、毎年20人。老人は増

えるのですよ、高齢者が。

それと次、訪問看護介護、介護予防訪問看護、介護の方ね。これもゼロ、ゼロと  
なっていてやらないということよね、令和3年、今年もやらない。令和22年度ま  
でやらない。

訪問リハビリ、介護訪問のリハビリ部分もゼロ。令和3年度から何もしない、令  
和22年度までしない。居宅療養管理指導、非常に訪問介護にとっては必要な部分  
だと思う。これもゼロ。

あとはもう今、手をかけている福祉センターがやっているデイサービス、通所介  
護ね。デイサービスはそれなりに毎年7、8人か18人ぐらいずつは加算して、令  
和3年は69人、令和22年度になると113人に見込みとしてなりますよという  
ことになっているが、20年間の間にこんな進捗状況じゃ話にならないのではない  
か。どれだけお金を徴収するんだ。私たちは全然サービスを受けられない、もう死  
んでしまう。だからその辺もちゃんと見直しをして、目を通してみてくださいよ、  
63ページ。みんなパソコンを開いてみてください。だからそういう状況では困り  
ますよという話をしている。私たちは、介護保険制度が何のためにできたのか。町  
民福祉課長、何のためにできたのかちょっと答えてみてください。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これはやはりだんだん高齢化が進んできて、家庭の中  
で介護をすることによって、家族が大変介護疲れをして仕事がなかなかできなく  
なったりとかすることがあるものですから、やはり家族がちゃんと仕事に出られる  
ようにするためでもあり、またやはりそういった介護施設等をちゃんと充実させる  
ことによって、社会のそういった産業おこしにもつながるわけですので、大事なこ  
とだと思っております、ただこちらに上げていますのは、一応3期までの短期見  
込みということで、ただやはりやるにおいても、その利用人数を増やせば増やすほ  
ど、またそのスタッフも増やさなければいけないことがございまして、そのス  
タッフ自体の確保が非常に今苦勞しております、そのスタッフの養成にも、結局  
ただ普通にしか来られない方をするわけにもいかずに、やはりその資格をちゃんと  
取ってもらわなければいけない。そうすると、こういう離島の場合は、資格を取る  
場合結構時間と金とそういったことがかかるということで、なかなかその人員確保  
にも苦勞しているところではあるのですが、そこである程度島外に出ていくための  
旅費の補助とかもさせていただいているのですが、なかなかその辺人員不足といっ  
たものがネックになっている部分もございまして。

ですので、今後ともいろいろな面で努力をしていきながら、人材育成とまたそう  
いったサービス育成の充実を図っていけるようにしてまいりたいと思っております。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 人材不足というのがネックだということですよ。何でその人材を確保するための努力をしないのですか。資格を取るための支援をしてあげる、今旅費がかかるから行く人がいない、やる人がいない。それを解決するのが行政じゃないの。それはいつまで経っていつまでできるのですか、これは来年から考えていますって、今年度中の立ち上げを目標に障がい者及び何とかって書いてある。これ、できるのですか。たった1人しか今看護師が来ていないでしょう。あれは民間から来ているのか、それとも県の看護師協会から来ているのか。その辺の教育はできるわけでしょう、人材を確保して資格は与論で取ってもら。民間でもそれはやっているのですよ、それは課長も御存じでしょう。一部の方が来てみんな集めてやっているのですよ、無料で。何でそれが行政にできないの。金がかかる話ではないではないがね、かかっても仕方がないこれだけ保険料を集めているのですよ。そういうことを真剣に考えて、人材が不足しているからできないと、それは言い訳にならない。ちゃんと人材を確保するためのいろいろ工夫をするべきだと僕は思うんだけど。その辺はどうですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 今、その人材育成につきましても、社会福祉協議会で、まず町内で人を集めて研修会をもつようなこともやっているわけなのですが、その人数が少ないとまた開けない部分もあって、それが集まらないとできないということもあるのですが、また今年から島外にケアマネとかそういった資格を取るために、行くための旅費を予算化いたしまして、その要項をつくりまして今年からそれを始めているのですが、やはりそういった少しずつでも前進していけるような形でやっていければと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 是非そういうふうに進めていただきたい。これは人材が足りなかったら人材を確保するのが、人材育成のために看護師さんと呼んだのではないのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 大変スキルの高い方で、鹿児島県でもなかなかおられない看護師なのですが、今回その方をお招きいたしまして、こうして実施しているところでございまして、それは介護とはまた別に看護ステーションという形で介護と看護とは別物なのですが、看護することによって介護と連携しながら在宅のサービスができるのではないかとということで、今与論病院にも相談しながら、またOBの方にも相談しながら準備を進めているところでございまして、ただまたいかんせ

ん、このコロナのクラスターが起きたりしますと、またそこでどうしてもその看護師の方もそれだけスキルの高い方なものですから、つついこのクラスターへの対応に県の方から依頼されてしまって、そちらの方にちょっとまた手を取られてしまうということも生じているのですが、でも御本人大変努力をされておられまして、着々と進めているものと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 僕も看護と介護ぐらひは、ちょっと勉強したからわかります。看護師さんという仕事というのはもう多岐にわたるわけよね。いろいろな今地域包括支援センターに看護師が1人、社会福祉士が1人いる。あれではとてもじゃないけど島の看護状況を把握して、全部にサービスが行き届いて、全部に指導することはまず不可能じゃないの。包括支援センター自体がもう四苦八苦していると思うのよ。看護師は医療機関との連携もしないといけない、そして地域の相談にも乗らないといけない。各施設の相談も乗らないといけない、ありとあらゆる種類の包括的、本当に何というのかな、全部が全部抱えているというね、僕はそういう状況ではないかと思うのです。だから、もう少しその包括支援センターの人員も増加して、ちゃんとした町民に対してのサービスができるように体制もちゃんと整えるべきだと思うのですが、そこはどうですか。包括支援センターは間に合っているのですか、社会福祉士と看護師だけで。僕は、相当四苦八苦していると思うのですけどね。今はもうコロナ期でコロナ対応が大変だろうけど、だから今肝心な部分はもうそっこのけではないかと思えますよ。だからその辺の充実、本当に大変な部署だと思うのだが、なんせ人だからね、人が必要なのよ、人なりだから、何しよう。人材確保、人材育成、これが一番なのですよ。ただ、このお金をかけて呼んできても、その方はしばらくしたらいなくなるのではないの。その看護師さんというのは何年契約なのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 包括支援センターにおきましても、その現在、看護師と社会福祉士2人と会計年度任用職員としてケアマネが2人いるのですが、それでまたできれば作業療法士等が必要ではないかということで、募集をかけてもなかなか応募がなくて、確保できていないのですけど、また現在おられる認定看護師の方は一応2年間を予定しておりまして、一応契約そのものは1年1年で更新という形ではあるのですが、2年間の間にその看護ステーションを立ち上げてまいりたいということをお願いをしているところでありまして、看護ステーションを立ち上げるだけではなくて、また与論にいらっしゃる看護師の方々のスキルアップの講習とかそういったことも目的にしております、最終目的としては、訪問看護ステーショ

ンを立ち上げることを目標には望んでいるところです。本当にその方がおられることによって、このクラスターにつきましても大変助かっておりまして、いろいろな面で支援していただいています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。令和7年になると高齢化率も42%ぐらいになるわけですね。是非、本当に人材確保は大変でしょうが、人材を育成しながら、あと5年、10年の話じゃないよ。もう早急にやらないと、これこそ払い損ですよ、これは。健康だったらいいよ、健康でぼっくりいけばね、問題はない。必ずどこかね、あちこち痛くなるだろうし。今の施設では、もうまるつきり絶対足りないわけですよ。やはり今の訪問介護の部分ね、徹底的に充実していかないと。まだ我々は元気だからね、そこまで何も不自由を感じていないが、もうすぐ感じる時が来るのですよ。だから是非、訪問介護の部分を徹底して、これはもう絶対やらないといけないのです。施設だけに頼っているともう大変なことになるのですよ。どれだけ介護保険料を支払わなければいけないのか。そういう面もよく考えていただいて、訪問介護の分野を、一番今欠けている分野を充実していただきたい。そして先ほど町長が言われたように、本当にこの島に生まれて良かったと、生まれて良かったという島をつくるのが我々の役目ではないかと。町長はことあるごとに言われています。本当にこの島に生まれて良かったんだという島をつくりたいと。みんなで協力して、もう目の前に来ているのですよ、我々は。だから是非命がけで、町民福祉課長大変でしょうが頑張ってくださいと思っています。みんなで本当にこの島は良かったと、死に際に思えるように島をつくりましょうよ。我々も協力します。是非よろしく願いいたします。

早いようですけど、今日は以上で終わります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を全て終わりたいと思います。

なお、この後議案審議が控えていますが、本日の定刻5時では議案審議が終了することはできません。あらかじめ時間を延長したいと思いますので、御了承をお願いいたします。

5分間だけ休憩したいと思いますので、よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午後4時52分

再開 午後4時57分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第41号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第41号「与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第41号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、平成30年4月から、介護保険制度における保険者の機能強化を目的に、居宅介護支援事業所の指定権限等が都道府県から市町村へ移行されたことに伴い、指定や指定更新に係る手数料についても市町村の条例で定めることとなったことに伴う改正です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原



案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第6 議案第42号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第42号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第42号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、支給対象期間を令和3年12月31日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一

部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第7 議案第43号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第5号）**

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議案第43号「令和3年度与論町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第43号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税4億6344万円、障害者自立支援給付費5647万円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、障害者福祉費7582万6000円、介護保険事業費7428万9000円、塵芥処理費1447万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2億5680万9000円を追加し、一般会計予算総額50億3540万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 19ページを開けてください。産業振興課長、ここに550万円の水産業支援特別対策事業ということで、水産物輸送コンテナが載っていますね。これは本当にありがとうございます。というのは、私ども環境経済建設常任委員会で8月23日に4時から漁協の理事と意見交換会をいたしまして、どうしても輸送コンテナが不足しておりまして、大変困っているという切実なお話を聞きまして、これはやはり何とかしなければならぬと、こう考えて町長にも、副町長にも、産業振興課長にも申し上げてきたわけなのですが、ここに早速補正予算を組んでいただいて、今のこのコロナ禍で鹿児島に魚を送っても、魚価の値段が値崩れしてひどい目に遭っていると。そういう中で、こういう困っているところに対策を立ててやっていただいたことを本当にありがとうございます。

もう2件だけ、是非ひとつこれも考えて検討しておられるという話でしたが、製氷機。製氷機が今大島支庁と一生懸命交渉中だというお話を聞きました。これも町長からお聞きしました。是非ひとつこれはものにしなければなりませんので、この製氷機は漁民の命なのですよね。氷がないと本当に大変なのはわかりますから、お

互いにわかっているわけだから、これは全力を挙げて是非やっていただきたい。お願いします。

それからもう1点は、国・県の支援で水産加工センター、施設、ここを整備していただいたと。そしてその中で稼働すれば稼働ほどコストがかかると。だから今累積赤字が900万円あると。この900万円ある中で本当に体力が持たない。だから、何とかこれもひとつ考えていただきたい。例えば、来年あたりから地域協力隊あたりを水産振興のために充てるとか、あるいはまたある程度の援助金を年間計画で出していただいて、足腰の強い水産振興をしていただくと、そのようなことをして考えていくべきだということが、非常に切実な訴えがありましたので、是非こちら辺は御理解をいただいて、今度極力全力を挙げてやっていただきたいと思うのですがいかがですか。まず課長から意見を聞きたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） ありがとうございます。

今野口議員がおっしゃったとおり、先般漁協さんの方から切なる願いということで緊急対策ということで、どうしても輸送関係に関してコンテナが不足しているということで、なかなか獲った魚を送れない状況とかもいろいろありましたので、こういったことを整備することによりまして、漁民の出漁意欲といいますか、そういったのを整備することによって生産向上を図るということで、今回漁協さんから要望のありましたコンテナ、今まであったのよりちょっと補強型ということになっていますので、補強型の5基を整備しているということで、今回の補正予算に提出させていただいているところです。

続きまして、製氷機に関してですが、こちらも総務の財政課と相談いたしまして、是非これも早急にできるように今話を進めているところですので、こちらも引き続き関係課とも協議しながら、早急にできるような対応を図ってまいりたいというように思っています。

続きまして、加工関係なのですが、こちらも実際に漁協さんからの要望でどういった方々が必要なのか、どういった人材が必要なのか、今後そういった魚を確保してどういった販路というか、そういったさまざまな対応ができるかといういろいろ要望を聞きまして、総務企画課長とも話をしまして、こちらもいろいろ対策を練っていますので、引き続きこの2点に関しては、継続で取り組んでいるところですので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 町長、大変しつこいようで大変恐縮ですが、今月の9日に、金子代議士と県議の2人が与論に来られるのですよ。何を言いたいかと言いますと、

せっかく来られるわけですので、今水産振興のことなのです。その中で、是非私も口はばったいようで大変恐縮なのですが、いつも言っているとおり、輸送コスト支援事業、これは奄振の一括交付金ですよね。だからその交付金が、今、行きだけの運賃を見ているわけでしょう。だから、今度は帰りの空っぽのコンテナ、これは自己負担になるわけなのです。そうなったら非常に漁民の方々の負担が大きいと。だからこれはどうしても奄振のこの輸送コスト支援事業の枠を広げていただけるように、これは与論だけの問題じゃないと思うのです。沖永良部、徳之島、奄美、もちろん与論島が一番状況不利地域ですから、与論は特別なのですが、与論の町長からこういうせっかくの機会に、こういうことはあらゆる角度から要請していくことができるのではないかと私は思っています。是非ひとつ来られたら、それを是非町長の口から、要請していただけないか。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。要請いたします。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 1点だけ、すみません。次の21ページの目の中ほど、商工観光等緊急経済対策事業費、右側の18の負担金、補助及び交付金のところでその他負担金、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金市町村負担金769万7000円というのがあります。これは特定財源のところに数字が上がっていないのですが、まずは町単で時短要請の協力金をお配りするということ、支援するという意味でしょうか。後で財源更生して国・県からの助成金に切り替えるという形なんでしょうか。ちょっと気になるのは、今鹿児島県は先ほども出たように、まん延防止等重点地区になっているわけですが、離島は対象外となっているのですが、このあたりとの関係もちょっと含めて、わかるような説明を課長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先月の26日に、県の方から新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食店の時短要請の協力についてということで依頼がありまして、8月20日から9月12日まで24日間お願いしますということで来たのですが、前の日に連絡が来まして、すぐに次の日に与論の飲食店の方をお願いしたところですが、それで、協力金の方はただいまのとおり要請があったのですが、これはまた総務課と相談しておりまして、臨時交付金の方に切り替えするというように私は考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 総務企画課長から補足説明をお願いします。

- 議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。
- 総務企画課長（沖島範幸君） これは国と県と市町村で、国が8割、県が1割、与論町は1割ということで、与論町は一般財源で措置しています。後でその何かに財源更生ではなくて、一般財源での措置と考えています。
- 議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。
- 9番（沖野一雄君） とりあえず一般財源で全部措置をしておいて、後で国・県から何らかの形、例えばいろいろな形があるかと思うのですが、特別交付税であったりあるいはまたほかの交付金であったりで、充当されるという意味ですよ。
- 議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。
- 総務企画課長（沖島範幸君） ちょっと違いまして、国は、別にこの協力金というのが138億5264万円が協力金、うち国費が8割、県が1割、そして1割が市町村ということで、その43市町村のうちの与論町分が769万7000円ということで、これとは全く別で鹿児島県全体の協力金があって、ここにはちょっと国とか県を含んだ形での財源構成にはなっていないのですが、ちょっとわかりづらいですが、与論町分の負担金だけ一般財源で計上しているところです。
- 議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。
- 9番（沖野一雄君） ごめんなさい、ちょっと長くなってしまいましたが、要はじゃあ県が吸い上げていく、国が一旦吸い上げて、今の重点地区となっている県本土の向こうとかに回っていくお金になってしまうわけですね。与論町で独自に、与論町で茶花のそういう飲食店とかに、そういうようなお金の直接回るわけではないわけですね。了解しました。以上です。
- 議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。
- 7番、大田英勝君。
- 7番（大田英勝君） ちょっとだけ気になるのですが、22ページ、ホワイトロード舗装というのが120万円ありますけど、それをちょっとだけ説明をお願いします。
- 議長（高田豊繁君） 町本建設課長。
- 建設課長（町本和義君） お答えします。
- こちらにつきましては、ホワイトロード舗装というふうに記載されていますが、ホワイトロード補修でございまして、すみません。補修で現在宇勝・城線、空港のホワイトロード、コーラル舗装してございますが、そののでこぼこ道等の補修工事で計上させていただいています。
- 議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。
- 7番（大田英勝君） わかりました。観光客に人気のあるそこを舗装するのかと。
- 議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第44号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第44号「令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第44号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、県支出金県補助金76万5000円を追加しています。

歳出の補正としまして、総務費一般管理費36万5000円、保健事業費健康づくり推進事業費40万円を追加しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第45号 令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第45号「令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第45号、令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫補助金23万9000円、支払基金交付金6万2000円、県補助金7万5000円、一般会計繰入金7428万9000円、繰越金2999万9000円を追加し、介護保険料7658万5000円を減額計上しています。

歳出の補正としまして、総務管理費27万1000円、地域支援事業費一般介護予防事業費60万5000円、諸支出金償還金及び還付加算金2720万3000円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2807万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6953万4000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第46号 令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第46号「令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第46号、令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、一般会計繰入金8万円を追加しています。

次に、歳出の補正としまして、業務委託料8万円を追加しています。

衛生管理上で作業台が必要なため特注し、業務委託料として計上するものです。



御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第47号 令和2年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第47号「令和2年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第47号、令和2年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、令和2年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、令和2年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

-----○-----

日程第12 認定第1号 令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第2号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 令和2年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第4号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第5号 令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 8 認定第 7 号 令和 2 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（高田豊繁君） 日程第 1 2 から日程第 1 8 までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第 1 2、認定第 1 号「令和 2 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 1 号、令和 2 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第 1 3、認定第 2 号「令和 2 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 2 号、令和 2 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第 1 4、認定第 3 号「令和元 2 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定

について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第3号、令和2年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第15、認定第4号「令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第4号、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第16、認定第5号「令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第5号、令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算

認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第17、認定第6号「令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第6号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第18、認定第7号「令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第7号、令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第19 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第19「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。認定第1号から認定第7号については、南有隆君、原栄徳君、林敏治君、林隆壽君、喜山康三君、福地元一郎君、大田英勝君、野口靖夫君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、南有隆君、原栄徳君、林敏治君、林隆壽君、喜山康三君、福地元一郎君、大田英勝君、野口靖夫君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後5時42分

再開 午後5時42分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に林隆壽君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりですので報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（元

井勝彦)

○議長（高田豊繁君） 日程第20、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により令和3年12月31日をもって、人権擁護委員の任期が満了となります。これに伴い人格識見高く、広く社会の実情に通じ、これまで人権擁護委員として町民の人権問題に携わってこられた元井勝彦氏を引き続き推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

日程第 2 1 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（松山陽右）

○議長（高田豊繁君） 日程第 2 1、諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第 9 条により令和 3 年 1 2 月 3 1 日をもって、人権擁護委員の任期が満了となります。これに伴い人格識見高く、広く社会の実情に通じ、これまで人権擁護委員として町民の人権問題に携わってこられた松山陽右氏を引き続き推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第 2 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。



-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日は、午前9時から令和2年度事業個所調査そして決算審査特別委員会と続きます。

なお、次回の本会議は9月14日、午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後5時48分

# 令和3年第3回与論町議会定例会

第 2 日

令和3年9月14日

**令和3年第3回与論町議会定例会会議録**  
令和3年9月14日（火曜日）午後3時00分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 議案第48号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第6号）
- 第2 認定第1号 令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 令和2年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第9 陳情第9号 島の宝・全児童生徒へ適切な学校給食を提供し、心身の健全育成に努めること
- 第10 陳情第11号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第11 陳情第12号 飲食店及び酒類販売事業者への支援拡充について
- 第12 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）
- 第13 閉会中の継続審査・調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1番 南 有 隆 君   | 2番 原 栄 徳 君     |
| 3番 林 敏 治 君   | 4番 林 隆 壽 君     |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 福 地 元 一 郎 君 |
| 7番 大 田 英 勝 君 | 8番 野 口 靖 夫 君   |

9番 沖野 一雄 君

10番 高田 豊繁 君

3 欠席議員 (0人)

欠員 (0人)

4 地方自治法第121条による出席者 (18人)

町 長	山 元 宗 君	副 町 長	久 留 満 博 君
教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長	大 角 周 治 君	税 務 課 長	武 東 真 奈 美 君
町民福祉課長	田 畑 文 成 君	環 境 課 長	朝 岡 芳 正 君
農業委員会事務局長	久 野 泰 司 君	産 業 振 興 課 長	山 下 秀 光 君
商工観光課長	松 村 靖 志 君	建 設 課 長	町 本 和 義 君
教育委員会事務局長	田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長	川 上 嘉 久 君
水 道 課 長	仁 ✓ 和 男 君	与論こども園長	富 士 川 智 恵 美 君
茶花こども園長	富 千 加 代 君	児童発達支援センター長	龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者 (2人)

事 務 局 長	町 健 司 郎 君	書 記	池 田 レ ミ 君
---------	-----------	-----	-----------

開議 午後3時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第48号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議案第48号「令和3年度与論町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第48号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、財政調整基金繰入金2241万8000円を計上しています。

次に歳出としまして、商工費商工観光等緊急経済対策事業費2241万8000円を計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2241万8000円を追加し、一般会計予算総額50億5782万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 負担金、補助及び交付金で650万円、貸付金で1500万円ということになっていますけど、これについて御説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町単独補助金の与論町事業継続緊急支援金につきましては、今回の鹿児島県の時短営業ということで、飲食店また酒類の提供を行う事業者には、去年その前の30%以上売上げが減ったところに交付するという計画です。

続きまして貸付金になりますが、貸付金は1事業所当たり50万円を上限とし、範囲内で貸付けを行います。貸付期間は4カ月間というふうに計画しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この交付金というか支給支援金の場合は、県の支援を与論町が取りあえず肩代わりをして、早めに支援を行うということだと理解をしていますが、

それでよろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） はい、そのとおりです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 次の貸付金ですが、50万円を上限で4か月以内ということなのですが、これはこの貸付けについては、大体人数的には業者さんは決まっているのか。それとまた4か月後の返済ですか。これは返済はいつになるのですか。緊急貸付金ですから、この50万円を借りていつまでに返すことになりませんか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 4か月以内というふうになっています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 50万円を借りて、4か月以内にまた返すということですよ。これ今困っているのに、今50万円借りて、例えば今日議決されて、じゃあ明日から貸しましょうとしてもね、来年の3月ぐらいにだけ、今年中か年末には返さなくてはいけないような状況になるのですが、これは業者の支援になるのですかね。もう少しこの貸付期間を延ばすこととか、そういういろいろなことは考えていらっしゃいませんか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらは、鹿児島県の時短の補助事業が最短の申込みで2週間かかるということです。その間に、こちらの与論町の貸付金をお貸ししてつないでいただきまして、その県の60万円なのですが、そちらが入ってから与論町に返金していただくというように計画しています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） あのね、課長ね、今理解できるように説明しないと、私もそこで聞いていてびっくりしましたよ。本当に4か月でまた払戻しをしないといかん。そうやってきた場合には、最初のあなたの説明ですよ。聞いていたら本当これは大変なことをしているなど、そうしか受け取れませんよ。だから、町長がびっくりしてあなたの方を振り向いたりしておられたが、そここのところをしっかりとっておかないと、もしも言わなければ暫時休憩でもお願いして、そうしないと誤解を招いて。僕らは逆に誤解して、変な方向にいつてしまう可能性がありますよ。そういうことを気をつけて考えないと、僕もびっくりしました。

○5番（喜山康三君） 議長、ちょっと暫時休憩して。

○議長（高田豊繁君） それでは暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時07分

再開 午後3時08分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（山 元宗君） 先日、飲食店組合の会長さんやら商工会長さんが見えて、県から時短に対する補償が出るんだが、それが出るのがひと月ぐらいかかるというようなことで、その間どうしても食いつなぎたいと緊急で金が要るんだというふうなことで、その間何とか町から貸してくれないかと、そのつなぎをしてくれないかということで、県から補償が出たらそれで返すからその間のつなぎをとというふうなことで、一応上限50万円で組んでいます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） これはですね、補助金、支援金というのは、やはり飲食店になってばかりでいますけど、ほかの業種にも手厚い支援というのをまずはお願いしたいと思います。最近ようやく、観光客の方も入ってきてちょっとは上がってきていますが、やはりまだ1、2年前の状況に戻っていませんので、できればまた去年か何かは、県の方がいろいろな業種を広げて支援をしていただきましたが、できればまた与論町からも、またもう一回幅広い業種に、観光関係のところはものすごく多いです、宿泊業とかお土産屋さんとかか運送業とかいっぱいあります。それに対して、できればまた支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ありがとうございます。ただいま各事業所への支援事業が国、県、町で18の支援事業がありまして、そちらを有効利用しましてサポートしていければというふうに考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 認定第1号 令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第2号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第3号 令和2年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第4号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第5号 令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第6号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第7号 令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（高田豊繁君） 日程第2、認定第1号「令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第8、認定第7号「令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元にお配りいたしました委員会審査報告書のとおりです。

これから、認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、「認定」とするものです。



認定第1号、令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、令和2年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和2年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員長の発言を許します。

4番、林隆壽君。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時20分

再開 午後3時22分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いします。

意見1 地域おこし協力隊を活用した漁業振興や支援をしてはどうか、指定寄附を活用した役場職員の研修を進めてはどうか、定住促進のための空き教員住宅の活用ができるよう関係機関と調整を進めてみてはどうかの要望をいたします。

2 税金の徴収で生活困窮者については手厚く支援できるように、縦横の連携を取り、分納や生活保護など福祉の面からのサポートを行いつつ、コロナ禍の生活に配慮した徴収活動を行っていくことを望む。

3 税は公平公正でなければならないので、不納欠損時効にならないように気をつけること。一人一人の滞納者の実情を把握し、十分に気をつけて業務を進めること。

4 カーボンニュートラルについては、さまざまな方面から考えていかなければならない。本町においては牛畜産のし尿処理問題の解決とあわせて、さまざまな脱炭素への取り組みが必要である。リサイクルセンターの福岡へのご

- み処理量について、値段交渉等をしてみること。
- 5 水道事業の徴収について、時効ということのないよう計画的徴収を心がけること。水道水の水質検査の委託先、選出方法や飲料水ペットボトル販売量など、いろいろな調査検討をすること。
  - 6 住宅（空き教員住宅）の活用については、他の課と連携、情報を交換し、住宅問題の解決に取り組んでいくこと。ウプインジュは更なる対策が必要と思われるので、関係課と対策を進めていくこと。道路の幅員はのり面の構造を工夫し、広くとって施工するよう検討すること。
  - 7 家畜排せつ物の対策は生活用水等に直結するので、今後更なる対策は不可欠であり、そのために何ができるかを考え、対策を進めていかなければならない。有害鳥獣は増えてからでは後手に回るので対策をすること。試験栽培の作物が、新たな特産品、加工品となるよう努力をすること。
  - 8 観光地としての整備がなされた場所が、いつまでも観光地として魅力的な景観であるよう関係機関と連携すること。デジタルマーケティングを活用した誘客、また、世界自然遺産登録に伴う沖縄全域からの誘客にも力を入れること。
  - 9 体育施設のアフターコロナの活用について、関係機関と連携し誘客のイベント創出などヨロン島観光協会、商工観光課、スポーツ団体と連携し、施設の活用をお願いする。また、教職員も与論の海を体験し、児童生徒へ魅力を伝えることが郷土教育でもあり大切であるので、是非海と触れ合い、学べる機会をこれからも企画すること。行事の統廃合について町民から意見が出ているので、検討をお願いする。

以上。

○議長（高田豊繁君） ただいま決算審査特別委員長から申し入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることを決定しました。

-----○-----

日程第9 陳情第9号 島の宝・全児童生徒へ適切な学校給食を提供し、心身の健全育成に努めること

日程第10 陳情第11号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第9、陳情第9号及び日程第10、陳情第11号について一括で議題とします。

日程第9、陳情第9号「島の宝・全児童生徒へ適切な学校給食を提供し、心身の健全育成に努めること」及び日程第10、陳情第11号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第9号、島の宝・全児童生徒へ適切な学校給食を提供し、心身の健全育成に努めること」「陳情第11号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（お願い）」の2件について審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月8日水曜日午後2時30分から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

はじめに、陳情第9号について、審査の経過と結果を申し上げます。

本陳情は、学校給食法にも定められた、第8条、学校給食実施基準に則り、島の宝・全児童生徒の健全育成のため、他児童生徒同様アレルギー対応食、減塩対応食等の特別食が状況の変化で断続することなく、確実に実施するように努めることを求めているものです。

このことについては、学校給食実施基準の策定に当たって、令和2年12月に策定に関する調査研究協力者会議の報告の中において、国民を取り巻く社会生活環境の変化は子供たちの心身の健康にも大きな影響を与えており、さまざまな課題が顕在化している。生涯にわたって健康な生活を送るため、子供たちに健全な食習慣を身につけさせることが重要と報告されている。

令和3年2月12日に、学校給食実施基準の一部改正があり、「学校給食の食事内容の充実について、食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること」と明記されていることから、アレルギー対応食、減塩対応食等の特別食への町当局の学校給食行政に対して、児童はもとより保護者等が不安感や不信感を抱くことのないよう、また状況の変化によって断続することのない

よう、給食センターにおける作業現場の状況把握並びに管理指導の徹底のため、制度構築がなされるべきであるとの結論に至り、全会一致で採択するものと決定いたしました。

次に、陳情第11号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（お願い）について、審査の経過と結果について申し上げます。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方財源の確保を求める意見書の提出の陳情であり、本町も例外ではなく、来年度においても財源不足が避けられない厳しい状況に直面しているため、意見書の提出を行い、地方財政の充実を強く国に求めていくことが不可欠であるとの結論に達し、全会一致で採択することと決定しました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第9号、島の宝・全児童生徒へ適切な学校給食を提供し、心身の健全育成に努めることについて討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号、島の宝・全児童生徒へ適切な学校給食を提供し、心身の健全育成に努めることについてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号、島の宝・全児童生徒へ適切な学校給食を提供し、心身の健全育成に努めることについては、採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 陳情第12号 飲食店及び酒類販売事業者への支援拡充について

○議長（高田豊繁君） 日程第11、陳情第12号「飲食店及び酒類販売事業者への支援拡充について」を議題とします。

本案は、本会議で審査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

ここで、配布資料を御審査いただきたいと思います。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

お諮りします。陳情第12号、飲食店及び酒類販売事業者への支援拡充については、採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号については、採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第12 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（高田豊繁君） 日程第12、発議第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第3号。提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論

町議会議員、野口靖夫、賛成者、与論町議会議員、大田英勝。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書」上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、社会的・経済的影響は甚大なものがあり、本町においても町民の多くが終わりの見えない状況に不安を抱えています。今後の町財政においても、地方税・地方交付税など、大幅な減少等になりかねない厳しい状況に直面しています。

このような状況において、町民の不安を払拭するためにも安定的な町行政のサービスが必要であり、地方税・地方交付税の安定的な支援が必要であり、そのため一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



-----○-----

**日程第 1 3 閉会中の継続審査・調査について**

○議長（高田豊繁君） 日程第 1 3、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 3 回与論町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後 3 時 4 2 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 大田英勝